

ISSN 0448-4347

宗 務 時 報

No. 1 2 2

平 成 3 0 年 3 月

文 化 庁 文 化 部 宗 務 課

目 次

論 説

宗教法人と墓地（霊園）に関する法律問題

愛媛大学法文学部教授 竹 内 康 博…………… 1

判 例

根抵当権設定登記抹消登記手続等請求控訴事件…………… 16

（１）平成２８年６月６日 高松地方裁判所丸亀支部判決…………… 17

（２）平成２８年１１月２５日 高松高等裁判所判決…………… 28

行政資料

東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための

指定寄附金制度の期間の延長等について…………… 35

（１）平成２９年４月５日各都道府県私立学校主管課，宗教法人事務担当課等宛

て文部科学省大臣官房政策課事務連絡…………… 36

（２）東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定

寄金の取扱要領…………… 39

（３）平成２９年４月１１日各都道府県宗教法人事務主管課宛て文化庁文化部宗

務課事務連絡…………… 55

（４）平成２９年４月１１日各文部科学大臣所轄宗教法人宛て文化庁文化部宗務

課事務連絡…………… 56

（５）指定寄附金制度に係る申請の手引（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集

する場合）…………… 57

（６）申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）…………… 67

（７）指定寄附金制度に係る申請の手引（包括宗教法人が被包括宗教法人を取り

まとめて一括して募集する場合）…………… 75

（８）申請様式（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集す

る場合）…………… 88

（９）東日本大震災で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について（概要） 103

（１０）手続のフローチャート イメージ（包括宗教法人が被包括宗教法人を取

りまとめて一括して募集する場合）…………… 104

（１１）指定寄附金の申請について（図）…………… 106

（１２）東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

（平成３０年３月１日現在）…………… 107

『文化庁月報』宗務行政記事総目録	108
------------------------	-----

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移	
（1）過去5年宗教法人数の推移（平成24～28年）	119
（2）過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成25～29年）	119
2 宗教法人審議会	
（1）宗教法人審議会委員の異動	120
（2）宗教法人審議会の開催状況	121
3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成29年度）	
（1）宗教法人実務研修会	122
（2）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	125
4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成29年度）	
（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）	126
（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	126
5 宗教法人向け研修会の実施予定（平成30年度）	128
6 平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成30年3月1日現在）	130

※ 本書における外部有識者の寄稿文について、文中における意見等は、著者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

宗教法人と墓地（霊園）に関する法律問題

愛媛大学法文学部教授 竹内 康博

1. 宗教法人が経営する墓地（霊園）の現状

『平成 27 年度衛生行政報告例』（厚生労働省）によれば、全国の墓地総数は 865,718 か所と報告されている（この数字は、各都道府県から種類別に報告された墓地数を集計したもので、実際の墓地数はこれよりも多いと思われる。ちなみに、著者が 10 年以上にわたって居住し、各地で調査を行ってきた愛媛県には、墓地台帳に記載されていない墓地が多く見受けられた）。

この内、地方公共団体が経営する墓地が、30,732 か所、民法法人が経営する墓地が、558 か所、宗教法人が経営する墓地が、57,646 か所、個人墓地が、699,053 か所、その他 77,729 か所となっている。

ちなみに、『宗教年鑑 平成 29 年版』によれば、単位宗教法人 181,098、包括宗教法人 399、合計 181,497 となっている。この内、仏教系の宗教法人に限れば、単位宗教法人 77,168、包括宗教法人 168、合計 77,336 となっている。

京都市には吉田神社（正確には、宗教法人太元講社が経営・管理）の神葬祭墓地も存在するが、極めて例外的存在であり、我が国の場合、墓地を経営している宗教法人のほとんどが仏教系であることを考えれば、仏教系宗教法人（寺院）の約 74% は、寺院墓地を経営していることになる。

さらに、宗教法人が経営する墓地数を都道府県毎に比較すると、多い順に、徳島県の 6,061 か所、愛知県の 3,056 か所、東京都の 2,848 か所、埼玉県の 2,758 か所、千葉県の 2,339 か所と続く。徳島県を除けば他の都県は人口が多い都県であるので、寺院墓地の多さは人口との関係で説明が付きそうであるが、徳島県については別の要因が働いているとしか考えられない。

逆に少ないところは、鹿児島県の 34 か所、沖縄県の 47 か所、高知県の 70 か所、香川県の 154 か所、富山県の 199 か所となっている。沖縄県は、そもそも仏教系寺院が少ないということから、寺院墓地の少なさの説明がつくが、他の県については理由が判然としない。強いて挙げれば、明治初期の段階で廃仏毀釈が強力に実行され、多くの寺院が廃寺となったために寺院墓地が少なくなったとも考えられるが、具体的な証拠はない。今後の研究課題とした。

2. 近代以降の墓地行政と宗教法人墓地

(1) 布告・達時代の墓地行政

我が国では、幕末から明治初期の時点においても個人墓地、同族墓地、集落墓地、寺院墓地などの様々な形態の墓地が各地に存在していたが、これらの墓地には、近代法的な意味での「私有」という考え方が極めて希薄で、葬祭の習俗的規制と同様、その地方の慣習的規制に委ねられていた。

このような状況の中で出された明治以降の墓地ないし埋葬に関する法令は、次の二つの特色を有していた。第一は、行政的取締法規として、主として衛生および都市行政管理の見地から墓地埋葬に関して規制したものであり、第二は、租税徴収の目的から、墓地使用についての従来の曖昧かつ不明確な墓地共同体としての規制を外し、これを官有地・公有地・民有地に区分しつつ近代法的な規制を加えようとしたものである。

その中で、宗教法人墓地に大きな影響を与えたものが、以下の法令である。

① 社寺領上知（地）令

太政官 第四 明治四辛未年正月五日（布）

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候処各版籍奉還之末社寺ノ
ミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付今度社寺領現在ノ境内ヲ除ノ外一般上知
被仰付追テ相当禄制被相定更ニ廩米ヲ以テ可下賜事
但当年年収納ハ従前之通被下候事

この布告は、諸大名が明治政府に版籍奉還を行ったことに伴い、社寺領の内「現在の境内地」を除いて上知するというものであった。ここで問題となったのが寺院の境内墓地であった。実際の上知処分は各地方の担当者に委ねられたため、「境内地」の解釈が異なり、寺院に隣接する墓地であっても官有地とされた墓地が数多く見られた。中には、上知処分を免れるために当時の檀家総代や有力者の名義で地券の発行を受けた墓地もあった。

その後、社寺側からの強い要望もあり、「社寺等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」（昭和十四年四月八日法律第七十七号）が施行されたが、戦争の激化によって認定が行われなくなってしまった。戦後、日本国憲法の政教分離原則との関係から、再び問題となり「社寺等ニ無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和二十二年四月十二日法律第五十三号）が施行され、これによって一応の解決が計られたが、地方公共団体が有する墓地の譲渡は十分に行われず、後に裁判にまで発展する墓地もあった。

② 墓地設置禁止ニ関スル規則

明治六年十月二十三日太政官第三百五十五号達

從來猥ニ墓地ヲ設ケ候儀ハ不相成候処今般私有地ノ證券相渡候上ハ心得違ノ者モ難計ニ付耕地宅地ハ勿論林藪タリトモ許可ヲ得シテ新ニ墓地ヲ設ケ或ハ区域ヲ取広ケ候儀可令禁止就テハ忽墓地差支候郷村モ可有之候条管下諸寺院境内ヲ始其永久墓地ニ定ムヘキ場所取調図面ヲ副ヘ大蔵省ヘ可伺出此旨相達候事

但即今墓地差支候場所ハ相当ノ処分致シ置本文ノ通至急取調可申尤管下総体一時取調出来兼候ハハ差向墓地差支候郷村ヨリ取掛リ逐次同省ヘ可伺出事

(意味)

以前よりむやみに墓地を設けてはならないものとされていたが、このたび私有地に地券を発行するに当たって、心得違いをしている者もいるようなので、耕地宅地はもちろん林藪であっても許可のない墓地の新設あるいは拡張はこれを禁止する。ついでには墓地に支障を来す村もあると思われるので、管轄下の一般諸寺院境内をはじめその他永久墓地とすべき場所を調査し、図面を添えてこれを大蔵省に伺いでるよう達しするものである。

この達により、民有地であっても墓地の新設はもとより、墓地の拡張にも官庁の許可が必要となった。「管下諸寺院境内ヲ始」とあるように、寺院境内墓地も「永久墓地」として認められることになったが、寺院墓地の特色である自宗派の檀信徒に限るのかどうかは、定かではない。

③ 墓地埋葬取締規則

明治十七年十月四日太政官第二十五号布達

第一条 墓地及火葬場ハ管轄庁ヨリ許可シタル区域ニ限ルモノトス

第二条 墓地及火葬場ハ総テ所轄警察署ノ取締ヲ受クヘキモノトス

第三条 死体ハ死後二十四時間ヲ経過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス

但別段ノ規則アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四条 区長若クハ戸長ノ認許證ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス但改葬ヲナサントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第五条 墓地及火葬場ノ管理者ハ区長若クハ戸長ノ認許ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナサシムヘカラス又警察署ノ許可證ヲ得タル者ニ非サレハ改葬ヲナサシムヘカラス

第六条 葬儀ハ寺堂若クハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ

第七条 凡ソ碑表ヲ建設セント欲スル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其許可ヲ得シテ建設シタルモノハ之ヲ取除カシムヘシ

但墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス

第八条 此規則ヲ施行スル方法細則ハ警視總監、府知事（県令）ニ於テ便宜取設ケ

内務「卿」ニ届出ツヘシ
右布告候事

この規則は、我が国における最初の体系的な墓地法である。ここで注目すべきは、墓地には管理者が置かれることになったことと、所轄警察署の取締を受けるとされたことである。宗教法人法が施行される前なので、寺院に法人格はなかったが、寺院墓地には管理者が置かれることになったので、大半の寺院墓地では住職がその任に当たったと思われる。なお、第四条では改葬についても、所轄警察署の許可で足りるとしているのに、無縁墳墓の改葬についても、所轄警察署の許可があれば行うことができたわけであるが、その実際は不明である。

④ 墓地及埋葬取締規則施行細目標準（抄）

明治十七年十一月十八日内務省乙第四十号達 警視庁 府県

第一条 墓地ハ従前許可セラレタルモノニ限ル

但己ムヲ得サル事情アリテ之ヲ取広メ又ハ新設スル場合ニ於テハ地方庁ニ願出ヘシ

第二条 墓地ヲ新設スルハ国道県道鉄道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト凡ソ六十間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障ナキ地ヲ選ムヘシ

第三条 墓地ハ種族宗旨ヲ別タス其町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタルモノハ何人ニテモ之ニ葬ルコトヲ得其従前別段ノ慣習アルモノハ此限ニアラス

＜略＞

第九条 墓地火葬場ニハ必ス管理者ヲ置キ其姓名ハ区役所又ハ戸長役場ニ届ケ置クヘシ

この達により、墓地の拡張及び新設の許可権が地方庁に移譲された。そこで、各府県は、各々墓地の拡張および新設に関する規則並びに警察上の取締規則を定めた。

なお、この達は、墓地を原則として共葬墓地（宗旨宗派を問わず埋葬できる墓地）としたが、「其従前別段ノ慣習アルモノハ此限ニアラス」と規定しているので、明治一七年時点においても非共葬墓地（同族墓地のように一族だけの墓地や、寺院墓地のように自宗派の檀信徒に限る墓地）を認めていたと考えられる。

（２）「墓地、埋葬等に関する法律」と宗教法人墓地

この法律の制定については、昭和 23 年 5 月 26, 28 日に開催された衆議院厚生委員会（実質的な審議は 26 日）と 5 月 27, 28, 31 日（実質的な審議は 27, 28 日）に開催された参議院厚生委員会において審議・可決され、昭和二十三年五月三十一日法律第五十八号として公布、施行された。

以下は、その際の議事録の一部である。

従来墓地、納骨堂または火葬場の管理、及び埋葬、火葬等に関しましては、次の三つの規則、すなわち墓地及び埋葬取締規則、これは明治十七年太政官布達第二十五号であります。それから墓地及び埋葬取締規則に違反する者処分方、これは明治十七年太政官布達第八十二号であります。さらに埋火葬の認許等に関する件、これは昭和二十二年厚生省令第九号であります。以上三つの規則によって規制されてきたのでありますが、これらの規則は昭和二十二年法律第七十二号、すなわち日本国憲法施行の際、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の第一条の四の規定によりまして、法律に改められたものとされたのであります。しかしながら同時にその効力は暫定的なものとしたしまして、必要な改廃の措置をとらなければならないことになっておりますので、その措置といたしまして、前掲三つの規則を総合した本法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

これにより「墓地埋葬取締規則」は廃止され現在の「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓地埋葬法」と略称）が制定された。

3. 宗教法人法と墓地（霊園）

「宗教法人法」（昭和二十六年四月三日法律第二百二十六号）第 1 条は、以下のように規定している。

第 1 条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

この規定は、宗教法人法の目的を定めたもので、「礼拝の施設その他の財産を所有し」とあるように、宗教法人が礼拝の施設だけではなく、これ以外の財産を所有することを認めている。

第 3 条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、

「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

- 一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）
- 二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）
- 三 参道として用いられる土地
- 四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

＜略＞

この規定は、境内建物と境内地を定義したものである。ところで、第四号の「宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地」に、宗教法人にとって本質的な要素と考えられている墓地が含まれるかどうかは明らかではない。

渡部 蒔（元文化庁文化庁宗務課課長補佐）は、宗教法人法の解説書『逐条解説 宗教法人法 第4次改訂版』（ぎょうせい、平成21年）の中で、「墓地は、通常、宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地と考えられる」として、これを境内地としている。

本稿2. 「(1) 布告・達時代の墓地行政」で述べたように、江戸時代から続く寺院墓地の経緯から考えても、寺院墓地は宗教上の儀式行事（納骨の際のお経や墓前での法要）を行うために用いられる土地であるので、宗教法人法第3条に規定する「境内地」と考えるのが相当である。

4. 墓地の新設・拡張と墓地埋葬法

「墓地埋葬法」は、墓地、納骨堂、火葬場の管理や埋葬等が、国民の宗教感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的として制定されたものである（同法第1条）。

墓地埋葬法第10条は（墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可）として、次のように規定している。

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

本条第2項の「墓地の区域の変更」は、一般的には墓地の拡張（希には縮小も考えられる）にあたるものであり、第1項の墓地の新設と同様、墓地の経営者は都道府県知事（政令指定都市にあっては、指定都市市長）の許可を受けなければならない。

ところで、明治以降の我が国の墓地行政は、厳格に行われてきたとはいい難く、地方によっては、それまでの慣習をそのまま踏襲してきた地方もある。そこで、墓地として許可された区域の一部しか墓地として使用されていない場合が、希ではあるが存在している。

例えば、墓地として許可された区域が500平方メートルあるのに、実際墓地として使用しているのは300平方メートルというような場合である。この場合、未使用の200平方メートルを墓地として使用するには、改めて墓地の拡張手続が必要かどうかという問題が生じる。しかし、この場合には、すでに墓地として許可されている以上、墓地の拡張にはあたらないので、墓地埋葬法に基づく墓地の拡張手続は必要ないと考える。

第12条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第13条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

宗教法人墓地においては、法人が墓地経営者となり、一般的には代表役員が管理者となって当該墓地の管理・運営にあたっている。

なお、第13条の「正当な理由」に関して、寺院側は異宗派の檀信徒からの埋葬蔵を拒むことはできないが、埋葬蔵を依頼する者は、寺院側が行う儀式・典礼を拒むことは許されないとされている（津地裁判決昭和38年6月21日、昭和33（ワ）第162号、下民集14巻6号1183頁以下）。

ところで、墓地埋葬法第10条の許可については、最高裁平成12年3月17日第二小法廷判決があり、以下のように判示されている。

墓埋法10条1項は、墓地、納骨堂又は火葬場（以下、墓地等）を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定するのみで、右許可の要件について特に規定していない。これは、墓地等の經營が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことにかんがみ、墓地等の經營に関する拒否の判断を都道府県知事の広範な裁量に委ねる趣旨に出たものであって、法は、墓地等の管理及び埋葬が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする法の趣旨に従い、都道府県知事が、公益的見地から、墓地等の經營の許可に関する拒否の判断を行うことを予定し

ているものと解される。

つまり、墓地等の経営許可については、都道府県知事の自由裁量にゆだねられており、各知事は墓地埋葬法第 1 条に規定する法の目的に即して判断しなければならない。

さらに、墓地の拡張や新設に関して、厚生労働省（旧厚生省）からいくつかの通達等が出されている。

昭和 21 年に出された「資料 1」の通知によれば、墓地の新設については、前述した明治 17 年内務省達乙第 40 号細目標準第 1 条によって、原則として、許可をしなかった。ただし、やむを得ない事由がある場合に限って、昭和 12 年 12 月 17 日付警保局発甲第 154 号通牒によって、市町村公共団体に、その必要な限度において認めた。しかし、個人または特殊の者の専用に供する墓地は、その理由の如何を問わず認めない方針であった。このため、仏教系寺院では、その多くが墓地を経営していたが、神道やキリスト教等においては、墓地を経営する施設はほとんどなく、墓地の新設要求が各地で出されたようである。特に、キリスト教の教会で墓地を設けているところがほとんど無かったため、占領下にあった我が国では占領軍を通じての圧力もあったと思われる。

そこで、墓地の新設については以下の基準が示された。

- (1) 市町村等公共団体に墓地新設の許可を与え、区画を設けて神道、仏教、キリスト教等の信者・信仰不明の死者の為の埋葬場所を明らかにし、使用上支障のないようにする。
- (2) 事情やむを得ない場合（どのような場合かは、何も示されておらず各公共団体の事情によるとと思われる）は、寺院、教会等にも、其の必要とする範囲内において新設を許可することも可能である。

なお、墓地の新設を許可すれば支障があると認められるような場合には、寺院、教会等の境内に納骨堂の設置を許可するようなことも考えられる。ただし、宗教の如何により、差別的な取扱をしたと疑われないよう留意することとされた。

昭和 41 年に出された「資料 2」では厚生省環境整備課長から茨城県衛生部長宛てに、次のように回答している。

- (1) 宗教事業の拡大発展を図るということのみで、ただちに「事情やむを得ざる場合」に該当するということとはできないので、墓地の拡張新設認められない。
- (2) 墓地の新設予定地が人家等から離れた山林等で、公共墓地が設置されえないような場合には、許可しても差し支えない。
- (3) 市町村経営の公園墓地では不足があることが明らかであれば、たとえ隣接する場所に個人が公園墓地を経営しても差し支えない。

つまり、「資料 1」，「資料 2」によれば，宗教法人等が墓地の拡張または新設を願ったとしても，常に許可されるとは限らない。あくまでも墓地を拡張または新設しようとする地域の実情に併せ，その許可権限を都道府県知事（現在では市区町村長）の自由裁量に委ねたものと考えられる。

なお，熊本県知事の行った墓地経営不許可処分について，「公共の福祉の見地とは国民の宗教的感情に適合するとか，公衆衛生の見地とかの同法 1 条に規定されている内容から推し量られるものに限るべく，これから大きくかけ離れる事情までも公共の福祉の見地に含むものと解することはできない。この点において自然環境破壊と災害の危険性の防止は，墓埋法 1 条の公共の福祉に含まれるものと解することはできず，本件墓地経営不許可処分は知事の裁量権行使の範囲を逸脱したものである。」という判決（熊本地裁昭和 55 年 3 月 27 日判決・昭和 49 年（行ウ）5 号・行政裁判判例集 31 卷 3 号 732 頁以下）が下された。この結果知事が行った不許可処分は取り消されることとなり，最終的には司法の判断に委ねられている。

ところで，墓地の新設については市町村等地方公共団体を原則としてきたことは，前述したとおりであるが，平成26年度厚生科学研究「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」によれば，全国推計では3分の1近い地方公共団体において公営墓地は未整備であるとの報告がなされている。

前述したように，平成27年度衛生行政報告例（厚生労働省・各都道府県，政令指定都市から報告された墓地数を分類し，集計した）によれば，全国の墓地総数は，865,718 か所となっており，この内で圧倒的多数を占めるのが個人墓地の699,053 か所である。地方公共団体墓地は，30,732 か所となっており，宗教法人墓地は，57,646 か所となっている。また，公益財団法人や公益社団法人が経営する，いわゆる民法法人墓地は，わずかに558 か所となっている。なお，その他墓地として，77,729 か所が報告されているが，集落が経営する共同墓地等がこれに当たるのではないかと思われる。

いずれにせよ，政府が指導を進めてきた「墓地の新設は原則として市町村等地方公共団体に限る」という指導は，約3分の1の市町村では実現されておらず，これに代わって宗教法人墓地の拡張・新設や公益法人（民法）墓地の新設という形で，戦後の墓地需要に対応してきたというのが実状であった。

5. 各都道府県・市町村の対応

墓地埋葬法の施行にあたっては，各都道府県において条例・規則を制定し，それぞれの地域の実情に合わせ，墓地埋葬法が運用されることとなった。特に，第 10 条の「墓地，納骨堂又は火葬場の経営等の許可」については，各都道府県の機関委任事務とされ，様々な許可要件が詳細に規定された。

「地方分権推進法」（平成 7 年 5 月 19 日法律第 96 号）の施行によって，墓地の許可

権限が都道府県知事から市町村長に委譲されたところもあった。その後、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）の施行によって、機関委任事務が廃止され、墓地新設、改廃の許可権は法定受託事務とされ、都道府県知事から市町村長への委譲が推進された。さらに、「地方分権改革推進法」（平成 18 年 12 月 5 日法律第 111 号）の施行に伴って、許可権限の委譲が促進され、沖縄県を最後に許可権限の委譲が完了した。

以下では、許可要件の概要を記載するが、すべてが必要であるとは限らない。したがって、墓地の拡張または新設の際には、各市町村の条例・規則にあたる必要がある。

（設置場所基準）

- ① 道路、河川等に近接しないこと
- ② 住宅、学校、病院等に近接しないこと
- ③ 飲料水を汚染するおそれのないこと

（構造設備基準）

- ① 境界に障壁等を設けること
- ② 通路を設けること
- ③ 排水路を設けること
- ④ 給水、ゴミ処理施設等を設けること
- ⑤ 一区画の面積（一定面積以上）

（その他）

- ① 隣接土地の所有者および使用者の承諾書
- ② 経営主体を地方公共団体と宗教法人に限定している場合がある
- ③ 経営主体が宗教法人の場合には、檀徒や宗徒総代の連署

6. 宗教法人が経営する墓地（霊園）と名義貸し問題

近年、宗教法人の名を借りて墓地の経営許可を受け、実質的には営利企業（不動産業者や石材業者など）が墓地経営を行うという、いわゆる「名義貸し」が問題となってきた。

これに対して、平成 12 年に出された「資料 3」厚生省（現厚生労働省）生活衛生局長通知は、墓地の経営主体について、市町村等の地方公共団体が原則であって、これによりがたい事情があっても宗教法人または公益法人に限られるとして、従前の厚生省の通知等を踏襲した。その上で、特に宗教法人の墓地経営を許可する場合には、宗教法人の名を借りて実質的に経営の実験を営利企業が握るいわゆる「名義貸し」の防止に留意す

る必要があるとし、「名義貸し」の具体例として、次のように述べている。

「まず寺院（宗教法人）に対して石材店等の営利企業（仮に A 社とする）が墓地経営の話を持ちかけ、この寺院は A 社より資金その他について全面的なバックアップを得て墓地の経営許可を受ける。ところが当の寺院は墓地販売権を始めとした墓地経営については実質的に関与しない取り決めが A 社との間で交わされている。そして A 社は墓地使用权とともに墓石を販売して多大な収益を得るが、これは一部を除いて寺院の収入とはならない。しかしながら、使用者とのトラブルについては、最終的な責任者は寺院にあるとして A 社は責任を回避する。そして、運営の安定性を欠いたまま、後には資金力のない寺院と墓地だけが残る、といったような事例である。」

これは、実際にあった事例を少しアレンジしたものであるが、墓地経営の許可にあたっての重要事項であり、「名義貸し」が行われてはいないかどうか、市町村の担当者は常に注意しなければならない。

さらに、許可後の経営管理に関する指針として、墓地経営を許可した後においても「名義貸し」について留意する必要があるとして、以下の例を挙げている。

「（墓地）経営を開始した後、墓地の売れ行きが思わしくなく財政状況が悪化したために、民間の営利企業が経営に介入し、実権を握ることによって名義貸しが行われる場合が想定されうる。」

これは、墓地の経営予測に問題があったとしか思えないが、将来的に被害が及ぶのは墓地使用者である。このようなことはあってはならないことであるので、経営許可の当初から中長期的な経営計画と、それを裏付ける資金計画を確認した上で、墓地経営許可を出すよう市町村の担当者は常に留意しなければならない。

資料１ 墓地の新設に関する件

昭和 21 年 9 月 3 日発警第 85 号

内務省警保局長，厚生省公衆衛生局長から各地方長官宛て連名通知

墓地の新設に関しては，明治 17 年内務省達乙第 40 号細目標準第 1 条により，原則としては，許可をせず，やむを得ない事由がある場合は，昭和 12 年 12 月 17 日付警保局発甲第 154 号通牒により，市町村公共団体には，その必要な限度に於いて認めるが，個人又は特殊の者の専用に供するようなものは，その理由の如何を問わず認めない方針である。

その為神道及びキリスト教等の新興宗教団体にとって，墓地の使用設定上種々の不便があり，之が緩和方が要求されるに至った。しかし，墓地の新設，拡張は成るべく限定して行い，必要やむを得ない場合を除き，荒無地を用いることと致したい。

よって今後は，おおむね左記要項に基いて，墓地使用上の指導をすると共に，その新設拡張をも許可するよう取り計らわれない。

右依命通牒する。

- 一 現在ある共同墓地については，総ての宗教の信者は，各自の宗教の意義に従って死者を葬らねばならぬという原則に従って，墓域内に各派毎に整然たる区割りを設け，神道，仏教，キリスト教等の信者の埋葬に支障なからしむること。
- 二 使用者の増加又は区画整理等の為従来の墓地著しく狭隘となり新設の必要ある場合は，市町村等公共団体としての許可を与え，区画を設けて神道，仏教，キリスト教等の信者・信仰不明の死者の為の埋葬場所を明らかにし，使用上支障なからしむること。
- 三 市町村等公共団体の管理に属する共同墓地の新設不可能にして，事情やむを得ざる場合は，寺院，教会等にも，其の必要とする範囲内に於いて新設を許可するも支障ないこと。
- 四 墓地の新設を許可すれば支障があると認められるような場合，寺院，教会等の境内に納骨堂の設置を許可するような考慮は支障ないこと。
- 五 山間等人里遠く離れた場所で，墓地の設け全く無く新設の必要ある場合は個人に許可するも支障ないこと。
- 六 墓地新設の許可にあたっては，宗教の如何により，差別的な取扱をしたと疑われないよう留意すること。

資料2 墓地、埋葬等に関する法律運営上の疑義について

昭和 41 年 5 月 23 日環整第 5041 号

環境整備課長から茨城県衛生部長宛て 回答

(問) 墓地の経営許可に関しては、墓地埋葬に関する法律及び昭和 21 年 9 月 3 日付内務省発警第 85 号(墓地の新設に関する件)により処理してきたところであるが、次のような場合の取扱について疑義がありますので、何分の御教示をお願いいたします。

記

- 一 宗教法人が、宗教事業の拡大発展をはかるため墓地の拡張新設をする場合昭和 21 年 9 月 3 日付内務省発警第 85 号通達第 3 項にいう「事情やむを得ざる場合」に解釈できるか。
- 二 宗教法人又は個人が公園墓地と称して比較的広大な土地(1 万坪)に墓地を新設しようとする場合、該当地が人家等から離れた山林等であれば前記通達第 3 項に係なく許可して支障ないか。
- 三 市町村経営の公園墓地新設の計画がある場合、その墓地の経営許可申請前に同地に隣接して個人が同様な公園墓地の経営をすべく土地買収をし、これらがともに申請された場合はいずれも許可して至要ないか。

- (答) 一 宗教事業の拡大発展を図るということのみで、ただちに「事情やむを得ざる場合」に該当するということとはできないこと。
- 二 公共墓地が設置されえないような場合には、差し支えないこと。
 - 三 市町村経営の公園墓地では不足があることが明らかであれば差し支えないこと。

資料3 墓地経営・管理の指針等について（抄）

平成12年12月6日生衛発第1764号

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて
厚生省生活衛生局長通知

2 墓地経営の許可に関する指針

（2）墓地経営主体

- 墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。

公益法人による墓地経営の許可に当たっては、当該公益法人が大臣認可の法人ではなく、かつ大臣認可となる予定がないことを確認する必要がある。これは、厚生省の通知等に示されているとおり、墓地埋葬法上の監督と公益法人の監督は一体となっていて行われることが望ましく、また、地域的な事業を関することも必要であり、厚生省が複数の都道府県で墓地事業を行う公益法人を監督するには限界があるからである。

- いわゆる「名義貸し」が行われていないこと。

この「名義貸し」については、その実態はなかなか究明できない場合もあり、何をもって具体的に「名義貸し」というのかは難しいが、問題となる事例としては例えば次のような場合が考えられる。まず寺院（宗教法人）に対して石材店等の営利企業（仮にA社とする）が墓地経営の話を持ちかけ、この寺院はA社より資金その他について全面的なバックアップを得て墓地の経営許可を受ける。ところが当の寺院は墓地販売権を始めとした墓地経営については実質的に関与しない取り決めがA社との間で交わされている。そしてA社は墓地使用権とともに墓石を販売して多大な収益を得るが、これは一部を除いて寺院の収入とはならない。しかしながら、使用者とのトラブルについては、最終的な責任者は寺院にあるとしてA社は責任を回避する。そして、運営の安定性を欠いたままで、後には資金力のない寺院と墓地だけが残る、といったような事例である。

こうした事例でもっとも被害が及ぶのは墓地利用者である。このような事態を防ぐことが行政の役割であり、このため、宗教法人担当部局と連絡をとりながら、実際に当該宗教法人が墓地経営を行うことができるかを十分に精査する必要がある。また、宗教法人の側も、自らが墓地経営の主体であることを十分に認識して事業に着手することが重要である。

- 墓地経営主体が宗教法人又は公益法人である場合には、墓地経営が可能な規則、寄附行為となっていること。

少なくとも宗教法人又は公益法人が墓地経営を行おうとするときには、規則又は寄

附行為の写しを提出させる必要がある。これにより、他にどのような事業を行っているのかなど、当該法人の概要も同時に知ることができる。

3 許可後の経営管理に関する指針

(3) 許可に関する指針の各事項についての再点検

- 名義貸しが行われていないこと。

経営を開始した後、墓地の売れ行きが思わしくなく財政状況が悪化したために、民間の営利企業が経営に介入し、実権を握ることによって名義貸しが行われる場合が想定されうる。このため、経営が必ずしも順調でない場合には特にチェックが必要となろう。

- 中長期的な経営の見通しが適切であること。

特に当初の見積もりと比べて収支の状況はどうなっているかを確認することが必要である。大幅な見込み違いがある場合、これを踏まえて中長期的な経営計画を変更する必要性が生じることも考えられる。

根抵当権設定登記抹消登記手続等請求控訴事件

本件は、控訴人がAとの間の銀行取引等に基づきAが負担すべき債務を担保するために、Aがその代表者として宗教法人である被控訴人の所有する原判決別紙物件目録記載の各不動産（以下、これらを併せて「本件不動産」という。）につき根抵当権設定契約を締結し、控訴人が同契約に基づき同不動産につき根抵当権設定登記を経由したことについて、被控訴人が、上記根抵当権設定契約は利益相反取引であるところ、宗教法人法及び被控訴人規則に定められた手続を欠くからその効力を生じないと主張して、控訴人に対し、上記不動産の所有権に基づく妨害排除請求として、上記根抵当権設定登記の抹消登記手続を求める事案である。原判決が被控訴人の上記請求を認容したため、控訴人が控訴を提起したが、主に下記のとおり理由から控訴が棄却された。

原判決も指摘するとおり、被控訴人は、Aとは別人格であって、約330人の信者を擁し、毎月宗教行事を行っている活動実態のある宗教法人であって、固有の保護すべき利益を認めざるを得ない。また、被控訴人が宗教法人としての活動実態を有していると認められることからすると、控訴人の主張するように、A以外の信者の保護法益が極めて小さいと認めることもできない。

仮に被控訴人の規則において財産処分について求められる手続が履践されたとか、同手続が履践されたことについて控訴人が信頼したとしても、これをもって、財産処分に関する手続とは別の、被控訴人と利益が相反する事項についての代表者の代表権の制限に関して必要な措置がとられたとか、同措置がとられたことを控訴人が信頼したと認めることができないことは明らかである。

原判決も指摘するとおり、控訴人は、本件設定契約の締結に当たって、本店審査部の審査も受けながらも、代表者であるAと被控訴人との間で利益が相反する取引に当たるとは全く認識していなかったのである。控訴人が取引を行うに当たっては、金融機関として関係法令を遵守することが強く要請される場所、一般に利益相反取引について法人の代表者の代表権が制限され所定の手続が必要となることは、宗教法人法21条の規定や被控訴人規則16条の規定をまたずとも、会社法や一般社団法人法などにも規定されているものであって、法にこうした規定があることは、一般にもよく知られている事項である。控訴人には、本件設定契約の締結に当たって、こうした基本的かつ重要な事項を看過したという重大な落ち度が認められるのであって、被控訴人に保護すべき固有の利益が認められることと対比すると、同契約を無効とすることが信義則に反するとまでいうことはできない。

(1) 平成28年6月6日 高松地方裁判所丸亀支部判決

平成26年(ワ)第124号 根抵当権設定登記抹消登記手続等請求控訴事件

原	告	宗教法人X
同代表者仮代表役員		P 2
被	告	株式会社Y銀行
同代表者代表取締役		P 1

主 文

- 一 被告は、原告に対し、別紙物件目録《略》記載の各不動産につき、別紙登記目録《略》記載の根抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

主文同旨

第二 事案の概要

本件は、宗教法人である原告が、銀行である被告に対し、原告と被告との間の根抵当権設定契約が利益相反取引に当たり無効である旨主張し、所有権に基づく妨害排除請求権として根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案である。

一 前提事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いがない。）

(1) 原告

原告は、昭和五九年××月××日に設立された宗教法人であり、その設立時からAが代表役員を務めている。原告の包括団体は宗教法人X'である。

(2) 所有不動産

原告は、別紙物件目録《略》記載の各不動産（以下「本件不動産」という。）を所有している。

(3) 根抵当権設定契約

原告は、Aを代表者として、平成二一年四月一七日、被告との間で、本件不動産について、Aが債務者である銀行取引・手形債権・小切手債権を被担保債権とする極度額二億円の根抵当権を設定する旨の契約を締結し（以下「本件設定契約」という。）、別紙登記目録《略》記載の根抵当権設定登記（以下「本件登記」という。）がされた。

(4) 原告規則

原告規則のうち本件訴訟に関わる規定は、以下のとおりである（いずれも原文のままである。）。

五条 この法人の公告は、事務所の掲示場に七日間掲示して行なう。

六条 この法人には、三人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

八条 代表役員は、責任役員のうちから神道管長が選任する。

二．代表以外の責任役員は、信者のうちから、代表役員が選任し、神道管長が任命する。

九条 代表役員の任期は終身とする。

二．代表役員以外の責任役員の任期は四年とする。但し、再任を妨げない。

（三、四項省略）

一〇条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

一一条 この法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

一六条 代表役員が、法人と利害相反する事項については、代表権を有しない。

この場合に於ては、信者のうちから信者総会に於て仮代表役員を選定し神道管長の任命をうけなければならない。

（二項省略）

二〇条 下記に掲げる行為をしようとするときは責任役員会の同意を得て神道管長の承認を受けた後、その行為の少なくとも一ヶ月前に信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。（ただし書省略）

一．不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し又は担保に供するとき。

二．借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）又は、保証するとき。

（三～五号省略）

三二条 この法人が解散したとき、その残余財産は次の者に帰属する。

一．現代表役員に帰属する。

二．代表役員が生存中その残余財産の帰属について責任役員会の決議がなされていた場合にはその指名された者に帰属する。

三．代表役員の死亡により解散するときは、死亡した代表役員の遺産相続人に帰属する。

（５） 仮代表役員の選定と任命

宗教法人X'の神道管長であるP8は、原告と被告との間に保証債務履行等請求事件（第一審・当庁平成二四年（ワ）第一八七号事件〔分離移送前・松山地方裁判所同年（ワ）第七一六号事件〕、控訴審・高松高等裁判所平成二六年（ネ）第一二五号、平成二七年（ネ）第三四号事件、以下「別件訴訟」という。）が係属したため、平成二四年八月三日、代表する事項を被告との取引、交渉、訴訟等の裁判手続（訴

訟代理人の選任を含む。)の一切として、原告世話役会が選任したP2を原告仮代表役員に任命した。原告は、同年一〇月二日、原告信者総会を開催し、原告信者総会は、原告世話役会の原告仮代表役員選任を追認した。その後、P2は、平成二六年九月一七日、原告仮代表役員として、本件訴訟を提起し、原告は、同年一〇月二六日、原告信者総会を開催し、原告信者総会は、P2が原告仮代表役員として本件訴訟を提起したことなどを追認した。P8は、同年十一月五日、代表する事項を被告との訴訟手続、執行、保全などの裁判手続、これに付随する供託や登記、そのための代理人を選任することの一切として、再びP2を原告仮代表役員に任命した。

(6) 別件訴訟の内容と結果

被告は、原告に対し、別件訴訟において、B株式会社(旧商号はB2株式会社、現商号はB3株式会社である。以下「B」という。)に対する貸付けについて、原告との間で限度額を九億円とする限度保証契約(以下「別件保証」という。)を締結した旨主張して、その限度額の限度で、Bに対する四口の貸付金の残元金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。しかし、別件訴訟は、平成二六年二月一七日、当庁において、別件保証の無効を主張することが信義則に反し権利濫用であるとまではいえないなどとして、被告の原告に対する請求が棄却され、平成二七年三月五日、高松高等裁判所において、被告の控訴が棄却され、その頃確定した。

(7) 担保不動産競売開始決定と不動産競売禁止仮処分命令

被告は、本件不動産について、本件登記に基づいて、担保不動産競売を申し立て(被担保債権元金は平成一七年八月二三日付け貸付金三億七〇〇〇万円の残元金)、平成二六年八月二九日、高松地方裁判所において、担保不動産競売開始決定がされた(同裁判所同年(ケ)第一一七号事件)。これに対し、原告は、その頃、本件不動産について、不動産競売手続停止仮処分命令を申し立て、当庁において、その旨の仮処分命令が発令された(当庁同年(ヨ)第八号事件)。

(8) 本件訴訟の提起

原告は、平成二六年九月一七日、被告に対し、本件設定契約が利益相反取引に当たり無効である旨主張し、本件訴訟を提起した。

二 争点

本件の争点は、本件設定契約の無効主張が信義に反して権利濫用に該当するか否かである。

三 当事者の主張

(被告の主張)

(1) 信義則違反・権利濫用

別件訴訟の控訴審判決は、主債務者であるB及び保証人である原告ともAが実質的に支配しており、原告解散時の残余財産がAに帰属することから、別件保証の無

効主張を認めた場合の不正義を説いている。そして、被告との間で原告の代表者をAとした契約が長期間にわたって続いていることも指摘している。

これらの摘示は、本件訴訟においても同様に、信義則違反・権利濫用の主張を肯定すべき事情となる。別件訴訟では、主債務者Bは、Aが支配しているとはいっても、Aとは別人格であるといわざるを得ない。しかし、本件訴訟では、主債務者はAなのであるから、本件設定契約の無効を認めた場合の不都合性・不正義は別件訴訟よりも大きい。

他方、別件訴訟の控訴審判決は、上記判示にもかかわらず、信義則違反・権利濫用の主張を認めていない。その理由は、「Xの法主体としての固有の保護すべき法益を認めざるを得」ないというものであり、これが信義則違反・権利濫用の主張を排斥した唯一の論拠であって、これ以外に信義則違反・権利濫用の主張を排斥すべき事情は存しない。

別件訴訟と本件訴訟において決定的に異なる事実関係として、別件保証とは異なり、本件設定契約に際しては、原告は、神道管長の承認を得、かつ、原告事務所掲示場に掲示して信者にこれを公告していた点がある。このような措置がとられているのは、公告という形で原告内部者に本件設定契約を周知せしめ、かつ、神道管長の承認という形で原告外部（上部組織）としてもこれを了解したことにより、二重の意味で原告の保護を図っているからである。

したがって、別件訴訟とは異なり、上記の措置がとられている本件においては、「Xの法主体としての固有の保護すべき法益」は考慮する必要がない（というよりも考慮が折り込み済みである。）。

以上のとおり、本件において原告が本件設定契約の無効を主張することは、信義則に反して権利濫用となる。

（２） 根抵当権設定の経緯

平成二一年二月一九日、被告△△支店に対し、債務者をB、A及びP 3の三名、第三債務者を被告ほかとする同月一八日付け高松地方裁判所丸亀支部からの債権差押命令二通が送達された。

これを受けて、被告△△支店担当者が事実確認をすると、上記の債権差押えの債権者は、いずれもBの出資者であり、出資金の返還について和解が成立していたが、Bが和解金を支払わなかったため差押えに至ったものであると判明した。また、Bが和解した出資者は他にも多数おり、和解金額の総額は一億円ほどに上るとのことであった。

当時、既にBは資金繰りが悪化し、被告ほか金融機関との間で経営改善計画策定に向けて交渉がされている最中であり、事態は極めて深刻な状況に陥った（銀行取引約定上、債務者又は保証人の被告に対する預金について差押えがされることは貸金債務の期限の利益当然喪失事由となっている。）。被告としては、Bの経営再建を見限り債権回収一本の方針に転換することも考えられたが、追加担保設定により保

全強化を図れるならば期限の利益喪失を猶予することで被告とBとの間で話し合いがまとまったため、根抵当権設定に至ったものである。なお、根抵当権の主債務者をBではなくAとした理由は、Bを主債務者とする貸付けについては既に物的担保により保全が十分図れていた一方、Aを主債務者とする貸付け（Bが保証人として参加している。）については物的担保による保全が十分でなかったことによる。

以上のとおり、別件訴訟の控訴審判決の言い回しを本件訴訟において用いるならば、「仮に本件根抵当権設定が無効であるとの主張を許すならば、Aが恣に金融機関（被告）から期限の利益喪失猶予・経営再建の機会の賦与という利益を受けながら、宗教法人（原告）をいわば隠れ蓑にして金融機関の回収を頓挫させる結果となることを看過するのではないかとの疑念」は、別件訴訟と同様、本件訴訟においても存するのである。

（３） 補充主張

ア 銀行預金に対する差押えは、銀行に対する債務について期限の利益当然喪失事由となっており、その後債権差押えが取下げ等に至っても自動的に期限の利益が復活するわけではない。ただし、銀行実務上、債務者救済のため、約定上は期限の利益喪失事象が発生している場合でも、今後の経営再建が見込まれるのであれば、債務者側と協議して期限の利益喪失を宥恕する取扱いは見られる。

本件においても、預金差押えにより、B、A、そして原告の被告に対する債務について期限の利益当然喪失事象が発生した（主債務者の預金のみならず保証人の預金についての差押えも期限の利益当然喪失事由とされている。）。そのため、被告としては、その時点で、残存債権額全額につきBや原告に請求を行い、あるいは担保権を実行することが可能であった。しかしながら、Aからの懇願により、被告は、その後もBや原告との取引を継続することとしたのであり、その条件として債権保全の強化（根抵当権の設定）を要請したのである。

イ Aは、当時の原告やB等の関連グループのトップとして君臨しており、その影響力が絶大なものであったことは別件訴訟の控訴審判決でも認定されている。本件においても、この事実は、乙二号証の署名捺印に際し、P2は内容を理解していなかったにもかかわらず、Aの指示で簡単に署名捺印を行ったことから容易に窺い知れる。

原告の所在地（本件不動産）は、外観上、敷地周囲を塀で囲まれ、敷地北側の出入口には「A'〈注・Aの名字〉」という表札のみ掲げられており原告の名称を示す看板等は掲げられていない。Aは原告の本堂建物で生活しており、Aの子であるP3も同一敷地内に二階建ての建物を構えて居住している。外部の者が見れば、本件不動産は「A家」を示しているにすぎないのである。

上記のとおり、周囲から見れば明らかに「原告すなわちA」という図式が成り立つのであって、形式上の利益相反を理由として無効を主張することが実態を見据えていないものであり妥当でないことは明らかである。

ウ 被告としては、一定程度の書類の徴求は行っているものであり、手続は適正にされているものと信頼していた。原告は、公告手続は実際に行われていない旨主張するが、重要なのは公告が実際に行われたか否かでなく、実際に行われたことを証する書面に原告関係者複数が署名捺印し、それを受領した被告において公告がされたと信頼したことである。

本件において、宗教法人法や原告規則に則った正規の手続は確かにとられていない。しかしながら、実質論としてそれほど重要ではない書類上の不備を針小棒大に捉えて無効を主張することがおよそ公平を欠くものであることは明らかである。

(原告の主張)

(1) 被告の主張(1)に対する反論

ア 主債務者がBであれAであれ、主債務者と原告が別人格であることは動かし難い事実であるから、この点について、別件訴訟と本件訴訟との間に差異はない。

別件訴訟の控訴審判決は、「第一審被告Xの本件保証契約が無効であるとの主張を許すならば、Aが恣に金融機関から巨額の資金を引き出しながら、宗教法人をいわば隠れ蓑にして金融機関の回収を頓挫させる結果となることを看過するのではないかとの疑念も容易に払拭し難い面もないではない。」という。しかし、本件では、平成一七年八月にAが被告から借り入れた後、平成二一年になって被告から追加担保として本件不動産への担保権設定を求められた、という事案である。

そうすると、被告は、Aに対する貸付けをした時には本件不動産を引き当てとしていなかったのであるから、原告が本件設定契約の無効を主張しても、被告の与信判断を誤らせることにはならない。Aが「宗教法人をいわば隠れ蓑にして金融機関の回収を頓挫させる結果」にはならないのである。

イ 念のため、平成一七年八月のAへの被告の貸付けについて言及する。

(ア) 被告は、平成一一年五月六日、Bに対し、A(B代表取締役)及びC有限会社(以下「C」という。))「所有の土地及び病院の購入資金として、六億一〇〇〇万円を融資した。Bは、この資金によってDの敷地の一部及び建物を取得した。

(イ) ところが、被告は、平成一七年八月二三日、A(B代表取締役)に対し、Dの土地及び建物の購入資金三億七〇〇〇万円を融資し、売買代金をBの預金口座に入金させ、これを上記(ア)の融資資金残高三億五五九〇万円の弁済に充当した。

Aを主債務者とする金銭消費貸借証書(平成一七年八月二三日付け)の連帯保証人欄には、B及びCの記名押印(Cについては抵当権設定契約証書も作成)がされているが、いずれも両者の代表者であるAに対する貸付けについて保証

又は抵当権を設定するものであるから利益相反取引であった。しかし、これら利益相反取引を有効にするための手続は履践されなかった。

上記の貸付けの際に抵当権が設定されたCの土地及び建物については、被告によって既に競売されており、被告は債権回収を行っている。

(ウ) 以上からすると、被告は、まず、Aに融資する形式をとってBに対する貸付債権を回収した。そして、上記(イ)の競売によってAに対する貸付債権を回収した上、Bの民事再生手続において、上記(イ)の保証契約に基づく債権届をし、再生計画(金銭及びBの株式によって債権額を一〇〇%弁済する内容)に基づく弁済を受け続けている。

したがって、現実にも「金融機関の回収を頓挫させる結果」は生じていない。

ウ 本件設定契約について、原告が事務所掲示場に掲示して信者に公告した事実はない。

また、乙一、二号証に記載された内容をみると、宗教法人法二三条及び原告規則二〇条が規定する手続を履践しようとしたもののようである。しかし、かかる手続は宗教法人が財産を処分しようとする際に必要なものである反面、宗教法人法及び原告規則は利益相反取引について財産処分の場合とは異なる規律を定めている。仮に原告が本件設定契約について事務所掲示場に掲示して公告した事実があったとしても、そのことによって利益相反取引について宗教法人法及び原告規則が定める手続を履践したことにはならない。また、公告が原告の「法主体としての固有の保護すべき法益」を否認して原告とAを同一視する根拠ともなり得ない。

加えていうと、利益相反取引について、被告担当者は全く思い至っていなかったものであり、被告には「金融機関として王道ともいうべき作業を怠った」重過失が認められる。そうである以上、仮に公告があったとしても、そのことのみで、信者三百数十名を擁する原告の「法主体としての固有の保護すべき法益」を否認して無効主張を許さないのは公平を欠く。

(2) 被告の主張(2)に対する反論

被告の主張は、いずれもBのことであり、追加担保の設定をBとの間で合意したというのである。

確かに、Aの預金債権の差押えがされたが、Bは、平成二一年二月二三日、差押債権の全額を支払っている。それ故、期限の利益喪失の問題は解消されている。

被告は、Bの事情を主張し、Bとの話し合いで追加担保設定により保全強化を図れるのであれば、期限の利益喪失を猶予するというのであるから、保全強化、すなわち債権保全の対象は被告のBに対する債権であるはずである。しかし、当時の被告△△支店長は、明確にこれを否定し、Aに対する債権を担保することが目的であったとしている。被告の主張が事実と反していることは明らかである。

そればかりか、被告は、「Bを主債務者とする貸付けについては既に物的担保により保全が十分図れていた一方、Aを主債務者とする貸付け（Bが保証人として参加している。）については物的担保による保全が十分でなかった」と主張しており、Bに対する債権の追加担保ではなく、Aに対する債権の担保であると言っているのである。被告の主張は矛盾している。

当時の被告△△支店長は、「今後も引き続きY銀行は同様に支援していくということで入れていただいたものですから、取り下げられたからと言って追加担保が必要ないということではございません。」と供述し、期限の利益喪失と追加担保は無関係で、Aに対する融資の担保が不足していたことが追加担保を求めた理由と明確に供述している。Aの預金が差し押さえられたときに、Bが全額支払ったので口座を凍結する理由は解消したが、被告は口座凍結解除の条件として追加担保を要求したのである。

（３） 補充主張

ア 本件設定契約が利益相反取引であることは、契約書から明らかである。P 4 証人は、本件設定契約当時、被告△△支店渉外課長であり、一六、七年目のベテラン行員であったにもかかわらず、利益相反取引であることに全く思いが至っていなかった。しかも、P 4 証人だけでなく、当時の被告△△支店長も、被告本店審査部も気付いていなかった。

また、当時の被告△△支店長及びP 4 証人は、原告規則を提出させていたにもかかわらず、その内容を見ていなかった。加えて、P 4 証人は、宗教法人と取引するに当たって宗教法人法を確認しなかった上、本件設定契約の適法性の確認も怠っていた。

そうすると、別件訴訟の控訴審判決に従えば、被告には「金融機関として王道ともいうべき作業を怠った」重過失があるといえる。

イ 本件において、乙一、二号証のワープロ打ち部分をP 4 証人が作成したことは当事者間に争いが無い。他方で、原告は、Bの被告に対する債務について連帯保証し、Bは預金債権が差し押さえられて期限の利益を喪失しかねず、連帯保証人である原告も一括弁済を求められかねない弱い立場にあった。そのため、原告が本件設定契約の締結を断ることは事実上不可能であった。さらに、乙二号証の「平成二一年四月一七日」及び「一ヶ月前に」という手書部分についても、被告側が記載したものである。

以上からすると、本件設定契約の締結手続は、被告が主導して行ったものである。

ウ 本件不動産は、原告の主たる事務所の所在地にある「X」及びその敷地であり、宗教法人である原告にとって宗教活動を行う上での本拠地である。換言すると、本件不動産は、原告が宗教活動を行う上で不可欠な存在であり、そのことは原告の信者にとっても同様である。

そうすると、仮に本件設定契約の無効主張を許さなかった場合、原告及び信者が失うものは、宗教活動の本拠地であり、ひいては宗教活動の自由という憲法が保障する基本的人権である。

第三 当裁判所の判断

一 後掲の証拠《略》等によれば、以下の各事実がそれぞれ認められる。

- (1) Aは、原告代表役員であるとともに、マッサージ師として施療院を開設し、昭和六三年に医薬品販売等を目的とするCを設立し、平成二〇年十一月頃までCの代表者を務め、また、平成五年に医療器具等の製造、販売等を目的とするB（当時の商号はB 2株式会社）を設立し、平成二一年三月までBの代表取締役を務めた。P 3は、Aの養子であり、医師としてDを開設していた。
- (2) 原告は、昭和六二年に被告（当時の商号は株式会社Y' 銀行）との間で相互銀行取引約定を締結し、その頃、被告に対して原告規則を交付した。原告は、昭和六三年三月一日、被告との間で、本件不動産のうち別紙物件目録《略》記載一の土地について、原告が債務者である相互銀行取引（後に銀行取引に変更）・手形債権・小切手債権を被担保債権とする極度額二億円（極度額は四回変更されて最終的に二一〇〇万円）の根抵当権を設定する旨の契約を締結し、その旨の根抵当権設定登記がされ、また、平成二年二月一日、被告との間で、本件不動産のうち別紙物件目録《略》記載二の建物について、同様に根抵当権を設定する旨の契約を締結し、その旨の根抵当権設定登記がされた。その後、被告は、平成四年三月一三日、原告に対し、一億四四八〇万円を貸し付け、原告は、被告に対し、遅滞することなく返済を続けた。
- (3) Bは、平成六年九月九日、被告との間で、銀行取引約定を締結し、銀行取引約定に基づく取引を開始した。原告は、Bの銀行取引約定締結に際し、被告との間で、Bの銀行取引債務につき限度額を一億円とする保証契約を締結するとともに（Cも同様の保証契約を締結）、本件不動産について、Bが債務者である銀行取引・手形債権・小切手債権を被担保債権とする極度額一億円（その後に極度額は一億五〇〇〇万円に変更）の根抵当権を設定する旨の契約を締結し、その旨の根抵当権設定登記がされた。また、原告は、平成一四年三月頃、被告との間で、Bの銀行取引債務につき限度額を九億円とする保証契約を締結した。さらに、原告は、平成一五年六月二四日、被告との間で、本件不動産について、Bが債務者である銀行取引・手形債権・小切手債権を被担保債権とする極度額七億五〇〇〇万円の根抵当権を設定する旨の契約を締結し、その旨の根抵当権設定登記がされた。
- (4) この間、被告は、平成一一年五月六日、Bに対し、D所在の土地建物の購入資金として六億一〇〇〇万円を貸し付けた。その後、被告は、平成一七年八月二三日、Aに対し、D所在の土地及び建物の購入資金として三億七〇〇〇万円を貸し付け、その売買代金をもって上記のBに対する貸付金残額が決済された。

- (5) 被告は、平成一七年施行の民法改正に対応して、Bの銀行取引債務についての原告及びCの限度保証契約を更新することとした。原告は、平成一九年一月二日付けで、被告との間で、Bの銀行取引債務につき限度額を九億円とする限度保証約定書を作成した(別件保証)。また、Cも、同日付けで、被告との間で、Bの銀行取引債務につき限度額を一億円とする限度保証約定書を作成した。
- (6) 当庁において、平成二一年二月一八日、B、A及びP3を債務者、被告ほか一名を第三債務者とする債権差押命令が発令された(当庁平成二一年(ル)第三八号、第三九号事件)。Bは、同月二三日、債権者に対し、上記の差押命令に係る債権全額を支払い、上記の差押命令に係る申立ては取り下げられた。その後、Aは、被告に対し、預金の払戻請求を行うも、被告は、Aの債務(上記(4)の債務)について物的担保による保全が不十分であることを理由として追加担保を要求した。
- (7) 原告は、Aを代表者として、平成二一年四月一七日、被告との間で、本件設定契約を締結し、本件登記がされた。その際、原告は、被告に対し、原告規則を提出するとともに、宗教法人X'作成の承認書とP2ほか二名作成の公告を確認する書面を提出した(この二つの書面は、被告において文面をワープロで作成したものに署名押印がされたものであった。)。また、本件設定契約は、被告本店審査部の審査を経て締結されたものであった。他方で、被告は、同日、Bの物的担保が十分であることを理由として、本件不動産について、Bが債務者である根抵当権(上記(3)の各根抵当権)を放棄するとともに、原告が債務者である根抵当権(上記(2)の根抵当権)の極度額を二一〇〇万円に変更した。
- (8) Bは、平成二三年四月五日、大阪地方裁判所において、民事再生手続開始を申し立て(同裁判所同年(再)第九号事件)、その後再生手続開始決定を経て、同年一月頃、再生計画を認可する旨の決定がされた。
- (9) 原告は、平成二五年九月一〇日、上記(2)の被告に対する債務を完済した。また、別件訴訟が確定したため、上記(2)の根抵当権の被担保債権の不存在が確定し、被告は、平成二七年六月頃までに、上記(2)の根抵当権を任意で抹消した。
- (10) 原告の信者数は、現在約三三〇名である。

二 以上に基づいて、本件の争点について検討する。

- (1) 宗教法人法二一条一項は、「代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。」と定め、原告規則一六条一項は、「代表役員が、法人と利害相反する事項については、代表権を有しない。この場合に於ては、信者のうちから信者総会に於て仮代表役員を選定し神道管長の任命をうけなければならない。」と定める(前提事実(4))。上記の各規定は、代表役員が利益相反取引を行うことにより宗教法人の犠牲において自己又は第三者の利益を図ることを防止する趣旨と解される。

そして、本件設定契約は、原告について、Aが代表者として、Aが債務者である根抵当権を設定する旨の契約であったから（前提事実（3））、利益相反取引に当たることが明らかなである。

そうすると、本件設定契約は、宗教法人法二一条一項及び原告規則一六条一項に照らし、無効である。

- （2） この点、被告は、本件設定契約の無効主張が信義に反して権利濫用に該当する旨主張し、信義則違反・権利濫用の事情として、主債務者であるAが根抵当権設定者である原告を実質的に支配していることや、原告解散時の残余財産がAに帰属することなどを主張する。

確かに、Aは、原告設立時から代表役員を務め（前提事実（1））、原告規則上も、原告代表役員の任期は終身であって、代表役員以外の責任役員は代表役員が選任すること（前提事実（4））に照らすと、Aの原告に対する影響力は大きいものと認めるのが相当である。しかしながら、Aと原告とは別個の法主体であり、原告の信者は現在約三三〇名であるから（前記一（10））、原告規則において原告の解散時に現代表役員に残余財産が帰属する旨が定められていることを考慮したとしても、原告は法主体として固有の保護法益があるというべきである。

- （3） また、被告は、本件設定契約に際しては、原告において、神道管長の承認を得、かつ、原告事務所掲示場に掲示して信者にこれを公告していた旨主張する。

そこで検討するに、宗教法人法二三条は、「宗教法人（…）は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ（…）による外、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。（ただし書省略）一 不動産又は…を処分し、又は担保に供すること。二 借入（…）又は保証すること。（三～五号省略）」（三点リーダー部分は中略である。）と定め、原告規則二〇条は、「下記に掲げる行為をしようとするときは責任役員会の同意を得て神道管長の承認を受けた後、その行為の少なくとも一ヶ月前に信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。（ただし書省略）一 不動産又は…を処分し又は担保に供するとき。二 借入（…）又は、保証するとき。（三～五号省略）」（三点リーダー部分は中略である。）と定める（前提事実（4））。上記の各規定は、宗教法人の財産は、信者の寄進によることが多く、その財産の保全を適正にする趣旨と解するのが相当である。

被告の主張する措置は、宗教法人法二三条及び原告規則二〇条に沿ったものであると解される（もっとも、原告責任役員会の同意に係る証拠はない。）。しかしながら、上記の各規定は、利益相反取引の規制とは趣旨が同じではないし、実際にも利益相反取引の規制は代表役員の代表権を否定するものであるから、上記の各規定に沿った措置があったとしても、これをもって原告の保護が十分であったとはいえない。

(4) さらに、被告は、根抵当権設定の経緯に照らし、「仮に本件根抵当権設定が無効であるとの主張を許すならば、Aが恣に金融機関（被告）から期限の利益喪失猶予・経営再建の機会の賦与という利益を受けながら、宗教法人（原告）をいわば隠れ蓑にして金融機関の回収を頓挫させる結果となることを看過するのではないかとの疑念」が存する旨主張する。

しかしながら、本件設定契約は、それ以前のAの被告に対する債務を担保するために設定されたものであるから（前記一（4）、（6）及び（7））、被告の与信判断を誤らせたものではない。また、被告がAに対する回収を確実にするには、本件設定契約に必要な手続の履践を行う必要があったのに、被告は、原告規則を交付されながら（前記一（2）及び（7））、本店審査部を含めて利益相反取引であることに全く気付いていない。

そうすると、本件設定契約により被告の回収判断が誤ったとしても、例えば金融機関が利益相反取引に対応する措置を取るよう指示したのに徴求した書面の内容どおりに行われていなかったというような事例とは異なる。Aにおいて、本件設定契約により期限の利益喪失猶予の利益を得たとしても、原告を隠れ蓑にして金融機関の回収を頓挫させたとはいえない。

(5) 以上に加え、その他被告の主張する本件不動産の現状等の事情を考慮したとしても、本件設定契約の無効主張が信義に反して権利濫用に該当する事情は見当たらない。

したがって、原告の請求は理由がある。

三 結論

よって、原告の請求は、理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官 小川雅敏）

別紙 物件目録《略》

別紙 登記目録《略》

(2) 平成28年11月25日 高松高等裁判所判決

平成28年（ネ）第221号 根抵当権設定登記抹消登記手続等請求控訴事件

控 訴 人	株式会社Y銀行
同代表者代表取締役	P 1
同訴訟代理人弁護士	田 所 邦 彦
	重 松 大 輔
	川 路 雄 介
被 控 訴 人	宗教法人X

同代表者仮代表役員	P 2
同訴訟代理人弁護士	竹 内 寛
	中 村 明 宏
	印 南 真 吾
	古 賀 象二郎
	立 石 義 人
	小 財 憲 司

主 文

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 当事者の求めた裁判

- 一 控訴人
 - (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- 二 被控訴人
 - 主文同旨

第二 事案の概要

一 事案の要旨

本件は、控訴人がAとの間の銀行取引等に基づきAが負担すべき債務を担保するために、Aがその代表者として宗教法人である被控訴人の所有する原判決別紙物件目録記載の各不動産（以下、これらを併せて「本件不動産」という。）につき根抵当権設定契約を締結し、控訴人が同契約に基づき同不動産につき根抵当権設定登記を経由したことについて、被控訴人が、上記根抵当権設定契約は利益相反取引であるところ、宗教法人法及び被控訴人規則に定められた手続を欠くからその効力を生じないと主張して、控訴人に対し、上記不動産の所有権に基づく妨害排除請求として、上記根抵当権設定登記の抹消登記手続を求める事案である。

これに対し、控訴人は、被控訴人が利益相反取引を主張して上記根抵当権設定契約の無効を主張することは信義則違反、権利濫用で認められないと主張して、被控訴人の請求を争う。

原判決が被控訴人の上記請求を認容したため、控訴人が控訴を提起した。

- 二 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第二事案の概要」の一から三まで（原判決二頁六行目から一四頁九行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第三 当裁判所の判断

- 一 当裁判所も、被控訴人の本訴請求には理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記二のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」の一及び二（原判決一四頁一行目から二〇頁一行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決一四頁二〇行目冒頭から一五頁四行目末尾までを次のとおり改める。

「(2) 控訴人（当時の商号は株式会社Ｙ’銀行）は、昭和六二年に被控訴人との間で相互銀行取引約定を締結し、その頃、被控訴人から、被控訴人規則を受領した。控訴人は、昭和六三年三月一日、被控訴人との間で、本件不動産のうち原判決別紙物件目録記載一の土地につき、被控訴人を債務者とし、債権の範囲を相互銀行取引、手形債権、小切手債権、極度額を二億円とする根抵当権設定契約を締結し、これに基づき同土地につき上記内容の根抵当権設定登記を経由した。また、控訴人は、平成二年二月一日、被控訴人との間で、本件不動産のうち平成元年七月一四日に新築された原判決別紙物件目録記載二の建物につき、上記と同じ内容の根抵当権設定契約を締結し、これに基づき同建物についても上記内容の根抵当権設定登記を経由した。」

控訴人は、平成四年三月一三日、被控訴人に対し、銀行取引約定に基づき、教会用地購入資金等として一億四四八〇万円を貸し付けたが、被控訴人は、これを平成二五年九月一〇日までに完済した。」

- (2) 原判決一五頁二〇行目冒頭から同頁二四行目末尾までを次のとおり改める。

「(4) この間、Ａが、平成一一年頃に、同人所有であったＤの建物及び敷地をＢに売却することとし、Ｂが同年五月六日付けで控訴人から六億一〇〇〇万円を借り入れ、これにより売買代金を支払って、Ａが取得した代金により控訴人からの借入債務を決裁したことがあった。また、平成一七年頃には、Ａが、上記建物及び敷地をＢから買い戻すこととし、Ａが同年八月二三日付けで控訴人から三億七〇〇〇万円を借り入れ、これにより売買代金を支払って、その代金を取得したＢが控訴人からの借入債務を決裁したことがあった。」

- (3) 原判決一六頁九行目の「Ｂは、」から同頁一三行目の「追加担保を要求した。」

までを「これらの預金債権差押命令の申立ては、Ｂがその出資者との間で出資金の返還について平成二〇年七月に和解による合意をしたもののＢが約定どおりに支払わなかったことから、主債務者であるＢ並びに連帯保証人であるＡ及びＰ３を債務者として申し立てられたもので、上記和解によるＢの支払額は合計約一億円であった。その後間もなく、Ｂが各申立債権者に対し各請求債権の全額を支払ったため、上記各債権差押命令に係る申立てはいずれも取り下げられたものの、控訴人は、その後、Ａに対する貸付債権（上記（４）後段の貸付にかかるもの）について物的担

保による保全が不十分であるとして、同人に対して追加担保を要求するようになった。」と改める。

- (4) 原判決一六頁一五行目冒頭から同頁二五行目末尾までを次のとおり改める。

「(7) Aは、控訴人から上記(6)のとおり追加担保の提供を求められたことから、Aの控訴人からの借入債務の担保として、既に控訴人のための担保権が設定されているA所有又はB所有の不動産に加えて、被控訴人所有の本件不動産及びA所有の土地一筆について根抵当権を設定することとした。これを受けて、被控訴人は、Aを代表者として、平成二一年四月一七日に、控訴人との間で、本件不動産につき、Aを債務者とし、債権の範囲を銀行取引、手形債権、小切手債権、極度額を二億円とする根抵当権設定契約(本件設定契約)を締結し、控訴人は、これに基づき本件不動産につき上記内容の根抵当権設定登記(本件登記)を経由した。他方、控訴人は、いずれも同日付けで、本件不動産に設定していたBを債務者とする根抵当権(上記(3)の各根抵当権)を放棄するとともに、被控訴人を債務者とする根抵当権(上記(2)の根抵当権)の極度額を二一〇〇万円に変更した。

控訴人の担当者であったP4は、本件設定契約の締結に先立って、本件不動産に根抵当権を設定することにつき、〈1〉これを宗教法人X'が承認する旨を記載した「承認書」と題する書面及び〈2〉その旨が被控訴人の教会事務所に公告されていたことを確認した旨を記載した「宗教法人 X所有物件の担保提供について」と題する書面をBの従業員であったP5に交付し、被控訴人において、関係者がこれに署名押印した上、控訴人に提出するように求めた。Aは、これに応じ、上記〈1〉の書面については宗教法人X'の代表者の、上記〈2〉の書面についてはいずれも被控訴人の信者であるP2、P6及びP7の各署名押印を得た上で、本件設定契約締結に際して、上記P5を通じて、上記各書面を控訴人に提出した。しかし、実際には、本件設定契約を締結する旨の文書が被控訴人事務所の掲示板に掲載されたことはなく、上記の各信者の署名押印は、いずれも、各信者が、Aの求めに応じて、言われるままに署名押印したものにはすぎなかった。

控訴人が本件不動産についてした、上記の各根抵当権設定契約の締結や根抵当権の放棄、内容変更については、それぞれ、控訴人の本店審査部の審査を経たものであった。」

- (5) 原判決一七頁六行目の「任意で」を削る。

- (6) 原判決一七頁九行目の「約三三〇名である。」を「約三三〇名であり、その日常の運営は、代表者であるAのほか数十名の世話役により行われている。また、本件不動産において、浄土真宗の教義に基づき、毎月二回程度「ご供養」と称する仏事が行われ、Aが説法を行っている。」と改める。

- (7) 原判決一七頁二〇行目冒頭から同頁二二行目末尾までを次のとおり改める。

「本件設定契約は、Aが代表者となっている被控訴人が、被控訴人所有の本件不動産にAを債務者とする根抵当権を設定することを内容とするものであったから(前

提事実（３））、同契約を締結することは、代表役員であるＡと宗教法人である被控訴人との利益が相反する事項に当たる。

しかし、本件設定契約は、上記のとおり宗教法人法及び被控訴人規則が定める仮代表役員の選任を経ることなく、Ａが被控訴人の代表者として締結したものである。」

（８） 原判決一八頁一一行目冒頭から一九頁七行目末尾までを次のとおり改める。

「（３） また、控訴人は、本件設定契約については、被控訴人において、神道管長の承認を得て、被控訴人事務所掲示板への掲示により信者への公告手続がとられているから、宗教法人法及び被控訴人規則所定の手続がとられており、被控訴人及びその信者の利益保護が図られていると認められ、仮に上記手続が実際にされたのではないとしても、こうした手続がとられたことを証する各書面を被控訴人から受け取った控訴人の信頼が保護されるべきであると主張する。

しかし、本件設定契約の締結については、上記（１）でみた代表権の制限の点は措くとしても、被控訴人規則二〇条によれば、〈１〉責任役員会の同意を得ること、〈２〉神道管長の承認を得ること、〈３〉少なくとも一か月前に信者その他の利害関係人に要旨を示して公告すること（なお、公告の方法については五条により事務所の掲示板に掲示することが求められていると解される。）が求められているものと認められるところ、責任役員会の同意があったこと（上記〈１〉）を認めるに足る証拠はない上、上記一（７）で認定したとおり、被控訴人の信者に対して公告されたこと（上記〈３〉）があったとは認められない。これらによれば、本件設定契約が被控訴人規則二〇条に従って締結されたと認めることはできない。上記手続は、宗教法人である被控訴人の財産を適正に保全するために定められた手続であり、財産的基盤を確保することによってその活動の自由を確保する趣旨で定められたものであるところ、本件においては、こうした要請を満たす手続はとられていない。

また、控訴人は、被控訴人から上記〈２〉〈３〉の手続がとられたことをそれぞれ証する書面を受領したから、本件設定契約に関する手続が適正にされたとの信頼は保護されるべきであると主張するが、上記一（７）で認定したとおり、上記各書面が、Ｐ４が、事前に作成した原稿を、被控訴人の役員等に交付して依頼するのではなく、Ｂの従業員に交付して必要な署名押印を求めたとの経緯により作成されたものであったことや、Ｐ４が、外形的な確認が容易であったと認められるにもかかわらず、被控訴人事務所に掲示板が備え付けられていることや本件設定契約に関する公告がされていることについて何らの確認もしていないこと、上記（１）のとおり控訴人が本件設定契約の締結が利益相反取引に当たることを看過していたこと等の事情からすると、控訴人が、上記各書面の交付を受けたことをもって、被控訴人において本件設定契約の締結に必要な手続がとられていたと信頼したとしても、これが保護に値すべきものであったと認めることはできない。そして、上記各書面は、被控訴人において被控訴人規則二〇条が定める財産処分に必要な手続の一部に関するものであるから、その信頼が、利益相反事項に関する代表者の代表権の制限に関

して必要な措置（被控訴人規則一六条）がされたことについても及ぶと認められないことは明らかである。

以上のとおりであって、被控訴人の上記主張はいずれも採用できない。」

二 控訴人の主張について

- (1) 控訴人は、被控訴人においては、代表役員としての任期が終身と定められるなどAの影響力が大きい上、解散時の残余財産についても同人に帰属するものと定められていること、従前の控訴人と被控訴人ら関連団体との取引もAを窓口とするものであって、利益相反態様の取引が長年にわたって継続してきたこと、被控訴人の教会を含む本件不動産は、周囲を塀で囲まれ出入口には「A」の表札があるのみで、Aの個人資産の外観を呈していることなどの事情を指摘し、被控訴人とAとは同一視でき、被控訴人におけるA以外の信者の保護法益に相当する部分が極めて小さいとして、このような他の信者の利益保護を理由として本件設定契約の無効を認め、Aに大きな利益を与えることは不当であって、信義則に反することになると主張する。

確かに、Aの被控訴人に対する影響力の大きさや、解散時の財産帰属、従来の取引状況、本件不動産の利用状況については、控訴人が上記のとおり指摘する各事情を認めることができる。

しかし、原判決（ただし、当審における補正後のもの。以下においても同じ。）も指摘するとおり、被控訴人は、Aとは別人格であって、約三三〇人の信者を擁し、毎月宗教行事を行っている活動実態のある宗教法人であって、固有の保護すべき利益を認めざるを得ない。また、被控訴人が宗教法人としての活動実態を有していると認められることからすると、控訴人の主張するように、A以外の信者の保護法益が極めて小さいと認めることもできない。これらによれば、控訴人の上記主張を採用することはできない。

- (2) 控訴人は、本件設定契約の締結に当たり、被控訴人から被控訴人規則二〇条所定の神道管長の承認及び信者等への公告の各手続がとられたことを証する各書面を受領したことをもって、被控訴人において、利益相反取引の承認も含めて、その利益を保護する措置がとられたと解することができるし、これについて控訴人が信頼したことからすると、本件設定契約が無効であると認めることは、信義則に反することになると主張する。

しかし、上記各手続のうち少なくとも信者への公告手続がとられたとは認められず、また、被控訴人の財産の処分に関して被控訴人規則二〇条に定める要件のうち、責任役員会の同意があったと認めることができる証拠がないことや、上記書面取得の経緯の事情等に照らして、控訴人に保護すべき信頼があったと認めることができないことは、それぞれ、原判決が認定、説示するとおりである。そして、仮に被控訴人の規則において財産処分について求められる手続が履践されたとか、同手続が

履践されたことについて控訴人が信頼したとしても、これをもって、財産処分に関する手続とは別の、被控訴人と利益が相反する事項についての代表者の代表権の制限に関して必要な措置がとられたとか、同措置がとられたことを控訴人が信頼したと認めることができないことも明らかである。以上によれば、控訴人の上記主張は採用できない。

- (3) 控訴人は、本件設定契約は、BやAの控訴人に対する預金債権が差し押さえられて期限の利益を喪失したことから、担保権の実行等により同人らに対する債権回収が可能であったにもかかわらず、Aの懇願によって期限の利益を再付与しBの経営再建の機会を与えるために、いわば引き換え条件として締結されたものであるから、同契約が無効となれば、AやBに対し当事者が予期していなかった大きな利益を与えることになり不当であると主張する。

しかし、原判決も指摘するとおり、控訴人は、本件設定契約の締結に当たって、本店審査部の審査も受けながらも、代表者であるAと被控訴人との間で利益が相反する取引に当たるとは全く認識していなかったのである。控訴人が取引を行うに当たっては、金融機関として関係法令を遵守することが強く要請される場所、一般に利益相反取引について法人の代表者の代表権が制限され所定の手続が必要となることは、宗教法人法二一条の規定や被控訴人規則一六条の規定をまたずとも、会社法や一般社団法人法などにも規定されているものであって、法にこうした規定があることは、一般にもよく知られている事項である。控訴人には、本件設定契約の締結に当たって、こうした基本的かつ重要な事項を看過したという重大な落ち度が認められるのであって、上記(1)のとおり被控訴人に保護すべき固有の利益が認められることと対比すると、同契約を無効とすることが信義則に反するとまでいうことはできない。控訴人の上記主張も採用することはできない。

三 結論

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

第4部

(裁判長裁判官 生島弘康 裁判官 村上泰彦 裁判官 井川真志)

東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の 復旧のための指定寄附金制度の期間の延長等について

本制度については、所轄庁の確認の期限が、当初、平成29年3月31日まで（注1）とされていたところ、平成29年3月31日付け財務省告示第98号により、平成31年3月31日まで（注2）に延長された。

（注1）ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができるとされている。

（注2）ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができるとされている。

参考資料

- （1）平成29年4月5日各都道府県私立学校主管課、宗教法人事務担当課等宛て文部科学省大臣官房政策課事務連絡 → 36 ページ
- （2）東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領 → 39 ページ
- （3）平成29年4月11日各都道府県宗教法人事務主管課宛て文化庁文化部宗務課事務連絡 → 55 ページ
- （4）平成29年4月11日各文部科学大臣所轄宗教法人宛て文化庁文化部宗務課事務連絡 → 56 ページ
- （5）指定寄附金制度に係る申請の手引（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合） → 57 ページ
- （6）申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合） → 67 ページ
- （7）指定寄附金制度に係る申請の手引（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合） → 75 ページ
- （8）申請様式（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合） → 88 ページ
- （9）東日本大震災で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について（概要） → 103 ページ
- （10）手順のフローチャート イメージ（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合） → 104 ページ
- （11）指定寄附金の申請について（図） → 106 ページ
- （12）東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧（平成30年3月1日現在） → 107 ページ

(1) 平成29年4月5日各都道府県私立学校主管課、宗教法人事務担当課等宛
て文部科学省大臣官房政策課事務連絡

事 務 連 絡

平成29年4月5日

各都道府県私立学校主管課、宗教法人事務担当課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
公立大学を設置する各地方公共団体担当課 御中
各文部科学省所管独立行政法人担当課
各大学共同利用機関法人担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課

文部科学省大臣官房政策課

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の
復旧のための指定寄附金の期間の延長等について

東日本大震災により被災した国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、宗教法人等の公益事業用建物等の復旧のために募集する寄附金については、平成23年3月15日付け財務省告示第84号及び平成25年12月27日付け財務省告示第401号により、平成29年3月31日までに主務官庁の確認を受けた場合には、一定の要件の下で寄附金控除又は損金算入の対象となる寄附金（以下「指定寄附金」という。）として扱われておりますが、平成29年3月31日付け財務省告示第98号（別紙）により、上記の期間が平成31年3月31日まで延長されることとなりました。

期間の延長後においても、指定寄附金の扱いについては、別添の取扱要領によるほか、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対して、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、所轄の宗教法人に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

（税制上の優遇措置）

個人が支出する寄附金の場合は、寄附金控除（所得金額の40％又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除）の対象となります。

法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

記

取扱要領「三 主務官庁における手続き等」中、主務官庁たる都道府県知事、都道府県教育委員会から財務省への報告については、募金の主体が教育、科学技術・学術、スポー

ツ、文化関係の公共・公益法人等である場合は、文部科学省を経由して行うこととするので、財務省へ提出する書類については、別表にしたがって文部科学省へ送付すること。

別表

法人の種類	送付・連絡先
学校法人	文部科学省高等教育局私学行政課
準学校法人	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
宗教法人	文化庁文化部宗務課
公立大学法人	文部科学省高等教育局大学振興課

別添

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の

計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

(平成二十三年三月十五日財務省告示第八十四号)

最終改正 平成二十九年三月三十一日財務省告示第九十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日以後に支出された寄附金について適用する。

なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十六年三月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

一～三（略）

四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項につ

いてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成三十一年三月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

(2) 東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定 寄附金の取扱要領

一 適用要件等

1. 対象法人

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月十五日財務省告示第八十四号。最終改正は平成二十九年三月三十一日財務省告示第九十八号）本文第四号に基づき、東日本大震災からの原状回復に充てるために募集される寄附金として、財務大臣が指定した寄附金（以下「震災復旧寄附金」という。）について、指定の対象となる法人は、以下の法人（以下「公共・公益法人等」という。）とする。

- ・ 法人税法別表第一に掲げる公共法人（港務局及び地方公共団体を除く。）
- ・ 法人税法別表第二に掲げる公益法人等
- ・ 特例民法法人
- ・ 認定NPO法人等（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人、同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人である法人をいう。以下同じ。）

2. 対象施設等

震災復旧寄附金の募集の対象となる施設等は、建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」という。）のうち次の要件をすべて満たすもの。なお、建物については、通常は一棟ごとに一の建物等とするが、一の建物を区分して利用している場合には、その部分ごとに一の建物等とする。また、この場合において、各部分が組み合わされて一つの機能を有する場合には、機能単位ごとに一の建物等とすることができる。

- ① 公共・公益法人等がその目的とする事業の用に供していた建物等（公益法人等、特例民法法人又は認定NPO法人等にあつては、これらの法人が行う収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業）以外の用に専ら供していたものに限る。）であること。

なお、収益事業の用及び収益事業以外の用に併用されている一の建物等については、その震災復旧寄附金の募集対象施設等の判定は、募集対象費用の額の算定において、一定の合理的基準（床面積での按分等）に基づき収益事業の用に供する部分を除いたものを対象とすることにより行うものとする。

- ② 東日本大震災により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること。

なお、一の建物を区分して利用している場合において、一の部分又は機能単位で

みれば破損の程度が軽微であっても、他の部分の破損の状況によって建物の全体を改修しなければ本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難である場合には、当該一の建物（一棟）全体を対象とすることができるものとする。

3. 募集対象費用

震災復旧寄附金の募集の対象となる費用の額は、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、当該公共・公益法人等の自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む。）、借入金及び補助金によって賄えない部分とする。

（注）原状回復には、当該滅失又は損壊をした建物及び構築物並びに土地の所在地における原状回復のほか、当該所在地において原状回復を行うことが困難である場合の主務官庁が認める当該所在地以外の地域における当該建物及び構築物並びに土地と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地の取得を含む。また、当該滅失又は損壊をした建物等の規模・機能を大幅に拡張する部分については対象とならない。

4. 指定寄附金の確認申請

公共・公益法人等が震災復旧寄附金を募集しようとする場合には、後述二の手續により当該公共・公益法人等に係る主務官庁に確認の申請を行うものとする。なお、主務官庁とは、公共・公益法人等の設立の認可等をする主管の行政機関をいう。

5. 指定対象期間

主務官庁に平成二十三年六月十日から平成三十一年三月三十一日までの間に確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において主務官庁が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めるときは、同日までに確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から三年を経過する日までの間に募集した寄附金が対象となる。

二 震災復旧寄附金を募集する公共・公益法人等の手續等

1. 募集開始の申請

震災復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等は、以下の書類を作成・添付して、主務官庁に確認の申請をすること。主務官庁とは、例えば公益社団・財団法人に係る行政庁、学校法人、社会福祉法人、宗教法人又は認定NPO法人等に係る所轄庁、特例民法法人に係る旧主務官庁が該当する。

なお、作成書類については、別添の記載要領にしたがって記載すること。

(1) 作成書類

① 確認申請書（様式1）

- ② 募集要綱（様式 2）
- ③ 寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）（様式 3）
- ④ 建物等の概要（様式 4）
- ⑤ 公共・公益法人等の概要（様式 5）

(2) 添付書類

- ① 既往三年間に終了した各事業年度の決算書。なお、提出日の属する事業年度に係る予算書がある場合には、当該予算書及び既往二年間に終了した各事業年度の決算書
 - ② 建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類（罹災証明書など。なお、罹災証明書では補修なしには建物等が本来の機能を果たさない、ないしはその利用が困難であることが不明な場合には、その旨を説明する書類を添付すること）
 - ③ 募集の対象となる費用の算定の基礎となる資料（工事請負契約書、工事見積書又は土地取得の売買契約書の写しなど）
- （注）上記書類のうち、主務官庁に既に提出済みのものや主務官庁が証明済みのものなどについては添付不要。また、被災により消失するなどのやむを得ない事情がある場合には、代替となるもので差し支えない。

2. 募集開始時

上記 1. の確認申請につき、主務官庁より確認書（様式 6）の交付を受けた公共・公益法人等（以下「指定法人」という。）は、指定寄附金として震災復旧寄附金の募集を開始することができる。指定法人は、募集要綱をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、当該募集要綱に則り、震災復旧寄附金の募集を行うこと。

3. 募集期間中

（震災復旧寄附金の管理）

- (1) 指定法人は、寄附者から震災復旧寄附金を受け入れた場合には、主務官庁の確認書の写しを添えて、寄附者に寄附受領書（受領書例：様式 7）を発行すること。なお、その寄附受領書には、寄附金控除等の適用を受けるためには、この寄附受領書が必要である旨を明記するとともに、指定法人は発行した寄附受領書の控えを五年間保存すること。

また、震災復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があった場合又は震災復旧寄附金の指定期限が到来した場合には、その後受け入れる寄附金については当該確認書の交付ができなくなることとなるため、それ以後の寄附金は指定寄附金とならないことに留意すること。

(注) 募集目標額を超えて寄附金を受け入れることは募集要綱に則っていないことになるため、寄附金を受け入れる際には、募集目標額を超えないよう自己管理すること。なお、募集目標額に達した場合には、後述の「4. 募集の終了時」の手続が必要となる。

- (2) 指定法人は、寄附者から受け入れた震災復旧寄附金を専用口座などで管理し、建物等の原状回復事業に充てる目的以外の引出しを行わないよう適切に震災復旧寄附金の管理を行うこと。

また、震災復旧寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理を行うこと。

(情報公開)

- (3) 受け入れた震災復旧寄附金について、原状回復事業に必要となる費用に充てるために支出する場合には、建築業者などの支出先から領収書を徴求するとともに、当該領収書を五年間保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

- (4) 極力、一月ごとの寄附金の募集実績並びに一年ごとの原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、建築業者などの支出先及び金額）について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(年次報告)

- (5) 指定法人は、募集期間中に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後二月以内に以下の年次報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

① 作成書類

- イ 震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）（様式8）
- ロ 寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）（様式9）
- ハ 寄附金実績一覧表（様式10）

② 添付書類（既に提出したものを除く）

- イ 原状回復事業に係る収支明細書
- ロ 寄附金専用口座などの写し

4. 募集の終了時

指定法人は、震災復旧寄附金の募集期間が終了した場合又は募集目標額に達した場合には、直ちに震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、募集期間の終了時又は募集目標額に達した時から一月以内に以下の募集終了報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）（様式 11）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）（様式 12）
- ③ 寄附金実績一覧表（様式 10）

(2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

5. 原状回復事業終了前に事業年度が終了した場合

指定法人は震災復旧寄附金の募集の終了後、原状回復事業が完了するまでの間に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後二月以内に以下の事業報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）（様式 13）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）（様式 12）

(2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

6. 原状回復事業を変更する場合

指定法人は、確認を受けた震災復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更をせざるを得ないときには、募集開始の申請時の手続に準じて、事業計画の変更の理由及び変更後の寄附事業の具体的内容を説明するのに必要な書類を添えて主務官庁に申請し、主務官庁から当該変更が適当であることの確認を受けること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から三年を超えて延長することはできない。

7. 不正等の事実があった場合

指定法人について、震災復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったこと、この取扱要領に則って手続を行わなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならなくなった場合には、主務官庁の確認書を主務官庁に返還し、手続前述の「4. 募集の終了時」の手続を行うこと。

なお、指定法人が震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人等がその認定の取

消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合)についても同様とする。

不正等の事実があった指定法人は、震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により直ちに公表するとともに、その不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要なとなる費用に充てられたものの額を控除した残額）について、主務官庁の指示にしたがって処理を行うものとする。

8. 原状回復事業の完了時

指定法人は、震災復旧寄附金を受けて行う原状回復事業が完了した場合には、原状回復事業の完了時から一月以内に以下の完了報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）（様式 14）
- ② 寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）（様式 15）
- ③ 建物等の概要（様式 4）

(2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

三 主務官庁における手続等

1. 確認申請時

主務官庁は、震災復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等から、確認の申請を受けた時は、提出された申請書類を確認の上、震災復旧寄附金の募集が適当であると判断される場合には、確認書（様式 6）を発行する。

なお、主務官庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物等の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができる。この確認を受ける期限として主務官庁が定める日は、例えば当該所在地において一年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間である平成三十一年三月三十一日から一年間延長した平成三十二年三月三十一日とするものとする。

主務官庁は、確認書を発行した場合には、当該確認書の写し及び申請書類の写しについて主務大臣を通じてすみやかに財務省に提出すること。財務省は、主務官庁が確認した旨を財務省ホームページで公表する。

申請書類については、以下の事項に特に留意して確認すること。また、申請書類で

は震災復旧寄附金の募集が適当であるか不明な場合には、適宜公共・公益法人等から聞き取りを行ったり、必要となる資料の提出を求めたりすること。

(1) (様式2) 募集要綱

① 寄附金を募集する目的及び使途内容

- ・ 公共・公益法人等の自己所有する建物等のうち、公共・公益法人等の公益目的事業などの本来事業の用に専ら供される建物等の原状回復事業に充てられるものであること
- ・ 破損の程度が軽微なものは対象としていないこと
- ・ 公共・公益法人等の財政状況等に鑑み、到底達成できない事業を対象としていないこと

② 募集目標額

- ・ 募集目標額に達した場合には、指定対象期間であっても指定寄附金の募集を終了しなければならないので、自己管理を徹底するよう求めること

③ 募集期間

- ・ 主務官庁の確認の日の翌日から三年を超えて集めた寄附金は指定寄附金の対象とはならないことを周知すること

④ 寄附金の受入れ

- ・ 受け入れた寄附金を適切に管理するために、原則として指定寄附金の専用口座を設け、その口座を通して指定寄附金の受入れ及び原状回復事業に充てる目的で資金の払出しを行い、その目的以外の払出しを行わないよう求めること

⑤ 情報公開

- ・ 募集要綱の公表について記載されていない場合は不可
- ・ 寄附金の募集実績、原状回復事業実績及び支出実績の公表については、任意的記載事項であるので、記載がなくても可。ただし、寄附金の募集実績については極力一月ごとに、原状回復実績及び支出実績については極力一年ごとに公表するよう求めること

⑥ 募集に要する経費の額

- ・ 通常想定されない費用や、不相当に高額な金額が記載されている場合は不可
- ・ 受け入れる寄附金の〇%は不可

(2) (様式3) 寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）

- ・ 「⑧ 寄附事業の概要」の「原状回復費」欄の合計額と、「事業費の内訳（資金計画）」欄の合計額（「自己資金」欄から「震災復旧寄附金」欄の総合計額）が一致していること

(3) (様式4) 建物等の概要

- ① 「⑤ 建物等の規模」, 「⑥ 非収益事業部分の規模」
 - ・ () 内には、総面積又は面積よりもその建物等の規模を表すのに適当な尺度がある場合には記載を求めること
- ② 「⑦ 新たに付加された機能」
 - ・ 被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能が追加・拡張されている場合や構造・材質などに変更がある場合には記載を求めること
- ③ 「⑧ 非収益事業割合」
 - ・ 被災建物等が収益事業以外の用に専ら供されていたかどうか判定するに当たって、少なくとも被災建物等のこの欄に記載されている割合が八割を下回っていないかどうかを確認すること
- ④ 「⑨ 原状回復超過割合」
 - ・ ⑥欄及び⑦欄に記載された事項を総合的に勘案して、被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されていると認められる場合には、大幅に拡張・変更されている部分として合理的に計算される割合の記載を求めること

(4) (様式5) 公共・公益法人等の概要

- ・ 公共・公益法人等の事業の概要及び財政状況などから、原状回復事業について適正かつ確実に実施できることを確認すること

2. 募集の開始後から原状回復事業の完了時まで

主務官庁は、募集の開始後から原状回復事業の完了の時まで、震災復旧寄附金の募集及び原状回復事業について、募集要綱及びこの取扱要領に則って適正に行われるよう求めること。なお、指定法人について主務官庁による監督権限がなくなる場合には、震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなることに留意すること。

(年次報告等)

主務官庁は、指定法人から年次報告、募集終了報告、募集終了後事業報告及び完了報告がなされた場合には、その内容について募集要綱及びこの取扱要領に照らして適当かどうか確認し、寄附金の使途等に不審な点を把握した場合には、指定法人に問い合わせをすること。なお、問い合わせた結果、是正されない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

また、年次報告等の提出がなされない場合には、その旨を指定法人に問い合わせるとともに、問い合わせをしても提出がなされない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

なお、主務官庁は、募集終了報告及び完了報告について確認を行った場合には、すみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項について修正又は削除を行う。また、主務官庁は、年次

報告等の確認を行ったのち、所管する各指定法人の年次報告等の書類の写しを年度ごとに取りまとめて主務大臣を通じて財務省に提出すること。

（原状回復事業の変更の申請があった場合）

主務官庁は、指定法人から確認をした震災復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更の申請があった場合において、提出された申請書類を確認の上、その変更後の事業が適当であると判断される場合には、その変更の確認をすること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から三年を超えて延長することはできない。

なお、主務官庁は、変更の確認をした場合には、申請書類の写し及び確認書を再発行した場合には再発行した確認書の写しをすみやかに主務大臣を通じて財務省に提出すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項に変更が生ずる場合には、該当事項の修正を行う。

（不正等の事実があった場合）

主務官庁は、指定法人について寄附金の募集が募集要綱に則っていないこと、この取扱要領に則って手続を行わないことその他不正等の事実があった場合には、主務官庁が発行した確認書の返還を求めるとともに、上述二七．「不正等の事実があった場合」の手続を行うよう求める。指定法人が震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人等がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

この場合において、主務官庁は、指定法人に、直ちに震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう求める。

なお、指定法人について不正等の事実があった場合及び指定法人が確認書の返還に応じない場合には、主務官庁はすみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

また、不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額）については、寄附者に返還又は地方公共団体に寄附をするか、原状回復事業に充当して事業を速やかに終了させるか、その時において採りうる適切な方法により処理を行うよう指導するものとする。

（特例民法法人が公益社団・財団法人に移行した場合等）

特例民法法人が公益社団・財団法人への移行認定を受けた場合等には、主務官庁の所管替えが行われることもあるため、特例民法法人に係る旧主務官庁等は、事務の引継ぎを円滑に行うとともに、その旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

以 上

別添

記 載 要 領

各様式の記載に当たっては、次の事項に留意して記載すること

一 共通的事項

- ・ 該当様式の「住所（所在地）」の欄には募集する法人の主たる事務所の所在地を記載すること
- ・ 該当様式の「募集目標額」、「募集方法」及び「募集期間」の欄については募集要綱に記載した募集目標額、募集方法及び募集期間を記載すること

二 個別的事項

（様式２） 募集要綱

1 寄附金を募集する目的及び使途内容

- ・ 東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復に必要な資金に充てるためのものであることを記載すること
- ・ その原状回復事業に係る施設等についてできるだけ具体的に記載すること

2 募集方法

- ・ インターネットを利用して募集するなど、広く一般に募集を行う方法を具体的に記載すること。インターネット以外の方法としては、例えば官報公告などが該当する
- ・ 区域及び範囲を限定して募集する旨の方法は、広く一般に募集を行う方法とはならないので、記載しないこと

3 募集目標額

原状回復事業に要する費用（募集経費を含む）のうち、寄附金によって賄う額（自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む）、借入金及び補助金では賄えない額）を記載すること

4 寄附金の募集を行う期間

- ・ 平成▲年▲月▲日（主務官庁の確認日の翌日）から平成○年○月○日（三年を超えない範囲内で募集に必要な期間）までに募集する旨を記載すること
- ・ なお、後日主務官庁の確認日の翌日を記入すること

5 寄附金の受入れ

- ・ 専用口座などへの銀行振込みによることを記載すること
- ・ 寄附金控除等の税制上の優遇措置を受ける寄附者に対して、当法人が発行する寄附受領書を交付する手続を記載すること

6 受け入れた寄附金の管理の方法

- ・ 専用口座などで管理を行うことを記載すること

- ・ 寄附金を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを区分して経理することを記載すること
- 7 情報公開
- ・ 募集要綱についてインターネットその他適切な方法により公表する旨を記載すること
 - ・ 寄附金の募集実績，原状回復事業実績及び支出実績について，適時に，インターネットその他適切な方法により公表することを記載すること
 - ・ 必要費用の支出に係る領収書を五年以上保存し，その保存期間中に寄附者等から閲覧の求めがあった場合には，これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き，求めに応じる旨を記載すること
- 8 募集に要する経費の額
- ・ 募集する寄附金により募集経費を賄う場合に記載すること
 - ・ 例えば領収書を発行する際の通信費や募集用のホームページ開設費など具体的な科目及び金額を記載すること
 - ・ 募集経費として見込まれないものや，募集目標額に比して高額なものは記載しないこと

（様式３） 寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）

- 1 「③原状回復費」
- ・ 実施する原状回復事業の総事業費（様式４の⑩欄の合計額）を記載すること
- 2 「⑦寄附金の募集の目的」
- ・ （ ）内に対象となる施設等の名称（建物，構築物，敷地など）を記載すること
- 3 「⑧寄附事業の概要」
- ・ 「原状回復事業の概要」の欄には，建物等の種類ごとに具体的な施設等の修復等に係る事業の内容（例：事務所の建替え，本殿の屋根の修復など）を記載すること
 - ・ 「原状回復費」の欄には，当該原状回復建物等に係る事業費（様式４の⑩欄の金額）を記載すること（（内募集対象限度）欄には当該原状回復建物等に係る様式４の⑪欄の金額を記載すること）
 - ・ 「事業費の内訳（資金計画）」の欄には原状回復費のうちそれぞれの資金項目を充当する予定の金額を記載すること
 - ・ 震災復旧寄附金の合計欄の金額は「④③のうち募集目標額」に記載した金額と一致させること。また，当該合計欄の金額は，「原状回復費」の「（内募集対象限度）」の欄の合計額の範囲内の金額であること

（様式４） 建物等の概要

- ※ 被災建物等とは東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等をいう
- ※ 原状回復建物等とは原状回復する建物等をいう（被災建物等と変更がない事項は同左

と記載すること)。なお、移転を行う場合には移転後の建物等について記載すること

1 「①建物等の種類及び名称」

- ・ 様式3の⑧欄に記載した具体的な種類及び施設等の名称を記載すること

2 「②所在地」

- ・ 建物等の所在地を記載すること。なお、原状回復建物等の所在地が被災建物等と同じ場合は同左と記載すること

3 「③取得又は建築年月日」

- ・ 確認申請時における原状回復建物等にあつては、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載すること

4 「④使用目的」

- ・ 建物等の使用目的を非収益事業と収益事業に分けてそれぞれ具体的に（〇〇事業のためなど）記載すること

5 「⑤建物等の規模」

- ・ 総面積の欄については、建物等の総面積を登記簿謄本、仕様書、設計図面などを確認して記載すること
- ・ （ ）欄については建物等の規模を総面積以外に合理的に図れる尺度（全長など）がある場合には（ ）内にその尺度を記載するとともに、各欄にその値を記載すること

6 「⑥非収益事業部分の規模」

- ・ 建物等を非収益事業と収益事業の用に併用している場合は、その非収益事業部分の規模を記載すること
- ・ （ ）欄については非収益事業部分の建物等の規模を総面積以外に合理的に図れる尺度（全長など）がある場合には（ ）内にその尺度を記載するとともに、各欄にその値を記載すること

7 「⑦新たに付加された機能」

- ・ 非収益事業部分の被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能に新たに追加又は拡張がある場合（例えばエレベータの設置など）や構造・材質などに変更がある場合（例えば木造から鉄筋造など）にはその拡張・変更について具体的に記載すること

8 「⑧非収益事業割合」

- ・ 建物等を非収益事業と収益事業の用に併用している場合は、一定の合理的基準（⑥欄の値を⑤欄の値で除した値など。ただし、この計算で使用する尺度は一致させること）に基づき、非収益事業の用に供している割合を記載すること

9 「⑨原状回復超過割合」

- ・ 非収益事業部分の被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されている場合に記載すること
- ・ 非収益事業部分の被災建物等と原状回復建物等とを比べて原状回復として相当と認められる範囲を超える部分の割合を合理的な基準（建物の規模、追加された機能の価

額など)に基づき算出し記載すること

(⑥欄に記載された面積が合理的な基準であるとすれば、例えば⑥欄の原状回復建物等の値を⑥欄の被災建物等の値で除した値から1を減算した値が原状回復として相当と認められる範囲を超える部分の割合となる)

10 「⑩原状回復にかかる総事業費」

- ・ 建物等の工事請書等を確認して、当該建物等に係る総事業費の金額を記載すること

11 「⑪募集対象限度額」

- ・ ⑩欄に記載した金額に⑧のA欄に記載した値を乗じた金額を1に⑨欄の値を加算した値で除した金額を記載すること

(様式5) 公共・公益法人等の概要

1 「③法人格」

- ・ 募集法人の法人格を記載すること

2 「④設立許可年月日」

- ・ 主務官庁等による設立許可を受けた年月日を記載すること。なお、公益社団法人や認定NPO法人などにあつては、認定日についても併記すること

3 「⑤代表者氏名及び住所」

- ・ 申請時の代表者の氏名及び代表者の住所を記載すること

4 「⑥事業の概要」

- ・ 募集法人が現に行っている事業の概要を記載すること

5 「⑦収支内訳等」

- ・ 募集法人の申請の日の属する事業年度の予算書及び既往二年間に終了した各事業年度の決算書を確認して、それぞれ該当の項目を記載すること
- ・ 提出日の属する事業年度に係る予算書がない場合には、既往三年間に終了した各事業年度について記載すること

(様式7) 寄附受領書

※ 寄附受領書には、財務大臣の指定した寄附金の告示番号（平成二十三年三月十五日付財務省告示第八十四号）を記載するとともに、寄附者が寄附金控除等の適用を受けるためには、この寄附受領書が必要である旨を明記すること

1 「発行番号」

- ・ 受け入れた震災復旧寄附金ごとに発行番号を記載すること（発行番号は一連番号で交付すること）

(様式8) 震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）

1 「受領書発行番号」

- ・ 今回の報告期間に発行した寄附受領書の番号を記載すること

2 「前年度までの報告書」

- ・ 前年度までに受け入れた震災復旧寄附金を法人からの寄附及び個人からの寄附に区分して寄附件数及び寄附金額の累積を記載すること（初年度は記載不要。それ以降は前年度の合計欄の件数・金額を記載すること）

3 「今年度の報告書」

- ・ 今回の報告期間に受け入れた震災復旧寄附金を法人からの寄附及び個人からの寄附に区分して寄附件数及び寄附金額を記載すること

（様式 9） 寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）

※ 以下の項目以外の項目については（様式 3）の項目を参照して記載すること

1 「④当年度末までの募集実績額」

- ・ 当年度末までに震災復旧寄附金として受け入れた寄附金の実績額を記載すること

2 「⑤寄附事業の概要」のうち

- ・ 「契約年月日」の欄には、原状回復工事を契約した年月日を記載すること
- ・ 「進捗率」の欄には、今回の報告期間までの各工事の進捗率を記載すること
- ・ 「事業費の支出状況」の欄には、今回の報告期間までに発生している事業費を支払済みのもの、未払いのものにそれぞれ区分して記載すること
- ・ 「震災復旧寄附金充当額」の欄には、今回の報告期間までに発生している事業費のうち支払済みの額に充当した震災復旧寄附金の金額を記載すること

（注）震災復旧寄附金充当額は「原状回復費（内 募集対象限度額）」の欄の金額を超えないようにすること

3 「事業費の内訳」

- ・ 既に提出した震災復旧寄附金に係る事業及び資金概況書（様式 3）の事業費の内訳（資金計画）の合計欄に記載した金額をそれぞれ記載すること
- ・ （内 支払済額）の欄には、今回の報告期間までに支払った金額をそれぞれ記載すること

（様式 10） 寄附金実績一覧表

1 「報告期間」

- ・ 募集終了報告にあつては、募集終了の日の属する事業年度開始の日から当該募集終了の日までとすること

2 「⑤今回の募集合計額」

- ・ 今回の報告期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

3 「⑥今回までの募集実績額」

- ・ 募集開始から現在（報告期間の末日）までに受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

4 「⑦達成率」

- ・ ⑥の金額を③の金額で除した金額を記載すること
- 5 それ以外の欄について
 - ・ 今回の報告期間に発行した受領書発行番号ごとにそれぞれの項目を記載すること
 - (注) 受領額の合計欄が(様式8)の今年度の報告書の合計寄附額に一致しているようにすること

(様式 11) 震災復旧寄附金実績報告書(募集終了報告)

- 1 「受領書発行番号」
 - ・ 募集期間に発行した寄附受領書の最終発行番号を記載すること
- 2 「募集実績額」
 - ・ 募集期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

(様式 12) 寄附金に係る事業及び資金概況書(募集終了報告・募集終了後事業報告)

※ 以下の項目以外の項目については(様式9)の項目を参照して記載すること

- 1 「報告期間」
 - ・ 募集終了報告にあつては、募集終了の日の属する事業年度開始の日から当該募集終了の日までとし、募集終了後事業報告(募集終了の日の属する事業年度に限る。)にあつては、募集終了の日の翌日から募集終了の日の属する事業年度終了の日までとすること
- 2 「募集実績額」
 - ・ 募集期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

(様式 14) 震災復旧寄附金実績報告書(完了報告)

- 1 「原状回復費」
 - ・ 実施した原状回復事業の総事業費を記載すること
- 2 「自己資金」
 - ・ 支出した総事業費のうち、自己資金により充当した金額を記載すること
- 3 「借入金」
 - ・ 支出した総事業費のうち、他からの借入金により充当した金額を記載すること
- 4 「補助金」
 - ・ 支出した総事業費のうち、国等からの補助金を受けた場合の、その補助金により充当した金額を記載すること
- 5 「募集実績額」
 - ・ 支出した総事業費のうち、震災復旧寄附金として受け入れた寄附金により充当した金額を記載すること

(様式 15) 寄附金に係る事業及び資金実績報告書(完了報告)

※ 以下の項目以外の項目については（様式3）の項目を参照して記載すること

1 「募集実績額」

- ・ 募集期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

(3) 平成29年4月11日各都道府県宗教法人事務主管課宛て文化庁文化部宗務課事務連絡

事 務 連 絡

平成29年4月11日

各都道府県宗教法人事務主管課 御中

文化庁文化部宗務課

東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための
指定寄附金制度の期間の延長等について（依頼）

このたび、平成29年3月31日付けで財務省告示第98号が公示され、これを受けて、同年4月5日付けで文部科学省大臣官房政策課事務連絡「東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の期間の延長等について」が発せられました。

これを受けて、文化庁文化部宗務課において、宗教法人が告示等に基づき指定寄附金に係る確認申請等をするための手引として平成25年12月27日付けで送付した下記1から7の文書を改訂しましたので、送付します。

貴都道府県におかれては、所轄の宗教法人から指定寄附金制度に係る確認申請又は副申請及びこれに係る質問、相談等があった場合には、告示等及び下記の文書に則り、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

おって、貴都道府県におかれても、所轄の宗教法人に対し十分に周知をしていただくよう、よろしくお願いします。

記

- 1 指定寄附金制度に係る申請の手引
(宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)
- 2 申請様式
(宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)
- 3 指定寄附金制度に係る申請の手引
(包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合)
- 4 申請様式
(包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合)
- 5 東日本大震災で被災した宗教法人に係る震災復旧寄附金制度について（概要）
- 6 手続のフローチャート＜イメージ＞
(包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合)
- 7 指定寄附金の申請について（図）

(4) 平成29年4月11日各文部科学大臣所轄宗教法人宛て文化庁文化部宗務課事務連絡

事 務 連 絡

平成29年4月11日

各文部科学大臣所轄宗教法人 御中

文化庁文化部宗務課

東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための
指定寄附金制度に係る申請の手引の改訂等について（送付）

このたび、平成29年3月31日付けで財務省告示第98号が公示され、これにより、東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度に係る所轄庁の確認の期限は、平成31年3月31日まで（ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができる。）に延長されました。

これを受けて、文化庁文化部宗務課において、宗教法人が告示等に基づき指定寄附金に係る確認申請等をするための手引として平成25年12月27日付けで送付した下記1から7の文書を改訂しましたので、送付します。

貴法人におかれては、指定寄附金の制度に係る確認申請又は副申申請及びこれに係る質問、相談等をする場合には、告示等及び下記の文書に則り、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、包括宗教法人におかれましては、包括する宗教法人に対しても御周知くださるよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 指定寄附金制度に係る申請の手引
（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 2 申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 3 指定寄附金制度に係る申請の手引
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 4 申請様式
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 5 東日本大震災で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について（概要）
- 6 手続のフローチャート＜イメージ＞
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 7 指定寄附金の申請について（図）

(5) 指定寄附金制度に係る申請の手引（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）

平成 23 年 6 月 21 日
文化庁文化部宗務課
平成 25 年 12 月 27 日改訂
平成 29 年 4 月 11 日改訂

指定寄附金制度に係る申請の手引 (宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)

1 指定寄附金制度の概要

「指定寄附金」とは、「公益法人等が行う広く一般に募集する」寄附金であって、「教育又は科学の振興，文化の向上等の公益の増進に寄与する」ための支出で，緊急を要するものに充てられることが確実なものとして，財務大臣が期間及び募金総額を定めて指定したものに対する寄附金をいいます。

指定寄附金でない一般的な寄附金の場合，原則的な税制上の取扱い，個人の所得税については，何らの優遇措置はなく，企業等の法人税については，一定限度の寄附金が損金に算入できる（すなわち，必要な経費として認められる。）こととなっています。

これに対し，財務大臣が「指定寄附金」として指定した寄附金や国又は地方公共団体に対する寄附金などについては，次のとおり，寄附者は所得税又は法人税の優遇措置を受けることができます。このため，「指定寄附金」は，一般の寄附金に比べ募集が容易となります。

個人の場合・・・所得金額の 40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から 2 千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合・・・寄附金の全額を損金に算入できます。

2 今回の措置

通常の場合，宗教法人が募集する募金が指定寄附金として指定されるのは，その所有する国宝又は重要文化財保護のための修理，防災施設設置の費用に充てるものだけです。

しかし，東日本大震災は，未曾有（みぞう）の被害をもたらし，政府はこの復旧に全力を挙げて対処しておりますが，宗教法人等の公益法人の被害も甚大であるため，通常の災害復旧の場合と異なり，法人の自助努力による復旧にも限度があると考えられることから，特例措置として，被災した建物等の復旧のために行われる募金を「指定寄附金」の対象とすることとなりました。

なお，以下では，今回の東日本大震災に係る指定寄附金を「震災復旧寄附金」といい，その対象となる復旧事業を「原状回復事業」ということにします。

3 震災復旧寄附金制度の概要

ほとんどの宗教法人やその所轄庁にとって、指定寄附金を取り扱うのは初めての経験です。したがって、以下の制度の仕組みをよく理解して、間違いのないようにしなければなりません。

(1) 特に注意しなければならない点

- ア 震災復旧寄附金は、情報公開の対象となり、適正な管理が必要であること
- イ 募金自体について、信者等への割当てがなされ、半強制的に行われているというような批判がなされないようにすること

(2) 募金の主体

この「震災復旧寄附金」の募集を行うことのできるのは、東日本大震災により被災した建物等を所有する宗教法人又はそれを包括する宗教法人です。

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

包括宗教法人を通じて申請する場合、震災復旧寄附金は、包括宗教法人の名義で募集し、集めた寄附金を包括宗教法人が被包括宗教法人に対して配分することになります。

どちらを選択するかは包括宗教法人と相談の上で御判断下さい。

なお、本稿では、単立宗教法人、包括宗教法人又は被包括宗教法人が自ら所轄庁へ申請する場合の具体的手続等を説明いたします。

(3) 対象施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、宗教法人の所有していた（個人所有は不可）建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」といいます。）で、次の要件を全て満たしていると所轄庁が確認したものです。

ア 要件

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

イ 建物等の説明

① 建物

土地の定着物であって、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、その目的

とする用途に使用できるものをいいます。

建物として認められるものの具体例は、次のとおりです。

<神道系>

社殿，本殿，拝殿，祝詞殿，幣殿，覆殿，境内神社社殿，祖霊社社殿，神具庫，祭器庫，社務所，随神舎，参集殿，宝物殿，神楽殿，神社会館，祈祷殿，神輿庫，授与所，御旅所，参籠所など

<仏教系>

本堂，客殿，庫裏，観音堂，薬師堂，僧堂，檀信徒会館，仏具庫，内陣，堂内荘厳，納骨堂，位牌堂，書院，教職舎，持仏堂，稻荷堂，土蔵，経蔵など

<キリスト教系>

礼拝堂，教会，牧師館，会堂，修道院，伝道所，小神学校，神学校，教職舎，信徒育成所，信徒修行所，記念館，会館，納骨堂，事務所など

<諸教系>

上に挙げたものに相当するもの

(注) 法人税法に規定する収益事業に該当し，専らその収益事業の用のみに供されていた建物は対象となりません。

また，収益事業と収益事業以外の用に併用していた建物等については，収益事業の用に供していた部分を除いたものが対象となります。

② その附属設備

暖冷房設備，照明設備，通風設備，昇降機その他建物に附属する設備のことをいいます。

③ 構築物

土地に定着する土木設備又は工作物をいいます。

構築物として認められるものの具体例は，次のとおりです。

<神道系>

手水社，絵馬堂，鳥居，玉垣，石碑，忠魂碑，透塀，寄付石碑，狛犬，灯籠，社号標，記念碑など

<仏教系>

鐘楼，山門，参道，土塀，太鼓楼，灯籠，地藏，祠，石碑など

<キリスト教系>

塀，門扉，十字架など

<諸教系>

上に挙げたものに相当するもの

④ 土地

原状回復事業の一環として要する、敷地の盛土などの整地、土壌改良等は対象となります。

また、津波の被害等により、震災前の所有地での原状回復が困難な場合、移転先の土地取得費用も認められます。この場合は、①から③までの原状回復に必要な土地で、引き続き宗教活動又は公益事業を行うことができる場所であることが要件になります。ただし、震災以前にはなかった建物等を移転先で新規に建てる費用などは認められません。

⑤ その他固定資産

宗教法人が所有している固定資産であり、随神像、仏具・仏像、信者の送迎用のマイクロバス等が対象となります。ただし、動産であることから、当該固定資産が被災前に実在していたこと、及び震災により滅失又は損壊したことが確認できることが必要となります。

なお、建物等については、宗教法人ごとにその特性によって対象とするかどうかを判断する必要があると考えておりますので、個別に所轄庁へ御相談いただく必要があります。

(4) 震災復旧寄附金の募集の対象となる復旧費用

(3)の対象施設を原状回復するために必要な事業費が募集対象限度額となりますが、震災復旧寄附金の目標額（寄附限度額）は、この額の範囲内で、原状回復にかかる総事業費から自己資金、借入金、補助金を差し引いたものとなります。自己資金には、地震保険等に参加していた際に支払われる保険金や、敷地を移転する際に移転前の土地を売却した代金などを含みます。

また、銀行等からの借入金について震災復旧寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、原状回復事業を行うため一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

具体的には、借入金の趣旨等により判断されます。

(5) 募集開始の申請

単立宗教法人が申請するとき又は被包括宗教法人が自ら所轄庁へ申請するときは、申請様式1から5と添付書類を用意してください。申請書類を提出する前に必ず所轄庁へ相談してください。

確認期限は、平成31年3月31日までですので、余裕を持って申請してください。

なお、所轄庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成31年4月1日から平成33年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期間として定めることができます。この確認を受ける期間として所轄庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間とする平成31年3月31日から1年間延長した平成32年3月31日となります。

原状回復事業実施に関連する法令をあらかじめ調べていただいて、申請に時間を要する場合は事前に所轄庁に御相談下さい。

(6) 募集期間

震災復旧寄附金の募集を行うことができる期間は、所轄庁が募集開始について確認をした日の翌日から3年以内で、募集要綱で定める日までです。

なお、この期間は募金を集める期間ですので、必ずしもこの期間内に原状回復事業や、その費用の支払いを終えなければならないというものではありません。

4 震災復旧寄附金の募集のための手続等

(1) 事前準備

ア 前記3の(3)対象施設の「要件」に該当する建物等の調査・検討

イ 震災復旧寄附金の募集をする必要性（財政状況等から、募金によらなければ復旧が困難かどうか）の調査・検討

ウ この段階で所轄庁と事前の打合せを行う。

エ 宗教法人内部で次の①から③までについて意思決定

① 震災復旧寄附金の募集を行うこと

② 原状回復事業のための特別会計を設定し、金融機関に一の口座を開設すること。
原状回復事業に関する収入及び支出をこの口座以外で取り扱うことは認められませんので、注意してください。

③ 募金方法

指定寄附金は広く一般に募集するものなので、ごく少数の特定された寄附者を対象とすることを想定した募金方法は認められませんので、注意してください。

(2) 所轄庁への申請

募金開始の申請は、次の様式1から様式5までの書類を作成し、後に掲げる「添付書類」を添えて、所轄庁に提出することにより行います。

この確認の期限は平成31年3月31日までです。

なお、確認まで所轄庁で審査期間を要しますので、事前に所轄庁へ相談の上、余裕を持って申請してください。ただし、法令等の制限で期限までに確認を受けられない

場合は、確認期限の延長が可能なので、その旨も併せて所轄庁へ御相談下さい。

様式1「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」

様式2「東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱」

様式3「寄附金に係る事業及び資金概況書」（確認申請）

様式4「建物等の概要」

様式5「公共・公益法人等の概要」

ア 様式1の記載上の注意

- ・都道府県知事所轄の宗教法人は、知事宛てに提出することになります。文部科学大臣所轄の宗教法人は、文部科学大臣宛てに提出することになります。

イ 様式2の記載上の注意

- ・募集目標額は被害状況、法人の規模等から勘案して現実的な金額としてください。
- ・募集要綱は必ず公開対象としなければなりません。
- ・寄附金の受入れ状況については毎月公表することとし、原状回復事業の進捗状況については毎年公表する必要があります。公表手段としては、インターネットその他適切な手段によることとなります。
- ・経費支出に係る証拠書類（領収書等）は5年以上保存し、寄附者等外部から開示請求があった際は、公開できない正当な理由がある場合を除いて公開する旨を記載してください。
- ・募集に要する経費（パンフレット印刷代、広告掲載料等）を寄附金により賄う場合は8. を記載する必要があります。
- ・なお、募集経費には、募集のために直接必要な印刷費、旅費等が該当し、寄附金の中から充当することができますが、震災復旧寄附金の趣旨に鑑み、極力その額を抑えることが望まれます。したがって、その金額は事業規模、事業比率などを勘案して合理的な範囲内としてください。
- ・また、募集経費は所要額の積み上げにより算出すべきであり、募集総額の按分計算は認められません。

ウ 様式3の記載上の注意

- ・③原状回復費については、様式4⑩の合計額を記載してください。
- ・⑥募集方法については、様式2の2. を記載してください。
- ・⑦の（）書きには、原状回復対象となる施設の名称を記載してください。
- ・⑧の原状回復事業の概要については、具体的な施設の名称を種類ごとに記載して

ください。

- ・原状回復費には、様式4⑩の種類別事業費を記載してください。原状回復費の合計は③と一致します。

（内 募集対象限度）には様式4⑪の種類別費用を記載してください。

- ・事業費の内訳（資金計画）中の「自己資金」には包括宗教法人等からの復旧費用に充てるための援助金を含み、「補助金」とは、国又は地方公共団体等からの公的な補助金を指します。

また、銀行等からの借入金について寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

- ・震災復旧寄附金の合計額は、④と同じとし、（内 募集対象限度）の合計額以下としなければなりません。

エ 様式4の記載上の注意

- ・③については、全壊した施設の現状復旧を行う場合は、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載してください。

被災建物等の取得又は建築年月日が記録にない場合は「不明」と記載してください。

- ・④については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、それぞれ使用目的を具体的に記載してください。

- ・⑤については、建物の総面積を登記簿謄本、財産目録、仕様書、設計図面などで確認して記載してください。

また、施設規模を総面積以外で算出することがより妥当な場合（付属施設を全長、重量等で記載する）は（）内に尺度を記載するとともに、各欄に数値を記載してください。

- ・⑦については、被災建物等の非収益事業部分と原状回復建物等を比較して機能や構造で変化がある場合はその内容を具体的に記載してください。

- ・⑧については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、合理的な基準（面積比や利用時間比などで按分する）により非収益事業の用に供している割合を記載してください。

- ・⑨については、被災建物等に比べて原状回復建物等が大幅に拡張・変更されている場合のみ記載してください。記載する数値は、

⑥の原状回復建物等÷被災建物等－1＝超過割合
となります。

- ・⑪の計算式に基づいて算出される額が指定寄附金の募集対象限度額となります。

オ 様式5の記載上の注意

- ・②については、登記簿上の主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・③については、宗教法人と記載してください。
- ・④については、設立の認証を受けた日を記載してください。
- ・⑦について、書類が無くなった又は作成していない場合は、所轄庁に相談してください。

カ 様式3から5の全てについて

- ・建物等に国又は地方公共団体が指定した文化財が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。
- ・建物等に宗教法人立の幼稚園、各種学校等が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。

キ 添付書類

- ・申請年度の収支予算書、前年度及び前々年度の収支計算書
(収支予算書が作成されていない場合は、過去3年間の収支計算書。被災により消失している場合には、代替書類)
- ・建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類
(罹災証明書など。罹災証明書だけで被害状況が不明瞭な場合は、追加資料を添付してください。)
- ・募集の対象となる復旧費用算定の基礎となる見積書等の資料(工事請負契約書、工事見積書の写し又は土地取得の売買契約書など)

(3) 宗教法人による募集の開始

所轄庁は提出書類を確認して、申請内容が妥当であると判断した場合は、申請内容を確認した旨の確認書(様式6)を交付します。震災復旧寄附金の募集は、所轄庁が確認をした日の翌日から開始することができます。

なお、所轄庁から確認を受けたら、募集要綱をホームページ等で公開してください。

(4) 震災復旧寄附金受領の取扱い

ア 宗教法人は、寄附者から寄附を受けた場合には、寄附者に確認書の写しと寄附受領書(様式7)を発行して下さい。また、受領書は、複写式にするなどして、必ず「控え」(写し)を取っておいてください。

イ 所轄庁が確認した募金計画の寄附金募集目標額(寄附限度額)を超えて受け入れた寄附金については、寄附金控除等の対象とはなりませんので、寄附金の受入れ額は、厳格に管理しなければなりません。特に、寄附金の目標額(寄附限度額)に近づいて

きたときは、一旦募金を打ち切り、申込者の調整を行うなど、慎重に募金を行ってください。

(5) 情報公開

宗教法人は、原状回復事業が終了するまで、極力1月ごとに寄附金の募集実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとしてください。ホームページを備えていない宗教法人においても、公告方法に準じた形式で公表するほか、機関紙に実施状況等を掲載し、寄附者からの問い合わせに応じるなどして、適切に対応してください。

(6) 原状回復事業や募金計画の変更

所轄庁が変更についてやむを得ないと認めたときに限り変更ができますが、このような場合には、必ず事前に所轄庁に相談をしてください。

(7) 報告

募金開始後は、次のアからエまでの報告を所轄庁にする必要があります。

ア 年次報告

募金中、募金主体の会計年度終了後4月以内に報告する。

様式8「震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）」

様式9「寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）」

様式10「寄附金実績一覧表」

添付資料

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

イ 募集終了報告

寄附金の目標額（寄附金限度額）に達した場合又は募集期間終了後1月以内に報告する。

様式11「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）」

様式12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）」

様式10「寄附金実績一覧表」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

ウ 募集終了後事業報告

募集終了後、原状回復事業が終了するまで、募金主体の毎会計年度終了後4月以内に報告する。

様式13「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）」

様式12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）」

添付資料（既に提出したものを除く）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

エ 完了報告

原状回復事業終了後1月以内に報告する。

様式14「震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）」

様式15「寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）」

様式4「建物等の概要」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

いずれもホームページ等への掲示その他適切な方法で公表してください。

(6) 申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）

(様式1)

平成 年 月 日

〇〇〇〇知事（文部科学大臣）
〇 〇 〇 〇 殿

所在地
法人名
代表者
担当者
連絡先

印

東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集
する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について

このたび、東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の原状回復に
要する費用に充てるものとして、別添募集要綱により寄附金を募集するので、寄附
金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に
算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号の
確認をしていただくべく、必要書類を添えて申請します。

(用紙 日本工業規格A3)

(様式2)

募集法人名 〇〇〇〇
募集責任者 〇〇〇〇
募集を行う事務所所在地 ××県××市××町××-××
連絡先 00-0000-0000（担当：〇〇〇〇）

宗教法人 〇〇〇〇
代表役員 〇〇〇〇

東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱
(ひな型)

1. 寄附金を募集する目的及び使途内容
東日本大震災により滅失又は損壊をした当法人が所有する〇〇〇〇（建物の具体的な名称）及び〇
〇〇（構築物の具体的な名称）の原状回復に要する費用に充てるための寄附金を募集します。

2. 募集方法
個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのホームページにより広く全国に募集を行
います。

3. 募集目標額
〇〇百万円

4. 寄附金の募集を行う期間
平成▲年▲月▲日（主務官庁の確認日の翌日）から平成○年○月○日までとします。

5. 寄附金の受け入れ
寄附金は下記の専用口座への銀行振込により募集します。
専用口座：〇〇銀行 〇〇支店 口座名：〇〇〇〇〇〇 口座番号：〇〇〇〇〇〇
(注) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入
する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号に基づく寄附金
控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄附者に対しては、主務官庁の確認書の
写し及び当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄附を頂く際に必ず住所・氏名
・お問い合わせ先をご連絡下さい。

6. 受け入れた寄附金の管理の方法
上記の専用口座で管理します。また、寄附を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを
区分して経理します。

7. 情報公開
寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいてこの募集要綱を公表します。
また、寄附金の募集実績については〇〇日ごとに、原状回復事業実績及び支出実績については〇〇月ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにて公表します。
なお、支出に係る領収書は5年以上保存し、寄附者等外部から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。
8. 募集に要する経費の額
領収書を送付する際の切手代等として、〇〇万円
当法人のホームページにおける原状回復事業の報告サイトの開設費として、〇〇万円

以上

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書 (確認申請)

①法 人 名				②住 所			
③原状回復費		円		④③のうち 募集目標額		円	
⑤募集期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		⑥募集方法			
⑦寄附金の募集の目的		公益事業の用に供している () の原状回復の費用に充当					
⑧ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要	復旧工事 の実施期間	原 状 回 復 費 (内 募集対象限度)	事業費の内訳 (資金計画)		
			自 年 月 至 年 月	千円 (内)	自己資金 千円	借入金 千円	補助金 千円
				(内)			
				(内)			
	募集経費			(内)			
合 計				(内)			

(様式3)

(用紙 日本工業規格A4)

建 物 等 の 概 要

		建 物 等		建 物 等	
		被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等	被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等
① 建物等の種類及び名称					
② 所 在 地					
③ 取得又は建築年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 使用目的	非収益事業用				
	収益事業用				
⑤ 建物等の規模	総面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()				
⑥ 非収益事業部分の規模	面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()				
⑦ 新たに付加された機能					
⑧ 非収益事業割合 (⑥/⑤)		A		A	
⑨ 原状回復超過割合					
⑩ 原状回復にかかる総事業費		円		円	
⑪ 募集対象限度額 $\left[\frac{10 \times ⑧ \times A}{1 + ⑨} \right]$		円		円	

(様式4)

(用紙 日本工業規格A4)

公 共 ・ 公 益 法 人 等 の 概 要

① 法 人 名		② 所 在 地		
③ 法 人 格		④ 設立許可年月日		
⑤ 代表者氏名及び住所				
⑥ 事 業 の 概 要				
⑦ 収 支 内 訳 等	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ～ 年 月 日 (予算)
	1. 収入の部			
	(1) 基本財産運用収入			
	(2) 補助金等収入			
	(3) その他公益事業に係る収入			
	(4) 収益事業収入			
	2. 支出の部			
	(1) 公益事業支出			
	(2) 収益事業支出			
	(3) 管理費			
	3. 資産の部			
	(1) 純資産額			
(2) うち基本財産額				

(様式5)

(用紙 日本工業規格A4)

(樣式6)

寄附金受領書

発行番号
号

(寄附者)住所名称殿

寄附金の額	金																				円

上記のとおり寄附金を受領しました。

平成 年 月 日

宗教法人 ○○○○
代表役員 印

上記の金額は、東日本大震災により被災又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）で別添のとおり主務官庁により確認を受けたものに該当するものです。

(注) 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保存してください。

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者

殿

〇〇〇〇大臣

〇〇 〇〇 印

東日本大震災により被災又は損壊をした公益的な施設等の復旧のための寄付金の募集が指定寄附金として適当である旨の確認書

貴法人から平成 年 月 日付で申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。

なお、本件寄附金の募集が募集要綱に則っていないことがその他の不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。

記

東日本大震災により被災又は損壊をした〇〇及び〇〇の原状回復に要する費用に充てるために募集する寄附金

確認対象寄附金

指定寄附金の募集期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(用紙 日本工業規格A4)

(様式 8)

〇〇〇〇知事（文部科学大臣） 〇 〇 〇 〇 殿	平成 年 月 日	所在地 法人名 代表者	印	震災復旧寄附金実績報告書（年次報告） 東日本大震災により被災又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の 原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号 及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3 月15日付財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日 までの間に行った寄附事業の実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告し ます。
記				
募集目標額	受領書発行番号	No.	～No.	
区 分	法人	個人	合 計	
前年度までの 報告書	件数	寄附額 千円	件数	
今年度の 報告書	件数	寄附額 千円	件数	
合 計	件数	寄附額 千円	件数	

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書（年次報告）

(報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日)

①法人名						②住 所					
③募集目標額	円					④当年度末までの 募集実績額	円				
⑤ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要	復旧工事 の実施期間	契約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限 度)	事 業 費 の 支 出 状 況		震災復旧寄 附金充当額		
			自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内)	支 払 済	未 払 額	千円	千円	
						千円 (内)			千円		
						千円 (内)			千円		
	募集 経費					千円 (内)			千円		
	合 計					千円 (内)			千円		
事 業 費 の 内 訳 (内 支払済額)							自 己 資 金	借 入 金	補 助 金	震災復旧寄附金	
							(内)	(内)	(内)	(内)	

(様式 9)

(用紙 日本工業規格A4)

(報告期間：平成 年 月 日～平成 日 月 日)

① 法人名			② 住所			
③ 募集目標額	千円		④ 募集期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
⑤ 今回の募集合計額	千円	⑥ 今回の募集実績額	千円	⑦ 達成率 (⑥/③)	%	
受領書発行番号	寄附者名及び代表者名	住所	業種	寄附年月日 年 月 日	受領額 千円	受領累計額 千円
合 計						

(様式10)

(用紙 日本工業規格A4)

(用紙 日本工業規格A4)

(様式10)

(様式11)

[illegible]

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書（募集終了報告・募集終了後事業報告）

（報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 日 月 日）

①法 人 名						②住 所							
③原状回復費		千円		④募集目標額		千円		⑤募集実績額		千円		⑥達成率 (⑤/④)	%
⑦ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要		復旧工事 の実施期間	契約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限 度)	事 業 費 の 支 出 状 況				震災復旧寄 附金充当額	
				自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内)	支 払 済	未 払 額			千円	
							(内)						
							(内)						
	募集 経費						(内)						
	合 計						(内)						
事 業 費 の 内 訳 (内 支払済額)								自 己 資 金 (内)	借 入 金 (内)	補 助 金 (内)	震災復旧寄附金 (内)		

(様式12)

(用紙 日本工業規格A4)

(様式13)

平成 年 月 日	印
〇〇〇〇〇知事（文部科学大臣） 〇 〇 〇 〇 殿	所在地 法人名 代表者
震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）	
東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った原状回復事業の実績を別紙資料のとおり報告します。	

(用紙 日本工業規格A4)

①法 人 名					②住 所										
③原状回復費		千円		④募集目標額		千円		⑤募集実績額		千円		⑥達成率 (⑤/④)		%	
⑦ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要			復旧工事 の 実施期間	原状回復費 (内 募集対象限 度)	事業費の内訳 (資金実績)								
					自 年 月 至 年 月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
					(内)										
					(内)										
					(内)										
					(内)										
	募集経費				(内)										
	合 計			(内)											

(様式15)

(用紙 日本工業規格A4)

(7) 指定寄附金制度に係る申請の手引（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）

平成23年6月21日
文化庁文化部宗務課
平成25年12月27日改訂
平成29年4月11日改訂

指定寄附金制度に係る申請の手引 (包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合)

1 指定寄附金制度の概要

「指定寄附金」とは、「公益法人等が行う広く一般に募集する」寄附金であって、「教育又は科学の振興，文化の向上等の公益の増進に寄与する」ための支出で，緊急を要するものに充てられることが確実なものとして，財務大臣が期間及び募金総額を定めて指定したものである。指定寄附金をいいます。

指定寄附金でない一般的な寄附金の場合，原則的な税制上の取扱い，個人の所得税については，何らの優遇措置はなく，企業等の法人税については，一定限度の寄附金が損金に算入できる（すなわち，必要な経費として認められる。）こととなっています。

これに対し，財務大臣が「指定寄附金」として指定した寄附金や国又は地方公共団体に対する寄附金などについては，次のとおり，寄附者は所得税又は法人税の優遇措置を受けることができます。このため，「指定寄附金」は，一般の寄附金に比べ募集が容易となります。

個人の場合・・・所得金額の40％又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合・・・寄附金の全額を損金に算入できます。

2 今回の措置

通常の場合，宗教法人が募集する募金が指定寄附金として指定されるのは，その所有する国宝又は重要文化財保護のための修理，防災施設設置の費用に充てるものだけです。

しかし，東日本大震災は，未曾有（みぞう）の被害をもたらしたため，政府はこの復旧に全力を挙げて対処しておりますが，宗教法人等の公益法人の被害も甚大であるため，通常の災害復旧の場合と異なり，法人の自助努力による復旧にも限度があると考えられることから，特例措置として，被災した建物等の復旧のために行われる募金を「指定寄附金」の対象とすることとなりました。

なお，以下では，今回の東日本大震災に係る指定寄附金を「震災復旧寄附金」といい，その対象となる復旧事業を「原状回復事業」ということにします。

3 震災復旧寄附金制度の概要

ほとんどの宗教法人やその所轄庁にとって、指定寄附金を取り扱うのは初めての経験です。したがって、以下の制度の仕組みをよく理解して、間違いのないようにしなければなりません。

(1) 特に注意しなければならない点

- ア 震災復旧寄附金は、情報公開の対象となり、適正な管理が必要であること
- イ 募金自体について、信者等への割当てがなされ、半強制的に行われているというような批判がなされないようにすること

(2) 募金の主体

この「震災復旧寄附金」の募集を行うことのできるのは、東日本大震災により被災した建物等を所有する宗教法人又はそれを包括する宗教法人です。

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

包括宗教法人を通じて申請する場合、震災復旧寄附金は、包括宗教法人の名義で募集し、集めた寄附金を包括宗教法人が被包括宗教法人に対して配分することになります。

どちらを選択するかは包括宗教法人と相談の上で御判断下さい。

なお、本稿では、包括宗教法人を通じて申請する場合の具体的手続等を説明いたします。

(3) 対象施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、宗教法人の所有していた（個人所有は不可）建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」といいます。）で、次の要件を全て満たしていると所轄庁が確認したものです。

ア 要件

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

イ 建物等の説明

- ① 建物

土地の定着物であって、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、その目的とする用途に使用できるものをいいます。

建物として認められるものの具体例は、次のとおりです。

<神道系>

社殿，本殿，拝殿，祝詞殿，幣殿，覆殿，境内神社社殿，祖霊社社殿，神具庫，祭器庫，社務所，随神舎，参集殿，宝物殿，神楽殿，神社会館，祈祷殿，神輿庫，授与所，御旅所，参籠所など

<仏教系>

本堂，客殿，庫裏，観音堂，薬師堂，僧堂，檀信徒会館，仏具庫，内陣，堂内荘厳，納骨堂，位牌堂，書院，教職舎，持仏堂，稻荷堂，土蔵，経蔵など

<キリスト教系>

礼拝堂，教会，牧師館，会堂，修道院，伝道所，小神学校，神学校，教職舎，徒育成所，信徒修行所，記念館，会館，納骨堂，事務所など

<諸教系>

上に挙げたものに相当するもの

(注) 法人税法に規定する収益事業に該当し、専らその収益事業の用のみに供されていた建物は対象となりません。

また、収益事業と収益事業以外の用に併用していた建物等については、収益事業の用に供していた部分を除いたものが対象となります。

② その附属設備

暖冷房設備，照明設備，通風設備，昇降機その他建物に附属する設備のことをいいます。

③ 構築物

土地に定着する土木設備又は工作物をいいます。

構築物として認められるものの具体例は、次のとおりです。

<神道系>

手水社，絵馬堂，鳥居，玉垣，石碑，忠魂碑，透塀，寄付石碑，狛犬，灯籠，社号標，記念碑など

<仏教系>

鐘楼，山門，参道，土塀，太鼓楼，灯籠，地藏，祠，石碑など

<キリスト教系>

塀，門扉，十字架など

<諸教系>

上に挙げたものに相当するもの

④ 土地

原状回復事業の一環として要する、敷地の盛土などの整地・土壌改良等は対象となります。

また、津波の被害等により、震災前の所有地での原状回復が困難な場合、移転先の土地取得費用も認められます。この場合は、①から③までの原状回復に必要な土地で、引き続き宗教活動又は公益事業を行うことができる場所であることが要件になります。ただし、震災以前にはなかった建物等を移転先で新規に建てる費用などは認められません。

⑤ その他固定資産

宗教法人が所有している固定資産であり、随神像、仏具・仏像、信者の送迎用のマイクロバス等が対象となります。動産であるので、当該固定資産が実在している（又は実在していた）こと、及び震災により被災したことが証明できることが必要となります。

なお、建物等については、宗教法人ごとにその特性によって対象とするかどうかを判断する必要があると考えておりますので、個別に所轄庁に御相談いただく必要があります。

(4) 震災復旧寄附金の募集の対象となる復旧費用

(3)の対象施設を原状回復するために必要な事業費が募集対象限度額となりますが、震災復旧寄附金の目標額（寄附限度額）は、この額の範囲内で、原状回復にかかる総事業費から自己資金、借入金、補助金を差し引いたものとなります。自己資金には、地震保険等に参加していた際に支払われる保険金や、敷地を移転する際に移転前の土地を売却した代金などを含みます。

また、銀行等からの借入金について震災復旧寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、原状回復事業を行うため一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

具体的には、借入金の趣旨等により判断されます。

(5) 募集開始の申請

包括宗教法人が被包括宗教法人をまとめて震災復旧寄附金の募集をしようとするときは、まず被包括宗教法人が「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の副申申請について

て」(様式1`)により、所轄庁に副申書の交付申請をします(詳細は、後述の4(2)を参照)。

所轄庁は、被包括宗教法人の申請内容を精査して、内容が妥当であると判断した場合は、被包括宗教法人に対して、文部科学大臣宛ての「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の副申書」(様式6`)を交付してください。

被包括宗教法人は、所轄庁から副申書の交付を受けたら、申請書類一式にこれを添えて包括宗教法人に提出します。

包括宗教法人は、被包括宗教法人の申請書類一式(副申書等を含む。)を取りまとめ、一括して「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」(様式1)により、当該包括宗教法人の所轄庁(文部科学大臣所轄の法人であれば、文部科学大臣)に確認申請します。

所轄庁は、包括宗教法人の申請内容を精査して、内容が妥当であると判断した場合は、「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認書」(様式6)を包括宗教法人に交付します(詳細は、後述の4(3)を参照)。

確認期限は、平成31年3月31日までですので、余裕を持って申請してください。

なお、所轄庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成31年4月1日から平成33年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期間として定めることができます。この確認を受ける期間として所轄庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間とする平成31年3月31日から1年間延長した平成32年3月31日となります。

原状回復事業実施に関連する法令をあらかじめ調べていただいて、申請に時間を要する場合は事前に所轄庁に御相談下さい。

(6) 募集期間

震災復旧寄附金の募集を行うことができる期間は、包括宗教法人の所轄庁が募集開始について確認をした日の翌日から3年以内で、募集要綱で定める日までです。

なお、この期間は募金を集める期間ですので、必ずしもこの期間内に原状回復事業や、その費用の支払いを終えなければならないというものではありません。

4 震災復旧寄附金の募集のための手続等

(1) 事前準備

ア 前記3の(3)対象施設の「要件」に該当する建物等の調査・検討

イ 震災復旧寄附金の募集をする必要性（財政状況等から、募金によらなければ復旧が困難かどうか）の調査・検討

ウ この段階で、被包括宗教法人は、包括宗教法人と十分に調整をした上で、所轄庁と事前の打合せを行う。

エ 内部で次の①から④までについて意思決定

① 震災復旧寄附金の募集を行うこと

② 「原状回復事業」のための特別会計を設定し、金融機関に一の口座を開設すること。被包括宗教法人は、包括宗教法人から配分された寄附金をこの口座で管理することになります。原状回復事業に関する収入及び支出をこの口座以外で取り扱うことは認められませんので、注意してください。

③ 募金方法

指定寄附金は広く一般に募集するものなので、ごく少数の特定された寄附者を対象とすることを想定した募金方法は認められませんので、注意してください。

包括宗教法人が全国の教務所、出張所等の出先機関を通して行う場合などは、特に募金の方法を周知徹底しておく必要があります。

④ 募金の配分方法

包括宗教法人から被包括宗教法人への配分方法は、原則として比例配分によることとし、比例配分によらない場合には、具体的な配分方法を募金配分計画書に記載してください。

なお、包括宗教法人は、被包括宗教法人の募集目標額を超えて、当該被包括宗教法人に募金を配分することはできません。

(2) 被包括宗教法人による募金開始の副申申請

被包括宗教法人が自ら募集せず、包括宗教法人によって一括で募集する場合には、大きく分けて、まず、被包括宗教法人が所轄庁に対して募金開始の副申申請を行い、次に、所轄庁から交付された副申書を包括宗教法人に提出し、最後に、これを取りまとめた包括宗教法人が所轄庁に対して確認申請するという流れになります。

包括宗教法人の所轄庁による確認の期限は、原則として平成31年3月31日ですので、被包括宗教法人は、包括宗教法人と十分調整の上、余裕をもって副申申請をする必要があります。

募金開始の副申申請は、次の様式1`と様式3`から様式5`までの書類を作成し、後に掲げる「添付書類」を添えて、所轄庁に提出することにより行います。

様式1`「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認に係る副申申請について」

様式3`「寄附金に係る事業及び資金概況書（副申申請）」

様式4`「建物等の概要」

様式5`「公共・公益法人等の概要」

ア 様式1`の記載上の注意

- ・都道府県所轄の被包括宗教法人は、知事宛てに提出することになります。文部科学省所轄の被包括宗教法人は、文部科学大臣宛てに提出することになります。

イ 様式3`の記載上の注意

- ・③原状回復費については、様式4`⑩の合計額を記載してください。
- ・⑥募集方法については、包括宗教法人が一括して募集する旨を記載してください。
- ・⑦の（）書きには、原状回復対象となる施設の名称を記載してください。
- ・⑧の原状回復事業の概要については、具体的な施設の名称を種類ごとに記載してください。募集経費については、包括宗教法人から配分された額を記入してください。
- ・原状回復費には、様式4`⑩の種類別事業費を記載してください。原状回復費の合計は③と一致します。

（内 募集対象限度）には様式4`⑪の種類別費用を記載してください。

- ・事業費の内訳（資金計画）中の「自己資金」には包括宗教法人等からの復旧費用に充てるための援助金を含み（ただし、指定寄附金制度により集めた募金の分配は含まれない）、「補助金」とは、国又は地方公共団体等からの公的な補助金を指します。

また、銀行等からの借入金について寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

- ・震災復旧寄附金の合計額は、④と同じとし、（内 募集対象限度）の合計額以下としなければなりません。

ウ 様式4`の記載上の注意

- ・③については、全壊した施設の現状復旧を行う場合は、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載してください。

被災建物等の取得又は建築年月日が記録にない場合は「不明」と記載してください。

- ・④については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、それぞれ使用目的を具体的に記載してください。
- ・⑤については、建物の総面積を登記簿謄本、財産目録、仕様書、設計図面などで確認して記載してください。

また、施設規模を総面積以外で算出することがより妥当な場合（付属施設を全長、重量等で記載する）は（）内に尺度を記載するとともに、各欄に数値を記載してください。

- ・⑦については、被災建物等の非収益事業部分と原状回復建物等を比較して機能や構造で変化がある場合はその内容を具体的に記載してください。
- ・⑧については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、合理的な基準（面積比や利用時間比などで按分する）により非収益事業の用に供している割合を記載してください。
- ・⑨については、被災建物等に比べて原状回復建物等が大幅に拡張・変更されている場合のみ記載してください。記載する数値は、
$$\text{⑥の原状回復建物等} \div \text{被災建物等} - 1 = \text{超過割合}$$
となります。
- ・⑪の計算式に基づいて算出される額が指定寄附金の募集対象限度額となります。

エ 様式5`の記載上の注意

- ・②については、登記簿上の主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・③については、宗教法人と記載してください。
- ・④については、設立の認証を受けた日を記載してください。
- ・⑦について、書類が無くなった又は作成していない場合は、所轄庁に相談してください。

オ 様式3`から様式5`までの全てについて

- ・建物等に国又は地方公共団体が指定した文化財が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。
- ・建物等に宗教法人立の幼稚園、各種学校等が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。

カ 添付書類

- ・申請年度の収支予算書、前年度及び前々年度の収支計算書
（収支予算書が作成されていない場合は、過去3年間の収支計算書。被災により消失している場合には、代替書類）
- ・建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類
（罹災証明書など。罹災証明書だけで被害状況が不明瞭な場合は、追加資料を添付してください。）
- ・募集の対象となる復旧費用算定の基礎となる見積書等の資料（工事請負契約書、工事見積書の写し又は土地取得の売買契約書など）

(3) 包括宗教法人による募金開始の申請

被包括宗教法人は、所轄庁から副申書を交付されたら、これに申請書類一式を添えて、包括宗教法人に提出します。

そして、包括宗教法人は、被包括宗教法人の副申書及び申請書類一式を取りまとめ、次の様式1から様式5までの書類を作成し、後に掲げる「添付書類」を添えて所轄庁に確認書の交付申請をします。

なお、取りまとめる被包括宗教法人の数が多いなどの事情がある場合は、当該包括宗教法人は複数回に区分して申請をすることができます。その際には、1計画ごとに新たに募金受入口座を開設してください。

確認の期限は、平成31年3月31日までです。

なお、確認まで所轄庁で審査期間を要しますので、事前に所轄庁へ相談の上、余裕を持って申請してください。ただし、法令等の制限で期限までに確認を受けられない場合は、確認期限の延長が可能なので、その旨も併せて所轄庁へ御相談下さい。

様式1「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」

様式2「東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱」

様式3「寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）」

様式4「建物等の概要」

様式5「公共・公益法人等の概要」

ア 様式1の記載上の注意

- ・都道府県知事所轄の包括宗教法人は、知事宛てに提出することになります。文部科学大臣所轄の宗教法人は、文部科学大臣宛てに提出することになります。

イ 様式2の記載上の注意

- ・募集目標額は、被包括宗教法人の募集目標額を合計したものに募集に要する経費を加えた金額としてください。
- ・募集要綱は必ず公開対象としなければなりません。
- ・寄附金の受入れ状況については毎月公表することとし、原状回復事業の進捗状況については、各被包括宗教法人の原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）を適宜取りまとめ、公表することとしてください。公表手段としては、インターネットの利用その他適切な手段によることとしてください。
- ・被包括宗教法人においても、寄附金の配分実績を毎月公表することとし、原状回復事業及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）についても、適宜公表

することとしてください。公表手段としては、インターネットの利用その他適切な手段によることとしてください。

- ・経費支出に係る証拠書類（領収書等）は、被包括宗教法人において5年以上保存し、寄附者等外部から開示請求があった際は、公開できない正当な理由がある場合を除いて公開する旨を記載してください。
- ・募集に要する経費（パンフレット印刷代、広告掲載料等）を寄附金により賄う場合は8. を記載する必要があります。
- ・なお、募集経費には、募集のために直接必要な印刷費、旅費等が該当し、寄附金の中から充当することができますが、震災復興寄附金の趣旨に鑑み、極力その額を抑えることが望まれます。したがって、その金額は事業規模、事業比率などを勘案して合理的な範囲内としてください。
- ・また、募集経費は所要額の積み上げにより算出すべきであり、募集総額の按分計算は認められません。ただし、募集に要する経費を包括宗教法人及び被包括宗教法人が分担することは認められます。

ウ 様式3の記載上の注意

- ・各被包括宗教法人の合計額を記入し、内訳として被包括宗教法人から提出された寄附金に係る事業及び資金概況書を援用する旨を記載してください。

エ 様式4の記載上の注意

- ・被包括宗教法人の建物等の概要を援用する旨を記載してください。

オ 様式5の記載上の注意

- ・(2)エと同じ。

カ 様式3から様式5までの全てについて

- ・(2)オと同じ。

キ 添付書類

- ・申請年度の収支予算書、前年度及び前々年度の収支計算書
(収支予算書が作成されていない場合は、過去3年間の収支計算書。被災により消失している場合には、代替書類)
- ・被包括宗教法人に係る副申書及び申請書類一式
- ・被包括宗教法人への募金配分計画書

(4) 包括宗教法人による募集の開始

所轄庁は、提出書類を確認して、申請内容が妥当であると判断した場合は、申請内容を確認した旨の確認書（様式6）を交付します。震災復旧寄附金の募集は、所轄庁が確認をした日の翌日から開始することができます。

なお、所轄庁から確認を受けたら、募集要綱をホームページ等で公開してください。

(5) 震災復旧寄附金受領の取扱い

ア 包括宗教法人は、寄附者から寄附を受けた場合には、寄附者に確認書の写しと寄附受領書（様式7）を交付して下さい。また、受領書は、複写式にするなどして、必ず「控え」（写し）を取っておいてください。

イ 包括宗教法人は、所轄庁へ提出した配分計画どおり被包括宗教法人へ寄附金を配分します。

ウ 所轄庁が確認した募金計画の寄附金募集目標額（寄附限度額）を超えて受け入れた寄附金については、寄附金控除等の対象とはなりませんので、寄附金の受入れ額は、厳格に管理しなければなりません。特に、寄附金の目標額（寄附限度額）に近づいてきたときは、一旦募金を打ち切り、申込者の調整を行うなど、慎重に募金を行ってください。

(6) 情報公開

被包括宗教法人は、原状回復事業が終了するまで、極力1月ごとに包括宗教法人からの寄附金配分実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとしてください。ホームページを備えていない被包括宗教法人においても、公告方法に準じた形式で公表するほか、機関紙に実施状況等を掲載し、寄附者からの問い合わせに応じるなどして、適切に対応することとしてください。

包括宗教法人は、極力1月ごとの寄附金の募集実績の経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するとともに、被包括宗教法人の原状回復事業実績及び支出実績を適宜取りまとめ、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとしてください。

(7) 原状回復事業・募金計画の変更

所轄庁が変更についてやむを得ないと認めたときに限り、計画の変更ができます。

被包括宗教法人が包括宗教法人を通じて震災復旧寄附金を募集している場合、包括宗教法人を経由して申請する必要がありますので、包括宗教法人と十分に調整の上、事前に所轄庁に相談をしてください。

(8) 報告

募金開始後は、次のアからエまでの報告を所轄庁にする必要があります。

これらの報告については、まず、被包括宗教法人が所轄庁に対して報告をします。
所轄庁は、報告を受けたら、被包括宗教法人に対し、通知書（様式 16）を交付します。

次に、被包括宗教法人は、当該通知書に報告書類一式を添えて包括宗教法人に提出します。

そして、包括宗教法人は、被包括宗教法人に係る通知書及び報告書類一式を取りまとめ、所轄庁に提出します。

なお、包括宗教法人と被包括宗教法人の会計年度が一致しない場合においては、包括宗教法人の会計年度に合わせて所轄庁に報告書類等を提出するなど、適宜工夫してください。

ア 年次報告

募金中、募金主体の会計年度終了後 4 月以内に報告します。

様式 8 「震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）」

様式 9 「寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）」

様式 10 「寄附金実績一覧表」

添付資料

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式 8` 及び様式 9` を提出します。様式 10 は不要です。

イ 募集終了報告

寄附金の目標額（寄附金限度額）に達した場合又は募集期間終了後 1 月以内に報告する。

様式 11 「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）」

様式 12 「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）」

様式 10 「寄附金実績一覧表」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式 11` 及び様式 12` を提出します。様式 10 は不要です。

ウ 募集終了後事業報告

募集終了後、原状回復事業が終了するまで、募金主体の毎会計年度終了後4月以内に報告する。

様式13「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）」

様式12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式13`及び様式12`を提出します。

エ 完了報告

原状回復事業終了後1月以内に報告する。

様式14「震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）」

様式15「寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）」

様式4「建物等の概要」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式14`、様式15`及び様式4`を提出します。

いずれもホームページ等への掲示その他適切な方法で公表してください。

(8) 申請様式（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）

(様式1')

文部科学大臣（〇〇〇〇〇知事） 〇 〇 〇 〇 殿	平成 年 月 日
所在地 法人名 代表者 担当者 連絡先	印
東日本大震災により減失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集 する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について	
このたび、東日本大震災により減失又は損壊をした公益的な施設等の原状回復に 要する費用に充てるものとして、別添募集要綱により寄附金を募集するので、寄附 金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に 算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号の 確認をしていただきたく、必要書類を添えて申請します。	

(用紙 日本工業規格A4)

(様式1')

〇〇〇〇知事 〇 〇 〇 〇 殿	平成 年 月 日
所在地 法人名 代表者 担当者 連絡先	印
東日本大震災により減失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集 する寄附金が指定寄附金として適当である旨の副申請について	
このたび、東日本大震災により減失又は損壊をした公益的な施設等の原状回復に 要する費用に充てるものとして、別添募集要綱により寄附金を募集するので、寄附 金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に 算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号の 確認に係る副申請をしていただきたく、必要書類を添えて申請します。	

(用紙 日本工業規格A4)

7. 情報公開

寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいてこの募集要綱を公表します。

また、寄附金の募集実績については、〇〇日ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにおいて公表します。被包括宗教法人の原状回復事業実績及び支出実績については、〇〇月ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにおいて公表します。

被包括宗教法人においても、寄附金の配分実績については、〇〇日ごとにその経過を当該被包括宗教法人が開設するインターネットのホームページにおいて公表します。原状回復事業実績及び支出実績については、〇〇月ごとにその経過を当該被包括宗教法人が開設するインターネットのホームページにおいて公表します。

(ホームページを備えていない被包括宗教法人においても、公告方法に準じた形式で公表するほか、機関紙に実施状況等を掲載し、寄附者からの問い合わせに応じるなどして、適切に対応すること。)

なお、支出に係る領収書は被包括宗教法人において5年以上保存し、寄附者等外部から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことについて正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。

8. 募集に要する経費の額

領収書を送付する際の切手代等として、〇〇万円

当法人のホームページにおける原状回復事業の報告サイトの開設費として、〇〇万円

被包括宗教法人のホームページにおける原状回復事業の報告サイトの開設費として、〇〇万円

パンフレット印刷・配布費用として、〇〇万円

以上

東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱
(ひな型)

募集法人名	宗教法人	〇〇〇〇
募集責任者	代表役員	〇〇〇〇
募集を行う事務所在地	××県××市××町××-××	
連絡先	00-0000-0000	(担当：〇〇〇〇)

1. 寄附金を募集する目的及び使途内容

東日本大震災により滅失又は損壊をした別紙記載の当法人の各被包括宗教法人が所有する対象建物等の原状回復に要する費用に充てるための寄附金を募集します。

2. 募集方法

個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのホームページ(及びその他の広報媒体があれば、当該広報媒体)により広く全国に募集を行います。

3. 募集目標額

〇〇百万円(内訳は別紙のとおり)

4. 寄附金の募集を行う期間

平成▲年▲月▲日(主務官庁の確認日の翌日)から平成○年○月○日までとします。

5. 寄附金の受け入れ

寄附金は下記の専用口座への銀行振込により募集します。

専用口座：〇〇銀行 〇〇支店 口座名：〇〇〇〇〇〇 口座番号：〇〇〇〇〇〇

(注) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(平成23年3月15日財務省告示第84号)本文第4号に基づき寄附金控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄附者に対しては、主務官庁の確認書の写し及び当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄附を頂く際に必ず住所・氏名・お問い合わせ先をご連絡下さい。

6. 受け入れた寄附金の管理の方法

上記の専用口座で管理し、振り込まれた寄附金を募金配分計画書に記載された方法により、各被包括宗教法人に配分します。

被包括宗教法人一覧

整理番号	名称	所在地	代表役員	対象建物等	募集目標額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）

⑦及び⑧については、募集経費を除いて各被包括宗教法人から提出された寄附金に係る事業及び資金概況書を援用する。

①法人名			②住所		
③原状回復費	円		④③のうち募集目標額	円	
⑤募集期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		⑥募集方法		
⑦寄附金の募集の目的		公益事業の用に供している（ ）の原状回復の費用に充当			
⑧ 寄附事業の概要	建物等の種類	原状回復事業の概要	復旧工事の実施期間 自 年 月 至 年 月	原状回復費 (内 募集対象限度)	事業費の内訳（資金計画）
				千円	自己資金 千円 借入金 千円 補助金 千円 震災復旧寄附金 千円
				(内)	
				(内)	
				(内)	
	募集経費			(内)	
	合 計			(内)	

(様式3)

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書 (副 申 申 請)

①法 人 名				②住 所				
③原状回復費	円			④③のうち 募集目標額	円			
⑤募集期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			⑥募集方法	包括宗教法人〇〇〇〇が一括して募集する。			
⑦寄附金の募集の目的	公益事業の用に供している () の原状回復の費用に充当							
⑧ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要	復旧工事 の実施期間	原 状 回 復 費 (内 募集対象限度)	事業費の内訳 (資金計画)			
			自 年 月 至 年 月	千円 (内)	自己資金 千円	借入金 千円	補助金 千円	震災復旧寄附金 千円
				(内)				
				(内)				
	募集経費			(内)				
	合 計			(内)				

(様式3)

(用紙 日本工業規格A4)

建 物 等 の 概 要
各被包括宗教法人の建物等の概要を援用する。

		建 物 等		建 物 等	
		被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等	被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等
① 建物等の種類及び名称					
② 所 在 地					
③ 取得又は建築年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 使用目的	非収益事業 業用				
	収益事業 業用				
⑤ 建物等の規模	総面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()				
⑥ 非収益事業 部分の規模	面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()				
⑦ 新たに付加された機能					
⑧ 非収益事業割合 (⑥/⑤)			A		
⑨ 原状回復超過割合					
⑩ 原状回復にかかる総事業費			円	円	
⑪ 募集対象限度額 $\left(\frac{10 \times ⑧ \text{の } A}{1 + ⑨} \right)$			円	円	

(様式4)

(用紙 日本工業規格A4)

建 物 等 の 概 要

		建 物 等		建 物 等	
		被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等	被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等
① 建物等の種類及び名称					
② 所 在 地					
③ 取得又は建築年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 使用目的	非収益事業用				
	収益事業用				
⑤ 建物等の規模	総面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()				
⑥ 非収益事業部分の規模	面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()				
⑦ 新たに付加された機能		/		/	
⑧ 非収益事業割合 (⑥/⑤)		A		A	
⑨ 原状回復超過割合					
⑩ 原状回復にかかる総事業費		円		円	
⑪ 募集対象限度額 $\left[\frac{⑩ \times ⑧ \text{の } A}{1 + ⑨} \right]$		円		円	

(様式4)

(用紙 日本工業規格A4)

公 共 ・ 公 益 法 人 等 の 概 要

被包括宗教法人の概要は別紙のとおり

① 法 人 名		② 所 在 地	
③ 法 人 格		④ 設立許可年月日	
⑤ 代表者氏名及び住所			
⑥ 事 業 の 概 要			
⑦ 収 支 内 訳 等	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)
	1. 収入の部		
	(1) 基本財産運用収入		
	(2) 補助金等収入		
	(3) その他公益事業に係る収入		
	(4) 収益事業収入		
	2. 支出の部		
	(1) 公益事業支出		
	(2) 収益事業支出		
	(3) 管理費		
	3. 資産の部		
	(1) 純資産額		
(2) うち基本財産額			

(様式5)

(用紙 日本工業規格A4)

公 共 ・ 公 益 法 人 等 の 概 要

① 法 人 名		② 所 在 地		
③ 法 人 格		④ 設立許可年月日		
⑤ 代表者氏名及び住所				
⑥ 事 業 の 概 要				
⑦ 収 支 内 訳 等	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ～ 年 月 日 (予算)
	1. 収入の部			
	(1) 基本財産運用収入			
	(2) 補助金等収入			
	(3) その他公益事業に係る収入			
	(4) 収益事業収入			
	2. 支出の部			
	(1) 公益事業支出			
	(2) 収益事業支出			
	(3) 管理費			
3. 資産の部				
	(1) 純資産額			
	(2) うち基本財産額			

(用紙 日本工業規格A4)

(5ページ)

(様式6)

所在地 法人名 代表者	平成 年 月 日 殿	文部科学大臣 (〇〇〇〇〇知事) 〇〇 〇〇 印	東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のための寄附金の募集が指定寄附金として適当である旨の確認書	貴法人から平成 年 月 日付で申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件 (平成23年3月15日財務省告示第84号) 本文第4号各号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。 なお、本件寄附金の募集が募集要綱に則っていないことその他の不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。	記 確認対象寄附金 東日本大震災により滅失又は損壊をした〇〇及び〇〇の原状回復に要する費用に充てるために募集する寄附金 指定寄附金の募集期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
-------------------	---------------	-----------------------------	---	---	---

(用紙 日本工業規格A4)

〈様式例〉

発行番号		号	
寄 附 金 受 領 書			
(寄附者)			
住所			
名称			
殿			
寄附金の額		金	
円		円	
上記のとおり寄附金を受領しました。			
平成		年 月 日	
宗教法人		〇〇〇〇	
代表役員		印	
上記の金額は、東日本大震災により被災又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）で別添のとおり主務官庁により確認を受けたものに該当するものです。			
(注) 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保存してください。			

平成		年 月 日	
文部科学大臣殿			
〇〇〇〇知事			
〇〇 〇〇 印			
東日本大震災により被災又は損壊をした公益的な施設等の復旧のための寄附金の募集が指定寄附金として適当である旨の副申書			
平成 年 月 日付で副申申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号各号に掲げる要件を満たす寄附金であることを副申します。			
所在地		記	
法人名		〇の原状回復に要する費用に充てるために募集する	
代表者		寄附金	
確認対象寄附金		東日本大震災により被災又は損壊をした〇〇及び〇	
指定寄附金の募集期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
募集目標額		〇の原状回復に要する費用に充てるために募集する	

〇〇〇〇〇知事
〇 〇 〇 〇 〇 殿

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者

印

震災復旧 寄附金実績報告書 (年次報告)

東日本大震災により被災又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った寄附事業の実績を別紙資料を添付のうえ、報告します。

〇〇〇〇〇大臣
〇 〇 〇 〇 〇 殿

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者

印

震災復旧 寄附金実績報告書 (年次報告)

東日本大震災により被災又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った寄附事業の実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

募集目標額	受領書発行番号			No.	
	法人		個人		
区 分	件数	寄附額	件数	寄附額	
前年度までの報告書		千円		千円	
今年度の報告書					
合 計					

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書 (年次報告)

(報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 日 月 日) ⑤は募集経費を除いて各被包括宗教法人の年次報告を援用する。

①法 人 名						②住 所					
③募集目標額		円				④当年度末までの募集実績額		円			
⑤ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要	復旧工事の 実施期間	契約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限度)	事 業 費 の 支 出 状 況		震災復旧寄 附金充当額		
			自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内)	千円	千円	千円	千円	
						(内)					
						(内)					
						(内)					
	募集 経費					(内)					
合 計						(内)					
事 業 費 の 内 訳 (内 支払済額)							自 己 資 金	借 入 金	補 助 金	震災復旧寄附金	
							(内)	(内)	(内)	(内)	

(様式9)

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書 (年次報告)

(報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 日 月 日)

①法 人 名						②住 所					
③募集目標額		円				④当年度末までの募集実績額		円			
⑤ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要	復旧工事の 実施期間	契約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限度)	事 業 費 の 支 出 状 況		震災復旧寄 附金充当額		
			自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内)	千円	千円	千円	千円	
						(内)					
						(内)					
						(内)					
						(内)					
合 計						(内)					
事 業 費 の 内 訳 (内 支払済額)							自 己 資 金	借 入 金	補 助 金	震災復旧寄附金	
							(内)	(内)	(内)	(内)	

(様式9)

(用紙 日本工業規格A4)

(報告期間：平成 年 月 日～平成 日 月 日)

① 法人名				② 住所			
③ 募集目標額		千円		④ 募集期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
⑤ 今回の 募集合計額		千円		⑥ 今回までの 募集実績額		千円	
						⑦達成率 (⑥/③) %	
受領書発行番号	寄附者名及び代表者名	住	所	業 種	寄附年月日	受 領 額	受領累計額
					年 月 日	千円	千円
合 計							

(様式10)

(用紙 日本工業規格A4)

(用紙 日本工業規格A4)

(様式10)

(様式11)

〇〇〇〇〇大臣
〇 〇 〇 〇 殿

所在地
法人名
代表者

印

震災復興寄付金実績報告書（募集終了報告）

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、当該寄附金の募集が平成〇〇年〇月〇日をもって終了しましたので、寄附金の募集実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

受領書発行番号	No. 〇 〇 〇 〇 〇 〇 1 ～ No.			
募 集 期 間	平成	年	月	日
募 集 目 標 額	円			
募 集 実 績 額	円			

〈用紙 日本工業規格A4〉

〇〇〇〇知事
〇　〇　〇　殿

平成 年 月 日

		所在地
		法人名
		代表者

震災復興旧寄附金実績報告書（募集終了報告）

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、当該寄附金の募集が平成○○年○月○日をもちょうど終了しましたので、寄附金の募集実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

受領書発行番号	
募集期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
原状回復所要額	円
包括宗教法人からの配分額	円

寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告・募集終了後事業報告）

①法人名						②住所										
③原状回復費		千円		④募集目標額		千円		⑤募集実績額		千円		⑥達成率 (⑤/④)		%		
⑦ 寄附事業の概要	建物等の種類	原状回復事業の概要		復旧工事の実施期間	契約年月日	進捗率	原状回復費 (内 募集対象年度)		事業費の支出状況		震災復旧寄附金充当額					
				自年月 至年月	年月	%	千円 (内)		千円 支 払 済		千円 未 払 額		千円			
							(内)									
							(内)									
	募集経費						(内)									
合 計							(内)									
事業費の内訳 (内 支払済額)									自己資金 (内)		借入金 (内)		補助金 (内)		震災復旧寄附金 (内)	

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書（募集終了報告・募集終了後事業報告）

（報告期間：平成 年 月 日～平成 日 月 日）

①法人名				②住 所											
③原状回復費		千円		④募集目標額		千円		⑤募集実績額		千円		⑥達成率 (⑤/④)		%	
⑦ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要		復旧工事 の実施期間	契 約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限 度)	事 業 費 の 支 出 状 況				震災復旧寄 附金充当額			
				自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内)	千円		千円		千円		千円	
							(内)								
							(内)								
							(内)								
	募集 経費						(内)								
合 計															
								(内)							
事 業 費 の 内 訳								自 己 資 金		借 入 金		補 助 金		震災復旧寄附金	
(内 支払済額)								(内)		(内)		(内)		(内)	

(用紙 日本工業規格A4)

(様式12)

(様式13)

日	月	年	平成
印			
所在地 法人名 代表者			
文部科学大臣 殿			
震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）			
東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った原状回復事業の実績を別紙資料のとおり報告します。			

(用紙 日本工業規格A4)

文部科学大臣
〇 〇 〇 〇 殿

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者

印

震災復旧寄附金実績報告書 (完了報告)

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、当該寄附を受けて行う原状回復事業が平成〇年〇月〇日をもって終了しましたので、当該原状回復事業実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

原 状	回 復	費	円
自己	資	金	円
借	入	金	円
補	助	金	円
募 集	実 績	額	円

都道府県知事（文部科学大臣）
〇 〇 〇 〇 殿

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者

印

震災復旧寄附金実績報告書 (募集終了後事業報告)

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った原状回復事業の実績を別紙資料のとおり報告します。

(様式14)

平成	年	月	日	
〇〇〇〇知事（文部科学大臣） 〇 〇 〇 〇 殿				
所在地 法人名 代表者				
印				
震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）				
東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）につき、当該寄附を受けて行う原状回復事業が平成〇〇年〇月〇日をもって終了しましたので、当該原状回復事業実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。				
記				
原状回復費	自己資金	借入金	補助金	募集実績額
円	円	円	円	円

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 実 績 報 告 書（完了報告）

⑦は募集経費を除いて各被包括宗教法人の完了報告を援用する。

①法 人 名				②住 所												
③原状回復費		千円		④募集目標額		千円		⑤募集実績額		千円		⑥達成率 (⑤/④)		%		
⑦ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要			復旧工事 の 実施期間		原状回復費 (内 募集対象限 度)		事業費の内訳（資金実績）							
					自 年 月 至 年 月		千円 (内)		千円		千円		千円		千円	
							(内)									
							(内)									
							(内)									
							(内)									
	募集経費						(内)									
	合 計					(内)										

(51273)

(用紙 日本工業規格A4)

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 実 績 報 告 書 (完了報告)

①法 人 名				②住 所				
③原状回復費		千円	④募集目標額	千円	⑤募集実績額	千円	⑥達成率 (⑤/④)	%
⑦ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原 状 回 復 事 業 の 概 要		復旧工事 の実施期間	原状回復費 (内 募集対象限 度)	事業費の内訳 (資金実績)		
				自 年 月 至 年 月	千円 (内)	自己資金	借入金	補助金
					千円 (内)	千円	千円	千円
					千円 (内)	千円	千円	千円
					千円 (内)	千円	千円	千円
					千円 (内)	千円	千円	千円
	募集経費				千円 (内)	千円	千円	千円
合 計					千円 (内)	千円	千円	千円

(用紙 日本工業規格A4)

(様式15)

(様式16)

平成 年 月 日	〇〇〇〇〇〇知事 〇〇 〇〇 印	震災復旧寄附金実績報告書 (〇〇報告) を受領した旨の通知書	下記の方法から平成 年 月 日付け震災復旧寄附金実績報告書 (〇〇報告) を 受領したので、通知します。	所在地 法人名 代表者	記
文部科学大臣殿					

(用紙 日本工業規格A4)

(9) 東日本大震災で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について(概要)

東日本大震災で被災した宗教法人の建物等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、次の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置(※)を受けることができます。

※優遇措置の内容

個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合…寄附金の全額を損金に算入できます。

1 対象となる施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、建物(その附属設備を含む。)及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産(以下「建物等」といいます。)で、次の要件を全て満たしているものが対象となります。

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

2 対象となる費用

1の施設の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分が対象となります。

3 所轄庁への確認の申請

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります(併用不可)。

所轄庁による確認の期限は、平成31年3月31日までです。

なお、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は平成31年4月1日から平成33年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができます。

4 対象となる期間

所轄庁による確認を受けた日の翌日から3年以内で、法人が募集要項で定めた日までです。

(注) 詳しくは「指定寄附金制度に係る申請の手引」を御覧ください。

また、申請に当たっては、あらかじめ所轄庁に御相談ください。

(10) 手続のフローチャート イメージ（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）

包括宗教法人（国所轄）が被包括宗教法人（都道府県所轄）を取りまとめて、指定寄附金の募集を行うに当たっての手続等については、次のとおりとする。

【副申・確認申請】

- 被包括宗教法人は、都道府県に、募集計画の副申を求めることとする。
↓
- 所轄庁（都道府県）は、取扱要領に沿って精査し、内容が適正と認めるときは、当該被包括宗教法人に副申書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に副申書と募集計画に係る書類（所轄庁への申請書類）を一式提出することとする。
↓
- 包括宗教法人は、所轄庁の副申書を得た被包括宗教法人の申請書類を取りまとめて、文化庁に確認を求めることとする（各被包括宗教法人に係る副申書も文化庁に提出する）。
なお、募集については、複数回に区分して行うことを可能とするが、募集を行おうとする際には、その都度、文化庁に確認を求めることとする。
↓
- 文化庁は、包括宗教法人の募集目標額が、取りまとめて募集を行うこととなる被包括宗教法人の各々の募集目標額の合計に募集に要する経費を加えた額と合致しているかを確認すること。
↓
- 文化庁が確認をした場合には、当該包括宗教法人に確認書を交付する。
募集の開始日は、当該確認の翌日以降とする（募集期間は、3年間を限度とする）。
↓
- 文化庁は、包括宗教法人へ交付した確認書の写し（及び各被包括宗教法人に係る副申書の写し）を財務省に提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の募集計画額を取りまとめて、一括して募集を行うものとする。

【年次報告】

- 被包括宗教法人は、所轄庁に年次報告を行うこととする。
↓
- 所轄庁は、当該被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書と報告書類一式を提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の年次報告及び通知書を取りまとめて、文化庁に年次報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。

【募集終了報告】

- 包括宗教法人は、募集活動を完了した場合には、文化庁に事実上報告する。
また、包括宗教法人は、被包括宗教法人にもその旨報告する。
↓
- 被包括宗教法人は、所轄庁に募集終了報告を行うこととする。
↓
- 所轄庁は、被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書と報告書類一式を包括宗教法人に提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の募集終了報告及び通知書を取りまとめて、文化庁に募集終了報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。

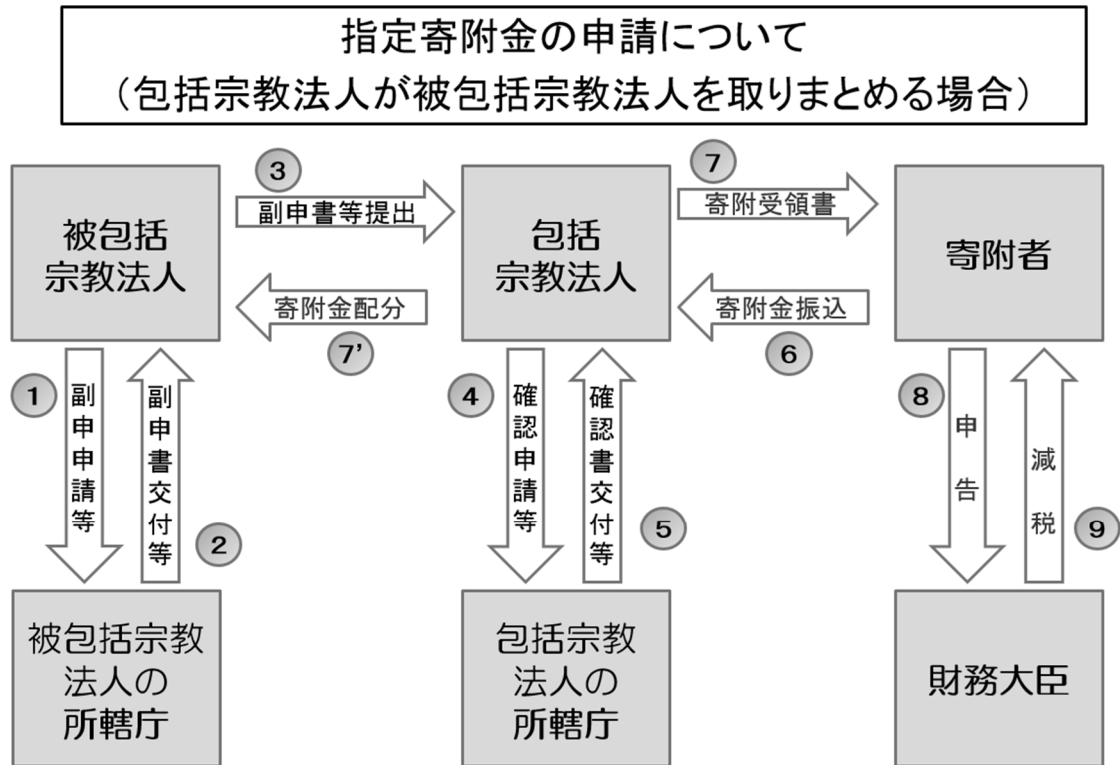
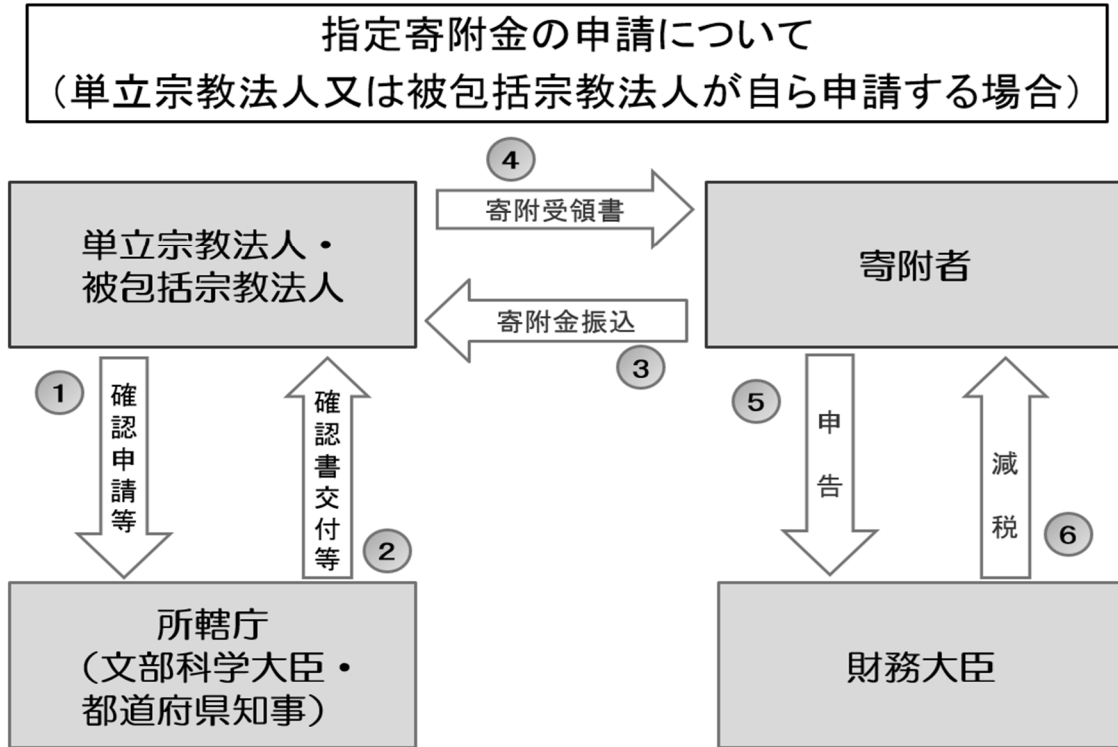
【募集終了後事業報告】

- 被包括宗教法人は、募金終了後、寄附事業が終了するまで、毎年度、所轄庁に報告する。
↓
- 所轄庁は、当該被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書及び報告書類一式を提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の報告及び通知書を取りまとめて文化庁に報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。

【完了報告】

- 被包括宗教法人は、原状回復事業を完了した場合には、所轄庁に報告する。
↓
- 所轄庁は、当該被包括宗教法人に通知書を交付する。
↓
- 被包括宗教法人は、包括宗教法人に通知書及び報告書類一式を提出する。
↓
- 包括宗教法人は、被包括宗教法人の報告及び通知書を取りまとめて文化庁に報告を行うこととする。
↓
- 文化庁から、財務省に報告することとする。

(11) 指定寄附金の申請について (図)



(1 2) 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧
(平成30年3月1日現在)

	宗教法人名(当該法人の包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務官庁	指定期間
1	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市小山 664 番地	千葉県	平成 23 年 9 月 15 日 ～平成 24 年 6 月 30 日
2	笠間稲荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市笠間 39 番地	茨城県	平成 23 年 9 月 28 日 ～平成 26 年 9 月 27 日
3	芳林寺 (曹洞宗)	埼玉県さいたま市岩槻区本町 1 丁目 7 番 10 号	埼玉県	平成 23 年 10 月 6 日 ～平成 26 年 9 月 30 日
4	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1	茨城県	平成 23 年 10 月 13 日 ～平成 25 年 10 月 13 日
5	須賀神社 (神社本庁)	千葉県野田市野田 31 番地	千葉県	平成 24 年 9 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 15 日
6	願成寺 (日蓮宗)	茨城県高萩市赤浜 106 番地	茨城県	平成 24 年 12 月 20 日 ～平成 25 年 7 月 31 日
7	西明寺 (真言宗豊山派)	栃木県芳賀郡益子町大字益子 4469 番地	栃木県	平成 25 年 1 月 11 日 ～平成 25 年 12 月 31 日
8	小松寺 (真言宗智山派)	茨城県東茨城郡城里町上入野 3912 番地	茨城県	平成 25 年 5 月 21 日 ～平成 28 年 5 月 20 日
9	鹿嶋神社 (神社本庁)	茨城県日立市大久保町 2 丁目 2 番 11 号	茨城県	平成 25 年 9 月 27 日 ～平成 28 年 9 月 26 日
10	日本基督教団水戸中央教会 (日本基督教団)	茨城県水戸市大町 3 丁目 3 番 18 号	茨城県	平成 25 年 10 月 12 日 ～平成 28 年 10 月 11 日
11	津龍院 (曹洞宗)	宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜 69 番地	宮城県	平成 25 年 12 月 27 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
12	佐竹寺 (真言宗豊山派)	茨城県常陸太田市天神林町 2404 番地	茨城県	平成 25 年 12 月 17 日 ～平成 28 年 12 月 16 日
13	大國魂神社 (神社本庁)	福島県いわき市平菅波字宮前 54 番地	福島県	平成 25 年 12 月 28 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
14	洞福寺 (曹洞宗)	宮城県石巻市谷川浜中井道 7 番地	宮城県	平成 26 年 6 月 19 日 ～平成 28 年 2 月 29 日
15	日輪寺 (曹洞宗)	東京都文京区小日向 1 丁目 4 番 18 号	東京都	平成 27 年 4 月 25 日 ～平成 30 年 4 月 24 日
16	八雲神社 (神社本庁)	宮城県石巻市鹿又字町浦 96 番地	宮城県	平成 27 年 10 月 7 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
17	願成寺 (浄土宗)	福島県喜多方市上三宮庁上三宮字籬山 833 番地	福島県	平成 28 年 6 月 29 日 ～平成 31 年 6 月 28 日
18	称法寺 (浄土真宗本願寺派)	宮城県石巻市門脇町 3 丁目 7 番 4 号	宮城県	平成 29 年 1 月 5 日 ～平成 32 年 1 月 4 日
19	孝勝寺 (日蓮宗)	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4 丁目 11 番 11 号	宮城県	平成 29 年 2 月 18 日 ～平成 32 年 2 月 17 日
20	水雲山潮音寺 (法相宗)	茨城県潮来市日の出長 4 丁目 7 番地	茨城県	平成 29 年 3 月 15 日 ～平成 32 年 3 月 14 日
21	皇祖皇太神宮 (単立)	茨城県北茨城市磯原町磯原 835 番地	茨城県	平成 29 年 3 月 31 日 ～平成 32 年 3 月 30 日
22	普誓寺 (真言宗智山派)	宮城県石巻市中浦 2 丁目 2 番 5 号	宮城県	平成 29 年 4 月 1 日 ～平成 32 年 3 月 31 日

『文化庁月報』宗務行政記事総目録

『文化庁月報』は、第1号(昭和43年9月発行)から、第546号(平成26年3月発行)まで発行された。平成30年は、文化庁設置から50周年を迎える節目に当たり、過去の『文化庁月報』に掲載された宗務行政に関する記事の総目録を掲載する。『文化庁月報』の発行経過は次のとおりである。

昭和43年6月15日、文部省の外局として文化庁が設置。初代長官は今日出海。

昭和43年9月15日、『文化庁月報』、一般向け広報誌として創刊。文化庁長官官房庶務課の編集、発行。

昭和51年5月25日、第92号発行。同号から市販される。文化庁編集、株式会社ぎょうせい発行。

平成13年1月6日、文部省から文部科学省となる。

平成23年4月、第511号発行。同号からウェブ公開となり、冊子版での発行が終了。

平成26年3月、第546号発行。『文化庁月報』終了。以降、ウェブ「文化庁広報誌 ぶんかる」に移行。

凡例

- (1) 記事の表題について、目次と本文が異なる場合は、本文を採録した。
- (2) 記事の掲載欄の名称、「論文」や「資料」など記事の種類について表示があれば採録した
- (3) 漢数字は、一部を除き算用数字とした。
- (4) 表題にない情報は、〔 〕で補足した。
- (5) 文化庁の行事一覧、人事異動に関する記事には、宗務課関連の動向が記載されているが、省略した。
- (6) 宗務行政を主とした記事ではないが、小見出しにある場合には、当該記事の表題までを「／」で区切り、以降に記した。

総目録

第1号	(昭和43年9月15日) 宗教法人実務研修会	5
第2号	(昭和43年10月15日) 『明治以降宗教制度百年史』(仮称)の編纂始まる	10
第3号	(昭和43年11月15日) 宗教団体数・教師数・信徒数の現況	6

第 4 号	(昭和 43 年 12 月 15 日) 「宗教法人の行なう事業調査」中間報告の概要	6
第 6 号	(昭和 44 年 2 月 1 日) 昭和 44 年度文化庁予算案／宗務行政の充実	3
第 7 号	(昭和 44 年 3 月 15 日) 宗教関係法人の新設—昭和 43 年度中—〔宗教法人「弘願真宗」,「財団法人国際仏教交流センター」,「財団法人国際仏教興隆協会」〕	10
第 9 号	(昭和 44 年 5 月 15 日) 昭和 44 年度宗教法人実務研修会	8
第 12 号	(昭和 44 年 8 月 15 日) 43 年版『宗教年鑑』の発行	15
第 13 号	(昭和 44 年 9 月 15 日) 法人の新設／宗教関係〔宗教法人「金刀比羅本教」〕	14
第 14 号	(昭和 44 年 10 月 15 日) 昭和 45 年度文化庁概算要求まとまる／宗務行政の充実	6
第 15 号	(昭和 44 年 11 月 15 日) 昭和 44 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会	9
第 16 号	(昭和 44 年 12 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	6
第 19 号	(昭和 45 年 3 月 1 日) 昭和 45 年度文化庁予算案決まる／宗務行政の充実	3
第 23 号	(昭和 45 年 7 月 15 日) 法人の新設等〔宗教法人「御嶽山大教」〕 『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』の発行	13 16
第 24 号	(昭和 45 年 8 月 15 日) 昭和 45 年度宗教法人実務研修会	6
第 25 号 〔表紙の「第 24 号」は誤植〕	(昭和 45 年 9 月 15 日) 『明治以降宗教制度百年史』の刊行 昭和 44 年版『宗教年鑑』の発行	15 16
第 26 号	(昭和 45 年 10 月 15 日) 昭和 46 年度文化庁概算要求まとまる／宗教行政の充実	4
第 27 号	(昭和 45 年 11 月 15 日) 昭和 45 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催 昭和 45 年度宗教法人の行なう事業調査の実施	18 18

第 28 号	(昭和 45 年 12 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	3
第 29 号	(昭和 46 年 1 月 15 日) 『日本の宗教』(英文版)の刊行について	16
第 30 号	(昭和 46 年 2 月 15 日) 昭和 46 年度文化庁予算決まる／宗務行政の充実	3
第 35 号	(昭和 46 年 7 月 15 日) 昭和 46 年度宗教法人実務研修会	6
第 38 号	(昭和 46 年 10 月 15 日) 昭和 47 年度文化庁概算要求まとまる／宗教行政の充実	4
第 39 号	(昭和 46 年 11 月 15 日) 昭和 46 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催	10
第 40 号	(昭和 46 年 12 月 15 日) 沖縄の復帰と文化行政／宗教法人制度の現状と経過措置	5
第 41 号	(昭和 47 年 1 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	11
第 42 号	(昭和 47 年 2 月 15 日) 昭和 47 年度文化庁予算案決まる／不活動宗教法人の実態 調査等宗務行政の充実 宗教法人法施行 20 周年記念感謝状贈呈式	4 8
第 45 号 随想	(昭和 47 年 5 月 15 日) 社寺の森(佐伯信男〈文化庁文化部長宗務課長〉) 祝沖縄復帰／沖縄宗教法人の切り替え措置	10 14
第 47 号	(昭和 47 年 7 月 15 日) 昭和 47 年度宗教法人実務研修会	11
第 48 号	(昭和 47 年 8 月 15 日) 法人の新設〔宗教法人「顕本法華宗」〕	14
第 50 号	(昭和 47 年 10 月 15 日) 昭和 48 年度文化庁概算要求まとまる／宗務行政の充実 包括宗教法人の行なう事業調査 『宗教年鑑』昭和 46 年版の刊行 『日本の宗教』(英文版)の刊行	4 10 19 19
第 52 号	(昭和 47 年 12 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	9
第 54 号	(昭和 48 年 2 月 15 日)	

	昭和 48 年度文化庁予算案きまる／宗務行政の充実	5
第 62 号	(昭和 48 年 10 月 15 日) 昭和 49 年度文化庁概算要求まとまる／世界の宗教事情調査	4
第 65 号	(昭和 49 年 1 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	5
第 66 号	(昭和 49 年 2 月 15 日) 昭和 49 年度文化庁予算案きまる／世界の宗教事情調査 昭和 48 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催	4 9
第 67 号	(昭和 49 年 3 月 15 日) 宗教法人の新設〔栄光の福音キリスト教団, 祖神道教団〕	10
第 71 号	(昭和 49 年 7 月 15 日) 新書紹介／『文部大臣所轄教団一覧・上』 法人設立〔財団法人日蓮正宗国際センター〕 宗教法人の解散〔天照教, 稲荷神教, 真言宗室生寺派〕	13 17 17
第 74 号 さざなみ	(昭和 49 年 10 月 15 日) 人口より多い信者数	15
第 75 号 随想	(昭和 49 年 11 月 11 日) 宗教と私 (山本研一〔文化庁文化部宗務課長〕)	11
第 76 号	(昭和 49 年 12 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況 昭和 48 年版『宗教年鑑』の発行 宗教法人の新設〔東寺真言宗〕 宗教法人の解散〔新仏教空海宗〕	5 12 14 14
第 79 号	(昭和 50 年 3 月 15 日) 都道府県宗教法人事務担当職員研修会開催さる	7
第 80 号	(昭和 50 年 4 月 15 日) 宗務行政に関し実情調査—早大霜田〔美樹雄〕教授各国へ—	17
第 83 号 さざなみ	(昭和 50 年 7 月 15 日) 敗戦直後の宗務課廃止論 昭和 50 年度宗教法人実務研修会の開催	10 13
第 86 号 さざなみ	(昭和 50 年 10 月 15 日) 宗教法人の事業	7
第 88 号	(昭和 50 年 12 月 15 日) 昭和 49 年版『宗教年鑑』の発行	13
第 89 号	(昭和 51 年 1 月 15 日) 法人新設〔財団法人式内社顕彰会〕	5

第 90 号	(昭和 51 年 2 月 15 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	8
第 91 号 さざなみ	(昭和 51 年 3 月 15 日) 神様と著作権	8
第 94 号	(昭和 51 年 7 月 25 日) 昭和 51 年度宗教法人実務研修会の開催	16
第 98 号 すうじ	(昭和 51 年 11 月 25 日) 文化庁所管公益法人の数 355／宗務課 115	21
第 99 号 すうじ	(昭和 51 年 12 月 25 日) 新法人紹介〔財団法人日本国際ギデオン協会〕 日本人は各国に比べ「宗教心低く、生活に不満足」	19 21
第 100 号 すうじ	(昭和 52 年 1 月 25 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	20
第 106 号 文化庁ニュース	(昭和 52 年 7 月 25 日) 文化庁関係の国会質問 第 77 回（通常会以降）／文化部 関係／〔「国家神道は宗教にあらず」について〕	26
第 109 号 解説資料	(昭和 52 年 10 月 25 日) 「津市地鎮祭」の最高裁判所の判決について（文化庁文化 部宗務課）	17
第 114 号 文化庁ニュース	(昭和 53 年 3 月 25 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	14
第 117 号	(昭和 53 年 6 月 25 日) 文化庁創設 10 周年への各界の声／宗教行事をめぐって（小 口偉一〈日本宗教学会会長〉） 文化庁 10 年の歩み／昭和 52 年度／津地鎮祭事件最高裁判 所判決，包括宗教法人等管理者研究協議会の開催	13 26
第 120 号 文化庁ニュース	(昭和 53 年 9 月 25 日) 昭和 53 年度宗教法人実務研修会の開催	17
第 124 号 文化庁ニュース	(昭和 54 年 1 月 25 日) 宗教団体・教師・信者数の現況	21
第 126 号 解説	(昭和 54 年 3 月 25 日) 「無限連鎖講の防止に関する法律」の制定について（安藤 幸男〈文化庁文化部宗務課長〉）	21
第 127 号 文化庁ニュース	(昭和 54 年 4 月 25 日) 新設法人紹介〔財団法人庭野平和財団〕	19

第 129 号	(昭和 54 年 6 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 54 年度都道府県宗教法人事務主管課長会議開催さる	19
第 130 号	(昭和 54 年 7 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 54 年度宗教法人実務研修会の開催	18
第 135 号	(昭和 54 年 12 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 54 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催	16
報告	わが国宗教界の概況 (文化庁文化部宗務課)	18
第 136 号	(昭和 55 年 1 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 54 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) の開催	18
文化庁ニュース	昭和 54 年度宗教法人実務研修会終了, 昭和 55 年度開催予定県決定	19
文化庁ニュース	宗教団体・教師・信者数の現況	21
第 142 号	(昭和 55 年 7 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 55 年度都道府県宗教法人事務主管課長会議開催さる	19
文化庁ニュース	昭和 55 年度宗教法人実務研修会の開催	19
文化庁ニュース	昭和 55 年度包括宗教法人等管理者研究協議会の開催	20
第 146 号	(昭和 55 年 11 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 55 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催	19
第 147 号	(昭和 55 年 12 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 55 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 開催さる	16
第 148 号	(昭和 56 年 1 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 55 年度宗教法人実務研修会終了, 昭和 56 年度開催予定県決定	19
第 149 号	(昭和 56 年 2 月 25 日)	
	日本人の宗教観 (金岡秀友〈東洋大学教授〉)	4
第 150 号	(昭和 56 年 3 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 56 年度宗務課関係事業計画の概要	16
第 153 号	(昭和 56 年 6 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 56 年度都道府県宗教法人事務主管課長会議開催さる	17
解説	宗教法人の管理運営の適正化 (安藤幸男〈文化庁文化部宗務課長〉)	24
第 154 号	(昭和 56 年 7 月 25 日)	
資料	日本における宗教団体の概況 I (文化庁文化部宗務課)	22
第 155 号	(昭和 56 年 8 月 25 日)	
資料	日本における宗教団体の概況 II (文化庁文化部宗務課)	25

第 156 号	(昭和 56 年 9 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 56 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）	17
資料	開催さる 日本における宗教団体の概況 III（文化庁文化部宗務課）	26
第 157 号	(昭和 56 年 10 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 56 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催	17
第 159 号	(昭和 56 年 12 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 56 年度宗教法人実務研修会終了, 昭和 57 年度開催予定県決定	19
第 162 号	(昭和 57 年 3 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 56 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）	21
文化庁ニュース	開催さる 昭和 57 年度宗務課関係事業計画の概要	22
第 164 号	(昭和 57 年 5 月 25 日)	
新刊紹介	『宗教法人の管理運営の手引』の刊行 第 1 集 宗教法人の規則	17
第 165 号	(昭和 57 年 6 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 57 年度都道府県宗教法人事務主管課長会議開催さる	20
第 166 号	(昭和 57 年 7 月 25 日)	
	文化の交流と喪失（中村元〈東京大学名誉教授〉）	4
第 167 号	(昭和 57 年 8 月 25 日)	
	宗教の語義について（竹村牧男〈文化庁文化部宗務課専門職員〉）	10
第 168 号	(昭和 57 年 9 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 57 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）	20
	開催さる	
第 170 号	(昭和 57 年 11 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 57 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会の開催	20
第 171 号	(昭和 57 年 12 月 25 日)	
報告	我が国における宗教法人の現況（古賀和則〈文化庁文化部宗務課専門職員〉）	10
第 173 号	(昭和 58 年 2 月 25 日)	
文化庁ニュース	昭和 57 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）	27
	開催	
第 180 号	(昭和 58 年 9 月 25 日)	
	宗教意識の国際比較（西平重喜〈上智大学教授〉）	4
文化庁ニュース	昭和 58 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）	21
	開催さる	

第 187 号 報告	(昭和 59 年 4 月 25 日) 日本の宗教団体の現況—昭和 57 年度宗教統計調査結果から—(文化庁文化部宗務課)	12
第 193 号 文化庁ニュース	(昭和 59 年 10 月 25 日) 昭和 59 年度都道府県宗教法人事務担当職員研修会開催さる	23
第 197 号 文化庁ニュース	(昭和 60 年 2 月 25 日) 昭和 59 年度包括宗教法人等管理者研究協議会(東京会場)開催さる	23
第 208 号	(昭和 61 年 1 月 25 日) 新春の神社(櫻井勝之進〈神社本庁副総長。多賀大社宮司。宗教法人審議会委員〉)	10
第 209 号 文化庁ニュース	(昭和 61 年 2 月 25 日) 昭和 60 年度包括宗教法人等管理者研究協議会開催	27
第 212 号	(昭和 61 年 5 月 25 日) 新任のごあいさつ(長谷川正明〈文化庁文化部宗務課長〉)	22
第 222 号 特集 巻頭論文	(昭和 62 年 3 月 25 日) 日本人と宗教 日本人の宗教的アイデンティティ(山折哲雄〈国立歴史民俗博物館教授〉)	4
解説	宗教統計からみた我が国の宗教(文化庁文化部宗務課) 我が国の宗教制度の沿革	8 13
第 231 号 ぶんか ブンカ	(昭和 62 年 12 月 25 日) 宗教感覚・東と西(井上順孝〈國學院大學助教授〉)	15
第 271 号	(平成 3 年 4 月 25 日) 文化政策の新たな動向—平成 3 年度文化庁の新施策—／国語・著作権・宗務	21
第 283 号	(平成 4 年 4 月 25 日) 文化政策の新たな動向—平成 4 年度文化庁の新施策—／国語・著作権・宗務	23
第 294 号 特集 巻頭言	(平成 5 年 3 月 25 日) 現代社会と宗教 宗教の社会的インパクト(金井新二〈東京大学教授〉) 宗教統計からみた我が国の宗教(文化庁文化部宗務課) 宗教法人制度の概要(文化庁文化部宗務課)	4 6 12
第 295 号	(平成 5 年 4 月 25 日) 平成 5 年度の文化施策の重点／平成 5 年度文化施策の概要／文化部宗務課	14

第 307 号	(平成 6 年 4 月 25 日)		
	平成 6 年度の文化施策の重点／文化部の重点施策／宗務行政の推進		15
第 319 号	(平成 6 年 4 月 25 日)		
	平成 7 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進		12
第 329 号 ACA NEWS	(平成 8 年 2 月 25 日)	宗教法人法の改正	36
第 331 号	(平成 8 年 4 月 25 日)	平成 8 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進	15
第 337 号 特集	(平成 8 年 10 月 25 日)	我が国と諸外国の宗教の現状	
巻頭言		日本の宗教文化—その特徴と問題—(田丸徳善〈大正大学教授〉)	4
		宗教法人制度の概要(文化庁文化部宗務課)	6
		日本の宗教の概要—宗教統計からみた我が国の宗教—(文化庁文化部宗務課)	12
		外国の宗教の概要—主要国の宗教と宗教制度について—(石村耕治〈朝日大学教授〉)	16
第 343 号	(平成 9 年 4 月 25 日)	平成 9 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進	15
第 351 号 特集	(平成 9 年 12 月 25 日)	我が国の宗教	
巻頭言		宗教という言葉—その曖昧さをめぐって—(島藺進〈東京大学文学部教授〉)	4
論文		日本における宗教の動向(古賀和則〈龍谷大学社会学部助教授〉)	6
		宗教さまざま(文化庁文化部宗務課)	10
		宗教団体による公益活動(文化庁文化部宗務課)	14
		改正宗教法人法の施行状況(文化庁文化部宗務課)	18
第 355 号	(平成 10 年 4 月 25 日)	平成 10 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進	15
第 363 号 特集	(平成 10 年 12 月 25 日)	宗務行政の最近の動向	
巻頭言		欧米の宗教法人法制と宗教法人の自律性(棚村政行〈早稲田大学法学部教授〉)	4
		改正宗教法人法の施行状況(文化庁文化部宗務課)	6
		都道府県における対応(愛知県総務部私学振興室、宮崎県総務部総務課)	9
		不活動宗教法人への対応(文化庁文化部宗務課)	13
		宗教法人の管理運営について(文化庁文化部宗務課)	16

第 367 号	(平成 11 年 4 月 25 日)		
	平成 11 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進		15
第 375 号	(平成 11 年 12 月 25 日)		
特集	宗務行政の現状		
巻頭言	「宗教カルト」―世俗化社会の鬼子―(金井新二〈東京大学教授〉)		4
解説	宗教法人制度の概要(文化庁文化部宗務課)		6
解説	最近の宗務行政について(文化庁文化部宗務課)		10
日本の宗教の概要	宗教統計からみた我が国の宗教(文化庁文化部宗務課)		14
第 379 号	(平成 12 年 4 月 25 日)		
	平成 12 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進		15
第 391 号	(平成 13 年 4 月 25 日)		
	平成 13 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進		17
第 399 号	(平成 13 年 12 月 25 日)		
特集	宗教法人法 50 年		
提言	宗教法人法 50 年―その回顧と展望―(鬼澤佳弘〈文化庁文化部宗務課長〉)		10
寄稿	宗教法人法 50 年を迎えて(佐藤丈史〈財団法人日本宗教連盟事務局長〉)		12
寄稿	東京都における宗務行政の課題(東京都生活文化局都民協働部市民活動推進課)		14
コラム	国民の宗教に関する意識―統計数理研究所「国民性の調査」より―		15
解説	宗教法人制度の概要について(文化庁文化部宗務課)		16
施策紹介	宗教法人制度の適正な施行のための取組み(文化庁文化部宗務課)		18
資料	宗教統計調査(文化庁文化部宗務課)		21
第 403 号	(平成 14 年 4 月 25 日)		
	平成 14 年度文化庁の重点施策／宗務行政の推進		21
第 441 号	(平成 17 年 6 月 25 日)		
	文化人の本音 河合隼雄文化庁長官対談―第 39 回 日本人と宗教性―(ゲスト 島藺進〈東京大学大学院人文社会科学系研究科教授〉)		4
特集	日本人の宗教観をめぐって		
解説	宗教法人制度の概要(文化庁文化部宗務課)		12
資料	宗教統計調査(文化庁文化部宗務課)		14
寄稿	宗教法人を取り巻くもの(大石眞〈京都大学大学院教授〉)		15
第 483 号	(平成 20 年 12 月 25 日)		
特集	日本人と宗教		
寄稿	日本人の宗教観の今とこれから(石井研士〈國學院大學教授〉)		12
寄稿	わが国における宗教と社会―日本宗教連盟および構成団		16

解説	体の活動から一（稲貴夫〈日本宗教連盟事務局長〉） 宗教法人制度の概要とその適正な執行のための取組（文化 庁文化部宗務課）	22
第 540 号	（平成 25 年 9 月）	
特集	日本の宗務行政	
寄稿	現代社会における宗教法人の役割（新井誠〈中央大学法学 部教授〉）	web
寄稿	宗務行政百年と宗教法人（石井研士〈國學院大學神道文化 学部長〉）	web
解説	文部省の宗教局から文化庁の宗務課までの歩み（文化庁文 化部宗務課）	web
解説	宗教法人制度の概要と宗務行政の現状（文化庁文化部宗務 課）	web
解説	宗教統計調査と『宗教年鑑』（文化庁文化部宗務課）	web
寄稿	公益財団法人日本宗教連盟の役割（湯澤豊〈公益財団法人 日本宗教連盟事務局長〉）	web

宗 務 報 告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成24～28年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸 教	合 計
24	85,217	77,568	4,628	14,787	182,200
25	85,143	77,518	4,657	14,643	181,961
26	85,086	77,472	4,693	14,559	181,810
27	85,039	77,400	4,728	14,478	181,645
28	84,990	77,336	4,761	14,410	181,497

（注）毎年12月31日現在の数である。

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成25～29年）

年区分	所 轄 庁	設 立	規則変更	合 併	任意解散	合 計	解散命令
25	文部科学大臣	3	56	1	1	61	0
	都道府県知事	72	843	178	83	1,176	9
26	文部科学大臣	2	37	0	0	39	0
	都道府県知事	61	910	140	75	1,186	6
27	文部科学大臣	0	48	3	0	51	0
	都道府県知事	68	926	118	92	1,204	4
28	文部科学大臣	4	42	2	0	48	0
	都道府県知事	71	893	134	77	1,175	12
29	文部科学大臣	3	29	2	2	36	0
	都道府県知事	55	898	142	76	1,171	4

（注）集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 第32期宗教法人審議会の任期満了に伴い、任期中の委員を除き、第33期宗教法人審議会委員については、平成29年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成31年3月31日まで）。平成29年8月30日開催の第171回宗教法人審議会において、新井誠委員が会長に選出された。

第33期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

会 長	○ 新 井 誠	（中央大学法学部教授）
	飯 島 法 道	（思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
	石 井 研 士	（國學院大學副学長）
	打 田 文 博	（小國神社宮司）
	○ 大 橋 真由美	（成城大学法学部教授）
	○ 岡 田 泰 六	（宗教真光三代教え主，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
	○ 巫 部 祐 彦	（神理教管長）
	○ 北 澤 安 紀	（慶應義塾大学法学部教授）
	久 喜 和 裕	（（公財）全日本仏教会事務総長）
	○ 熊 野 明 夫	（光明寺住職，弁護士）
会長代理	○ 原 田 一 明	（立教大学法学部教授）
	○ 比 企 敦 子	（日本キリスト教協議会教育部総主事）
	○ <u>日比野 郁 皓</u>	（（公財）全日本仏教婦人連盟理事，世界仏教徒連盟人道奉仕委員会委員長）
	本 部 雅 裕	（鶴戸神宮宮司）
	○ 峰 ひろみ	（首都大学東京法科大学院教授）
	○ 宮 本 みち子	（放送大学副学長）
	○ 村 鳥 邦 夫	（御嶽教管長）
	○ 矢 木 良 雄	（イムマヌエル綜合伝道団教団総務）
	○ 渡 辺 雅 子	（明治学院大学社会学部教授）

（注）○印は今回任命委員（14名）うち下線は新任委員（1名）

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日（2年）

（○印のない委員は任期中）

- ② 打田文博委員の任期満了に伴い、平成29年10月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成31年9月30日まで）。

九 條 道 成 （明治神宮権宮司）

(2) 宗教法人審議会の開催状況

第171回宗教法人審議会

○日 時 平成29年8月30日(水) 14時00分～

○場 所 文部科学省 東館15F1会議室

- 議 題 (1) 会長の選出について
(2) 宗教法人審議会の所掌事務等について
(3) 最近の宗務行政について
(4) その他

第172回宗教法人審議会

○日 時 平成30年3月16日(金) 10時00分～

○場 所 東海大学校友会館(霞が関ビル35階)

- 議 題 (1) 宗教法人「了徳寺」の解散の認証決定に係る審査請求について
(2) 最近の宗務行政について

3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成29年度）

（1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

北海道・東北地区

（開催県 岩手県）

○期 日：平成29年10月24日(火)・25日(水)

○場 所：ホテル東日本（岩手県盛岡市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 盛岡税務署法人課税第二部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 岩手県総務部法務学事課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

関東甲信越静岡地区

（開催県 神奈川県）

○期 日：平成29年10月5日(木)・6日(金)

○場 所：神奈川県立青少年センター（神奈川県横浜市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 横浜中税務署法人課税第一部門，第三部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 神奈川県総務局組織人材部文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

（開催県 群馬県）

○期 日：平成29年11月16日(木)・17日(金)

○場 所：群馬会館（群馬県前橋市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 前橋税務署法人課税第二部門，審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 群馬県総務部学事法制課

- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

税理士法人ゆびすい

近畿・中部地区

(開催県 福井県)

○期 日：平成29年10月19日(木)・20日(金)

○場 所：福井市にぎわい交流施設 ハピリンホール (福井県福井市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 金沢税務署審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 福井県総務部情報公開・法制課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

税理士法人ゆびすい

(開催県 兵庫県)

○期 日：平成29年10月26日(木)・27日(金)

○場 所：兵庫県民会館 (兵庫県神戸市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 神戸税務署審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 兵庫県企画県民部管理局文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

税理士法人ゆびすい

中国・四国地区

(開催県 徳島県)

○期 日：平成29年10月2日(月)・3日(火)

○場 所：徳島県郷土文化会館 あわぎんホール (徳島県徳島市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 徳島税務署法人課税第三部門

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 徳島県経営戦略部総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

(開催県 山口県)

○期 日：平成29年10月30日(月)・31日(火)

○場 所：地方職員共済組合湯田保養所 翠山荘(山口県山口市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 山口県総務部学事文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

九州地区

(開催県 宮崎県)

○期 日：平成29年9月28日(木)・29日(金)

○場 所：宮崎県市町村職員共済組合 ひまわり荘(宮崎県宮崎市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 宮崎税務署法人課税第一部門、第六部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

(開催県 佐賀県)

○期 日：平成29年11月14日(火)・15日(水)

○場 所：公立学校共済組合 グランデはがくれ(佐賀県佐賀市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 博多税務署審理専門官

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 佐賀県総務部法務私学課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

（２）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）〔文化庁主催〕

○期 日：平成３０年１月１５日（月）

○場 所：梅田スカイビル（大阪府大阪市）

○内容等

- ・講義「変容する日本と宗教法人—不活動宗教法人は増えるのか？—」
國學院大學副学長 石井 研士
- ・講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」
富永浩明法律事務所 弁護士 富永 浩明
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課

○期 日：平成３０年１月１９日（金）

○場 所：日本消防会館 ニッショーホール（東京都港区）

○内容等

- ・講義「変容する日本と宗教法人—不活動宗教法人は増えるのか？—」
國學院大學副学長 石井 研士
- ・講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」
富永浩明法律事務所 弁護士 富永 浩明
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課

4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成29年度）

（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）

〔文化庁主催〕

○期 日：平成29年4月28日（金）

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- | | |
|----------------|-----------|
| ・講義「現代日本の宗教概要」 | 文化庁文化部宗務課 |
| ・講義「宗務行政について」 | 文化庁文化部宗務課 |
| ・講義「宗務行政上の留意点」 | 文化庁文化部宗務課 |

（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

〔文化庁・各都道府県共催〕

北海道・東北地区

（開催県 岩手県）

○期 日：平成29年7月18日（火）・19日（水）

○場 所：地方職員共済組合 エスポワールいわて（岩手県盛岡市）

○内容等

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ・講演「東日本大震災と臨床宗教師」 | 東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座教授 高橋 原 |
| ・講義「不活動宗教法人対策等について」 | 文化庁文化部宗務課 |
| ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」 | 神社本庁総務部神社課 |
| ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係） | |

関東甲信越静地区

（開催県 新潟県）

○期 日：平成29年8月24日（木）・25日（金）

○場 所：新潟県市町村総合事務組合 新潟県自治会館（新潟県新潟市）

○内容等

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ・講演「宗教法人と霊園・墓地に関する問題」 | 大正大学文学部教授 村上 興匡 |
| ・講義「不活動宗教法人対策等について」 | 文化庁文化部宗務課 |
| ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」 | 神社本庁総務部神社課 |
| ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係） | |

近畿・中部地区

（開催県 石川県）

○期 日：平成29年7月13日(木)・14日(金)

○場 所：石川県庁行政庁舎（石川県金沢市）

○内容等

- ・講演「在留外国人とその宗教施設の現状―近畿・中部地区の事例を中心に―」
大阪国際大学グローバルビジネス学部教授 三木 英
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」
文化庁文化部宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人整理の取り組みについて」
天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

中国・四国地区

（開催県 愛媛県）

○期 日：平成29年7月10日(月)・11日(火)

○場 所：愛媛県市町村職員共済組合 えひめ共済会館（愛媛県松山市）

○内容等

- ・講演「宗教法人と墓地（霊園）に関する法律問題」
愛媛大学法文学部教授 竹内 康博
- ・講義「不活動宗教法人対策について」
文化庁文化部宗務課
- ・講義「浄土真宗本願寺派における不活動宗教法人対策」
浄土真宗本願寺派寺院活動支援部
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

九州地区

（開催県 大分県）

○期 日：平成29年7月27日(木)・28日(金)

○場 所：大分センチュリーホテル（大分県大分市）

○内容等

- ・講演「宗教法人と墓地（霊園）に関する法律問題」
愛媛大学法文学部教授 竹内 康博
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」
文化庁文化部宗務課
- ・講義「曹洞宗が行う不活動法人対策等について」
曹洞宗総務部庶務課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

5 宗教法人向け研修会の実施予定（平成30年度）

（1）概要

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、宗教法人としての意識の徹底及び事務処理能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、例年9月から11月にかけて、「宗教法人実務研修会」を実施している。平成30年度の各地域における開催予定県は、次表のとおりである。いずれも文化庁と開催県との共催である。開催日及び会場は、決定次第、文化庁のウェブサイトにて公表する。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kenshukai.html>

- ① 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義，2日目は「宗教法人の会計・税務」等の講義を行う。いずれか1日のみの参加も可能で，参加費は無料である。テキスト等も無料で配布する。その他の経費については，参加者の負担となる。
- ② 各会場とも席に限りがあるので，参加を希望する場合は，事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いしたい。
- ③ 研修日程は，1日目は13時00分～16時50分（12時00分受付開始，12時30分～12時55分DVD「宗教法人の管理運営」上映（視聴は自由）），2日目は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定しているが，日程・会場については変更が生じる場合もあるので，あらかじめ了承されたい。
- ④ 日程が合わない場合は，他の開催県の担当部署（連絡先を参照）との相談により，他の地区の研修会に参加できる可能性がある。

地区	開催県	連絡先（平成30年3月現在）
北海道・東北 （北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島）	宮城県	宮城県総務部私学文書課公立大学・公益法人班 電話：022（211）2295
関東甲信越静 （茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，新潟，山梨，長野，静岡）	埼玉県	埼玉県総務部学事課総務・宗教法人担当 電話：048（830）2568
	新潟県	新潟県総務管理部法務文書課法務班（訟務担当） 電話：025（280）5374
近畿・中部 （富山，石川，福井，岐阜，愛知，三重，滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山）	石川県	石川県総務部総務課法規グループ 電話：076（225）1232
	大阪県	大阪府府民文化部府民文化総務課 大学・宗教法人グループ 電話：06（6210）9270
中国・四国 （鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知）	島根県	島根県総務部総務課 情報公開・文書・公益法人スタッフ 電話：0852（22）5014
	愛媛県	愛媛県総務部総務管理局私学文書課 私学・公益法人係 電話：089（912）2221
九州 （福岡，佐賀，長崎，熊本，大	長崎県	長崎県総務部学事振興課 電話：095（895）2282

分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)	沖縄県	沖縄県総務部総務私学課私学・法人班 電話：098（866）2074
-----------------	-----	--------------------------------------

（２）宗教法人実務研修会の講義資料等の提供について

平成２９年度の宗教法人実務研修会で配布した講義資料等について、残部がある。希望する方は、下記の方法で申し込まれたい。原則として、一人につき講義資料等一式（計２点）をお送りする。（複数部が必要な場合は、下記の FAX 宛てに問合せのこと。）

提供する講義資料等

1. 冊子『宗教法人実務研修会資料』（A5 判 206 ページ）
2. 冊子『宗教法人の会計・税務』（A4 判 81 ページ）

申込み方法

1. 350 円分の切手を貼った返信用の封筒（角型 2 号が適当）を下記連絡先まで送付すること。返信用の封筒の表書きには、送付先の住所及び御氏名とともに、左端に「ゆうメール」と朱書きすること。
2. 当方へ送る封筒の表（左端）に「研修会講義資料等希望」と朱書きすること。

連絡先

文化庁文化部宗務課宗教法人室法人係

住所 〒100－8959 東京都千代田区霞が関 3－2－2

FAX 03（6734）3819

6 平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(平成30年3月1日現在)

	宗教法人名 (当該法人の 包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務 官庁	指定期間
1	阿蘇神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇市一の宮町 宮地 3083 番地 1	熊本県	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日
2	常通寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市西区二本 木 3 丁目 12 番 45 号	熊本県	平成 29 年 2 月 9 日 ～平成 32 年 2 月 8 日
3	熊本県護国神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区宮 内 3 番 1 号	熊本県	平成 29 年 2 月 22 日 ～平成 32 年 2 月 21 日
4	宮地神社 (神社本庁)	熊本県熊本市南区城南 町宮地 935・936 番地	熊本県	平成 29 年 3 月 30 日 ～平成 32 年 3 月 29 日
5	熊本城稲荷神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区本 丸 3 番 13 号	熊本県	平成 29 年 5 月 9 日 ～平成 32 年 5 月 8 日
6	臨光寺 (真言宗御室派)	熊本県玉名郡南関町大 字豊永 1769 番地	熊本県	平成 29 年 12 月 19 日 ～平成 31 年 3 月 30 日
7	浄行寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市南区川尻 1 丁目 5 番 87 号	熊本県	平成 30 年 1 月 30 日 ～平成 31 年 4 月 30 日

宗 務 時 報 No. 122

発行日 平成30年3月30日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
 〒100-8959
 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
 電話 03（5253）4111（代表）

印刷 株式会社三響社
